

官報

号外

平成十年五月二十一日

○第四百十二回 衆議院會議録 第四十一号

平成十年五月二十一日(木曜日)

議事日程 第二十九号

平成十年五月二十一日

午後一時開議

- 第一 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 橋本内閣総理大臣の第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告及び質疑
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(内閣提出、参議院送付)及び検査法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

平成十年五月二十一日 衆議院會議録第四十一号

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案 建築基準法の一部を改正する法律案

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。法務委員長長笹川君。

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔笹川君登壇〕

○笹川君 ただいま議題となりました債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、債権流動化を初めとする法人の資金調達手段の多様化の状況にかんがみ、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等について登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、債権譲渡の對抗要件の特例として、法人が金銭債権を譲渡した場合には、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記をすることによって、債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備することを認めることとするものであります。

第二に、債務者を保護するため、債権譲渡登記の効力を債務者に及ぼすためには、個別に債務者に対する通知または債務者の承諾を要することとするものであります。

第三に、債権譲渡の登記の手続や登記事項の開示方法等、新たな債権譲渡登記制度に関する規定を設けることとするものであります。

以上が、この法律案の要旨であります。

委員会においては、去る十五日下種葉法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、昨二十日討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。建設委員長長遠藤君。

建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤君登壇〕

○遠藤君 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を初めとする単体規制の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十四日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託され、五月六日瓦建設大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑に入り、参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行い、昨二十日の委員会において質疑を終了、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成十年五月二十一日 衆議院會議録第四十一号

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件 樺本内閣総理大臣の第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告 第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告 第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告 第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告

二

日程第三 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中馬弘毅君登壇)

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました日独社会保障協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国政府は、従来からドイツ政府との間で、西国間の人的交流に伴って発生する公的年金保険制度への二重加入等の問題に関する協議を行ってまいりましたが、この問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでドイツ政府と一致し、平成七年九月以来、このための政府間交渉を行ってまいりました。その結果、協定案について最終的合意に至ったので、平成十年四月二十日、東京において本協定の署名が行われました。

本協定は、日独両国間における公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は、年金保険制度への強制加入に関する、就労が行われている国の関係法令のみを適用することを原則としつつ、一時的に相手国に派遣される被用者等の場合には、原則として五年間は自国の法令のみを適用すること、また、一方の締約国の年金を受給する権利を取得するため必要とされる資格期間の計算に際しては、他方の締約国の年金保険制度に加入していた期間を通算すること等でありま

す。本件は、去る五月十三日参議院より送付され、翌十四日に外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、同月十五日小淵外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

内閣総理大臣の発言(第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告)

○議長(伊藤宗一郎君) 内閣総理大臣から、第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣樺本龍太郎君。

(内閣総理大臣樺本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(樺本龍太郎君) 十五日から十七日まで英国バーミンガムで開催された第二十四回主要国首脳会議について御報告いたします。

昨年のデンバー・サミット以降に発生したアジアの通貨・金融危機は、本年のサミットにおいて焦点の一つとなりました。特に、先日来大きな展開を示しているインドネシア情勢に関しては、当然ながらサミットで活発に議論されましたが、その結果、我々は、人命の損失を深く懸念し、当局と市民の双方に暴力の高まりを回還するよう呼びかけるとともに、経済改革プログラムの履行を完全に支持し、さらに、インドネシア当局に対し、

必要な改革の迅速な実施を呼びかける声明を提出しました。

なお、本日、スハルト大統領が辞任し、ハビビ副大統領が新大統領に就任する旨の発表がございました。

アジアの経済情勢に関する議論の中で、私は、総額四百二十億ドルに上る我が国の支援策につき紹介するとともに、G8諸国として引き続き精神、物質両面で危機克服努力への支援を継続すること、アジア経済危機を契機として保護主義が台頭しないよう警鐘を発すること、また、良好なファンダメンタルズを持つアジア諸国経済は、苦渋に満ちた調整期を経つつも、やがて必ず力強く復活するであろうと国際社会が信じていることが今日最も重要である旨強調しました。これらの点は、国際資本移動のモニタリングなど、国際金融システムの強化に関する私の主張とともに、各国首脳の賛同を得、一連の文書に反映できたことは幸いでありました。

また、世界経済の現状に関する討議の中で、私は、現下の我が国の経済運営につき、第一に景気回復に向けた減税と社会資本整備による内需の拡大、第二に不良債権問題の本格的な処理と金融システムの強化、第三に構造改革の実行という三つの柱につき説明し、その早期実施に向け、必要な補正予算や減税法案を既に国会に提出していることを述べました。こうした我が国の総合経済対策は、主要国首脳から強い歓迎を受けましたが、このことは、必ずや日本経済に対する内外の信頼を高める結果となるものと確信しております。

グローバルな経済問題としては、アジア経済のほか、貿易、開発、環境、エネルギーが取り上げられ、私からは、第二回アフリカ開発会議への協力要請、国際衛生虫対策、京都議定書の実現に向けた取り組みの継続と途上国の自主的参加意欲の重要性等に言及しました。

ブレア首相が特に重点を置かれた雇用については、深刻なアジアの失業問題に言及しつつ、神戸会議が提起した活力ある雇用社会の実現や新規産

業の育成等の重要性を指摘し、国際組織犯罪については、特に薬物、なんぞく覚せい剤対策の重要性等を指摘しながら、国内、国際両面にわたる取り組みを強化していく決意をいたしました。

インドの核実験問題について、私より、インドに対しては一連の核実験を非難し、新規円借款の停止を含む強い措置をとり、同時に、パキスタンに対しては最大限の自制を呼びかけるとの我が国の立場を説明し、G8としてのメッセージが強くかつ明確なものになるよう主張しました。

また、今次サミットの機会に、米国、ロシア、英国、ドイツ及びイタリアと二国間の首脳会談を行い、共通の関心事項につき、有意義な意見交換を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

内閣総理大臣の発言(第二十四回主要国首脳会議出席等に関する報告)に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。福田康夫君。

(福田康夫君登壇)

○福田康夫君 自由民主党を代表いたしましたして、先般行われましたバーミンガム・サミットについてお尋ねいたします。

今回のサミットは、ブレア首相のイニシアチフのもとで、外相、蔵相が同席せず、本日に首脳だけの会議となりました。このような開催の方法は、外交あるいは経済の専門家が不在のため、例えばユーロ以後をにらんだ世界経済の枠組みとかアジア経済対策という問題について、突っ込んだ議論ができなかったのではないかと懸念されますが、反面、首脳同士の信頼を増すという利点もあったと思います。総理は、今回のサミットのやり方を、従来方式と比較してどのように評価されますか。

また、今回のサミットは、ロシアが最初から最

後まで参加したG8サミットになりました。貿易、開発等の国際経済問題についてはロシアも議論に参加したと承知いたしておりますが、議論は十分か合ったのでしょうか。

また、ロシアの参加により参加国の数が拡大しましたが、現在急速な経済発展を遂げ、政治的にもウエイトを増している中国のサミット参加について、総理はどのようにお考えですか。これまでのところ中国は参加の意思表明をしておられませんが、要望が出れば認めるべきではないでしょうか。

次に、サミットの焦点の一つであったアジア経済について伺います。

アジアの経済危機の原因については、ある程度安定して定着していた日本の直接投資と比較し、一九九三年に世界銀行がアジアは世界の成長センターと称して以来、欧米諸国がこぞって短期資本の投資を急増させ、また、昨年夏の情勢の変化により急激に流出させたことによるものと考えられます。こうしたことを考慮すれば、あたかもアジアの経済危機の主な責任が日本にあるかのような議論は間違っていると考えますが、総理の御所見はいかがでしょう。また、こうした点とも関連し、総理はアジア経済に際し、サミットの場においてどのような主張を行ったのですか。

また、経済危機のアジアに対し、他国が投融資をちゅうちょする今こそ、日本が円の融資をふやして円経済の比重を高めるよい機会ではないかという説がありますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、我が国の経済対策に関する討議につきお尋ねいたします。

日本は各国首脳から経済対策につき多くの注文がつくのではないかとというのが、サミット開催前のマスコミの予想でした。しかし、それは全くの杞憂に終わったのでありますが、これは、総理が我が国の総合経済対策と経済の現状について十分説明をし、納得を得たからだと思います。

そこで、お尋ねしたいことは、日本経済については議論らしき議論が行われたのでありましか。もしそうであれば、どのような点につき議論があったのか、具体的に御説明ください。

今次サミットにおきましては、二度の核実験を行ったインドに対して、G8としていかに対応するかが主要な議題の一つとなったと聞いておりますが、本件に関するサミットの結論はどのようなものであったのでしょうか。

パキスタンがインドへの制裁の強化を望んでおるようでありますが、日本としてはインドが伝統的に大衆親日的な国であることを考慮に入れるべきであります。今回の各種措置についてもきちんとすべきことはもちろんであります。同時に、大局的な日印関係の観点も失わずに対処されることを望みます。インドとの交流を縮小、断絶するがごとき動きがあるとすれば、インドの孤立感を深め、かえって同国の核依存を強める結果になると思われませんが、いかがでしょうか。

パキスタンが対抗して核実験を行うことを防ぐためには、インドへの毅然たる姿勢が重要であることは言うまでもありませんが、同時に、パキスタンとの徹底した話し合いにより解決の努力を図るべきと考えます。また、インド及びパキスタンに日本として説得力を持って核不拡散体制への参加を促すためには、我が国の核軍縮・不拡散に対する基本的姿勢を明確にし、特に日本としては、この際、米ロなどの核保有国に対して一層の核軍縮を訴えていくべきではないかと思いますが、総理のお考えはいかがでしょう。

最後に、インドネシア情勢と日本の対応について伺います。

インドネシアの情勢は、スハルト大統領の辞任という新しい段階を迎えました。大統領の英断を歓迎するとともに、アジアの大国であり、一貫して親日的であるインドネシアに対しては、日本は引き続き相対相手としての役割を継続していくことが重要と考えますが、総理は、今後の日・インドネ

シア関係につきどのように考えますか。

日本として今回の事態に当たり重要な問題は、インドネシアからの邦人の出国でした。政府の対応について後手後手に回っているのではないかと批判もありましたが、実際はかなり順調に進んだのではないのでしょうか。既に、昨二十日朝の時点で一万三千人以上が出国し、残留されている約四千名の邦人の方についても、計算上では出国できる十分な体制が組まれていることを承知しております。

また、外務省が発出する海外危険情報は、昨年十二月に、それまでの三段階のものから五段階のものに改定し、国民にもわかりやすいものになったことは評価すべきものと思います。今回のインドネシアにおける邦人の安全対策について、政府としてのこれまでの対策をどのように自己評価し、また、今回の反省を踏まえ、今後どのような取り組みを考えるべきでしょうか。

以上、バーミンガム・サミット及び関連する事項につきお尋ねいたしました。総理の御所見をお伺い申し上げます。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 福田議員にお答え申し上げます。

まず第一に、今回のサミットのやり方についてのお尋ねがございました。

今回のサミットは、外相会談、蔵相会談を事前に行い、首脳だけで親密な雰囲気の中での会合を行い、アジア経済等の少数の課題について、準備プロセスを経て論点を整理し、その上で焦点を絞って集中的に議論することができ、また、インドネシア情勢、インドの核実験といった焦眉の問題にも時間を十分割くことができ、実りが多かったと考えております。

なお、ロシアの参加も私は有意義であったと考えております。次に、中国のサミット参加についてのお尋ねがございました。

これは、中国側が希望されるかどうかという問題がまずありますけれども、一般論として申し上げますならば、サミットのメンバーシップ拡大については、メンバー間で十分に議論をし、その上で結論を出す種類の話であると考えております。

次に、アジア経済危機の原因についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、アジア経済危機は、アジア各国が高度成長の際に行った自発的な借り入れによる短期資本の急激な流入等、さまざまな要因によって起こったものであり、我が国に主な責任があるかのような議論は、危機の背景を正確に理解しておられないものと考えております。また、我が国のアジアからの輸入額は米国に次いで第二位であり、人口一人当たりの輸入額にすると日本は第一位であります。その意味で、従来からアジアの経済発展に十分寄与してきたものと考えております。

今回のサミットでは、引き続きG8としてアジア各国の改革努力を支援するとともに、その経済回復に対する国際的な信託を与えることの重要性を指摘し、各国の賛同を得ることができました。次に、アジア地域に向けた円の融資についてのお尋ねがございました。

通貨危機に陥りましたタイ、インドネシアといった国に対し、我が国は、円借款の供与を行うなど、これまで積極的な支援を行ってまいりました。また、円の国際化に関しては、こうした円の公的な使用に加えて、金融システム改革などを通じて、円の利用が進む環境を整えてまいりたいと考えております。

サミットでの日本経済についての議論というお尋ねをいただきました。

私は、我が国の現下の経済運営について、第一に景気回復に向けた減税と社会資本の整備による内需の拡大、第二に不良債権問題の本格的な処理と金融システムの強化、第三に構造改革の実行という三つの柱について説明をし、その早期実施の

ために、必要な補正予算や減税法案を既に国会に提出していることを述べました。これに対して、主要国首脳から強い歓迎を受けた次第であります。

次に、インドの核実験に関するお尋ねでございますが、今次のサミットは、首脳声明において、インドの核実験を非難するとともに、インドに対し、無条件にNPT及びCTBTに従うこと等を求めました。我が国としては、御指摘のとおり、大局的な日印関係という観点から、同国との対話、交流は継続していきたいと思っております。しかし、今回のインドによる核実験は、核兵器のない世界を目指す国際社会全体の努力に対する挑戦であり、唯一の被爆国として全く容認できるものではなく、ODAの大綱原則にかんがみても、新規円借款の停止などを内容とする強い措置をとった次第であります。

我が国の核軍縮・不拡散に対する基本姿勢につきましては、御指摘のとおり、核保有国に対し一層の核軍縮を訴えていくことは重要であります。我が国としても、米ロに対し、戦略兵器削減条約プロセスのもとでの核軍縮を促しているほか、そのほかの核兵器国に対しても、核兵器を削減する努力を一層強化するよう呼びかけております。

次に、インドネシアについてのお尋ねがございました。

今後の日本・インドネシア関係についてありますが、本日スハルト大統領が辞任し、インドネシアは今後新たな体制に移行することとなりましたが、我が国としては、インドネシアにおいて一日も早く経済の回復と民生の安定が実現するよう期待しており、我が国としても、インドネシアの

国民のこのような改革努力に対し、引き続きできる限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

インドネシアでの邦人の安全対策につきましては、政府は、インドネシアにおります留邦人の安全確保に最大限の努力を払っております。幸い、これまで邦人の方々には生命にかかわるような危害を受けられたこともなく、一万人以上の方々がこの十五日間に無事出国しておられ、政府の対策が功を奏したと考えております。

本日スハルト大統領が辞任をされましたけれども、さらなる対応については、これからしばらくの事態の進展を見きわめながら検討を続けてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊藤家一郎君) 横路孝弘君。

〔横路孝弘君登壇〕

○横路孝弘君 私、民主党を代表して、ただいま報告のありました先進国首脳會議並びに関連する重要施策について、橋本総理に質問をいたしたいと思っております。

まず、バーミンガム・サミットの重要案件として議論された我が国の経済運営について質問をいたします。

共同声明では、世界経済の成長を継続するためにはアジア市場の早急な構造改革が欠かせないと強調されています。言うまでもなく、アジア市場の中にあつて我が国が果たすべき役割は非常に重要であり、その意味においても、我が国経済が健全かつ力強い発展を続けることが必要であります。総理は我が国の経済対策は強い歓迎を受けたと

喜んでおられますけれども、それは、今まで、サミットなどの国際會議のたびに、我が国は消費税を上げて景気にさしたる影響はないとか、不良債権問題はめどがついたと約束をし、そのたびに常に期待を裏切られてきた各国が、本当に景氣回復という効果が出るかどうか見てみようという冷やかな反応にすぎないことに総理は気づいていないのではないのでしょうか。

日本経済は、本年三月の失業率が三・九%、有効求人倍率は〇・五八倍と最悪の数字を示したように、昨年の急激な国民負担増を引き金とした景氣の後退は、金融危機、消費不況の深刻化という下降の悪循環となっており、政府の後手後手の対策によっていまだ底入れの展望は見えておりません。需要不足、需給ギャップの拡大への対策が当面の最大の課題であつて、現状では下降悪循環をとめることはできないと思つております。

一九九七年度の成長も、十一月期で前期比マイナス〇・二、多分トータルでマイナス〇・四から〇・五ぐらいになるでしょう。今のままでは一九九八年度も、アジア金融危機の影響や消費マインドの萎縮、貸し渋りの継続などの要因で、多くを期待することはできません。要するに、単発的な景氣対策を超えた、系統的かつ中長期的な展望に立つ本格的な政策展開が不可欠となっているのであります。

継続的な家計負担の軽減により消費マインドの好転が期待できる恒久的な減税の早期実施、福祉後退の心配を打ち消す制度改革のあり方、将来の活力につながる生活雇用重視型の新しい社会資本の整備や二十一世紀にふさわしい人的能力開発や社会経済のインフラ投資が、今こそ必要であり重

要であります。日本経済の現状についての総理の認識と考え方を明確にさせていただきたいと存じます。

さて、今回のG7では、日本が特に不良債権問題の解決と構造改革の促進の重要性を対外的に約束したことを盛り込んでおります。

そして、総理は、イギリスにおいて記者団に、これから本気で取り組んでいかなければならぬ、これをやり遂げないと本心に信頼を取り戻すことはできないし、ここでちゃんと処理できないければ本心にどうしようもないと述べ、抜本処理に全力を挙げる方針を表明した、このように話されたという新聞報道を読んで、私はびっくりいたしました。パブルが崩壊して不良債権問題が深刻化して、一体何年たっているのでしょうか。これから本気でとは一体何事ですか。ただただあきればかりであります。

金融機関が金融機能を発揮できるようにするためには、金融機関自身の経営効率化によって不良債権の償却を積極的に進めることが必要であります。そのために、貸付債権や担保不動産の売却市場の整備や、特定目的会社、SPC方式による貸付債権などの証券化を図って、債権流動化の推進を図ることが必要であります。

政府の総合経済対策で示された不良債権処理のためのトータルプランは、我々がさきに主張した日本版RTCなどの強力な機関が盛り込まれず、効果は疑問であります。また、最近のみどり銀行の債務処理も失敗したケースであります。政府は、不良債権処理を検討するための新機構を設置するという方針を明らかにしておりますが、それこそ、今回のトータルプランが不十分であること

を裏づけるものであります。

アメリカは、明確なルールに基づいた透明な処理、不良債権の流動化、金融機関の監督を質、量ともに向上させる必要性の三点をサミットの場で指摘をしておりますけれども、この指摘を含めて、不良債権処理にどのような対策を講じていくのか、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

次に、金融システムの改革と金融行政のあり方についてお伺いいたします。

魅力ある国内金融マーケットを確立するため、金融機関は、情報の開示を推進するとともに、護送船団行政からの脱却や、市場原理と自己責任原則に基づく利用者重視の業務運営を行うこと、改革を進める上で発生する国民経済コストを最小限に抑え、さらなる雇用不安や経済不安が発生することのないように環境整備を進めることが必要であると考えます。

同時に、金融機関の再編は、従来のような密着裁量行政により進めるのか。あるいは、これまでの反省を踏まえて透明なルールに基づいて進めていくのか。金融機関の再編についての総理の明確なお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

次に、アジア経済危機についてお伺いいたします。

総理は、アジア経済危機に対して総額四百二十億ドルという各国で最大の支援をしていると強調されたそうですが、日本の援助よりも、輸出先として市場を提供する方が、アジアの経済目的には効果的であります。我が国の円安がアジア諸国へ大きな打撃を与えているのであります。

サミットでのアジア経済の議論では、あくまで

もIMF主導の経済改革が必要との議論に終始したようです。しかし、IMF主導下の経済構造改革を推進する中で、韓国、タイ、インドネシアの人々は厳しい現実と直面をしております。これらの国の失業率は二倍から三倍になり、韓国では現在百二十万人、タイではこの二年で五十万人から二百万人へ、インドネシアも現在九百万人に達すると言われております。しかも、これらの国は社会保障制度が十分ではなく、失業保険制度などのセーフティーネットがないのが現実であり、あっても、恩恵を受ける国民の数は少なく、給付額も十分ではありません。

今回のインドネシアの暴動の直接的発端は、IMFプログラムの一環である公共料金の引き上げでした。こうしたアジアの現実を踏まえて、IMFプログラムの見直しが必要であると思っておりますが、総理はどうお考えでしょうか。また、総理は、IMFプログラムを実行するに当たって、社会的弱者に配慮すべきだと主張されたとのことですが、これは、プログラムの内容を変更すべきということなのでしょうか。また、他の国から賛同を得られたのかどうか、明らかにしていたきたいと思います。

私は、アジアの通貨不安に対して、貿易・通貨問題でアジア諸国との協力関係を一層緊密にしていくことが望ましいと考えます。

今後、アジア域内での為替切り下げ競争や伝染病的な短期資本移動を回避して、相互共存関係をつくっていくには、地域内における為替の安定が不可欠な条件となります。このままビッグバンを実行すれば、日本とアジア諸国はドルとユーロの谷間になり、外資のえじきになっていくのではな

いでしょうか。アジア版のIMFを速やかにつく必要があると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

さて、今回のサミットで初めて本格的に、雇用と社会的一体性ということが戦略的に取り上げられました。これは、一連の雇用会議、すなわち九十七年十月のOECD労働大臣会議、神戸会議、そして本年二月のロンドン雇用会議で議論されたものを、成長、雇用可能性、社会的一体性としてまとめたものであります。

欧米諸国は、今日までさまざまな規制の撤廃に取り組み、効率的で競争の激しい市場をつくり上げてきました。しかし、その結果、社会は二極化が進み、特に中間層が減少し、三分の二社会と言われる社会、すなわち失業がふえ、労働意欲をなくす人々がふえ、三分の一近くの人々が社会的に疎外されている状況が生まれつつあると言われています。

こうした中で、生涯雇用を含む長期雇用と良好な雇用機会が強調されているのです。日本も、雇用問題はよそごとと言っている状況ではなくなってきたと思います。

私は、橋本総理の改革の一番大きな問題は、改革を進めた結果どんな日本の社会になるのかという構想が全くないということであり、あるのはただただ自己利益の最大化を追求する人々から成る市場モデルであって、そこには社会が欠落していると言わざるを得ないのであります。

グローバルスタンダードが大切、雇用の流動性をと言っているうちに、日本やアジアの伝統的な地域社会がさらに崩壊し、人々がばらばらになるのではないか、社会の一体性や連帯感はどうなる

のか。サミットでブレア首相が提起しているこの問題は、これからの日本とアジアの問題と考えられますが、総理はどう受けとめられたのか、御所見を承りたいと思います。(拍手)

次に、インドネシア情勢についてお尋ねいたします。

本日、スハルト大統領が辞任を表明いたしました。それは、三十数年にわたる側近政治、軍の支配、一族の利権支配といった体制が余りにも長く続いたことへの民衆の怒りの前に辞任せざるを得なかったわけですが、賢明な選択だったと思います。

そこで、ハビビ副大統領が大統領に就任したわけですが、インドネシアの長期的な安定と繁栄のためには、政府が国民と対話をより深め、さらに開かれた政府の実現や政治改革を断行していくことが重要であると考えます。スハルト大統領の辞任がこうした改革を加速することにつながることを期待しております。

我が国としては、インドネシアの政治改革、経済改革にできるだけの協力をすべきと思いますが、政府は今後、この事態をどう受けとめているのか、これから政府としてインドネシアの政治改革、経済改革にどんな協力をしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、インドの核実験とその影響についてお伺いいたします。

インドが、我が国や国際社会による再三の抗議にもかかわらず、二度にわたって地下核実験を実施したことに対し強い憤りを覚え、核拡散と軍拡競争を引き起こすことを憂慮しているものであります。

冷戦期の超大国間の核競争は、冷戦の終えんとともに核保有国と非核保有国の対立という構造に形態を変えました。インドの核実験実施で、いわゆる核威嚇国は核武装を断念していないという事実を突きつけられた感じがいたします。三月にインドに誕生したバジパイ政権は核保有を選択肢とする安全保障政策を発表し、四月にパキスタンが北朝鮮のミサイル技術を導入し、中距離弾道ミサイルの発射実験を行い、今回、インドは二回にわたる核実験を実施いたしました。そして、パキスタンはインドに対抗して核実験を実施することを示唆しております。

今後、核開発や大量破壊兵器の軍拡競争は、インド、パキスタンを中心とした南アジア地域だけでなく、核開発をもくろむ他の国々、例えば中東や北東アジアにも波及するおそれがあります。核拡散はまた、偶発的な核戦争のリスクを引き上げることになります。今回の一連の動きは全世界に対する脅威であると認識し、深刻に受けとめなければなりません。政府はどのように認識しているのか、総理の御所見を伺います。

また、世界は核拡散の新たな時代に入り、米國が主導する核拡散防止体制は崩壊したと考えるを得ません。現行の核不拡散体制は、核保有国が核兵器を保有したまま非保有国に不拡散を強いるという不平等なものだということを理由に、インドは核不拡散条約にも包括的核実験禁止条約にも署名していません。

今日、核不拡散体制を立て直すには、この問題を棚上げせずに検討するべきだと思います。まず、何より核保有国が大幅な核軍縮を進めることであり、核保有国は、アメリカ、ロシア間の

軍縮交渉以外の努力は何も行っておりません。また、同時に、非核国家の安全保障のために、ノー・ファースト・ユース体制の確立や非核地帯の拡大など必要であります。カットオフ条約交渉の早期開始や全世界的な核兵器の使用禁止、廃絶、核拡散防止に向けて、日本政府はどのような努力をなされるのかお伺いをいたします。

そうした核政策を踏まえ、インドとパキスタンに対し、国際社会が結束して厳しい態度で抗議あるいは牽制するとともに、日本も独自に働きかける必要があると思います。サミットでの共同声明は、制裁措置の発動をめぐって意見が一致せず、非難声明にとどまりました。日本としては国際社会の歩調を整えるためにどのような提案をしているのでしょうか、お伺いをいたします。

日本はインドに対して新たな円借款の差し止めなどをしていますが、ODAの全面見直しなど断固たる態度を示すべきではないでしょうか。パキスタンは核実験を断念すると表明しております。今後どのような形で説得を続けるのか、総理の所見をお伺いいたします。

さて、最後にロシアのエリツィン大統領との会談についてお伺いいたします。

北方領土についての川奈における総理の新提案は一体どのようなものなのか、明らかにすべきではないでしょうか。秘密の約束ができるわけでもあるまいし、四島は日本の主権ということを前提にすれば、国境線をはっきり引いて、あとは施政権をロシアにある期間認めるという内容以外あり得ないと思いますが、いかがでしょうか、明らかにしていただきたいと存じます。

橋本総理は七月の日米首脳会談、十一月の日ロ

首脳会談に向けて張り切っていられようございしますが、残念ながら、あなたには日本の代表として外国に出かける資格はないと思います。最近の世論調査では、総理の国民の支持率は二〇％台です。このことをどう受けとめられておられますか、総理の率直な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 橋路議員にお答えを申し上げます。

まず第一に、サミットにおける我が国の経済対策の評価に関する御質問がありました。

私は、我が国の現下の経済運営につき、第一に景気回復に向けた減税と社会資本整備による内需の拡大、第二に不良債権問題の本格的な処理と金融システムの強化、第三に構造改革の実行という三つの柱について説明し、その早期実施に向け必要な補正予算や減税法案を既に国会に提出していることを述べました。これに対し主要国首脳から、私自身が予期していなかったぐらい強い歓迎を受けました。このことは意義が多かったと思っております。国会の御協力をも心からお願いを申し上げます。(拍手)

次に、総合経済対策についての御議論がございました。

今回の総合経済対策におきましては、社会資本の整備と減税による内需拡大のほかに、不良債権問題を本質的に処理するための総合的な施策を柱としたところであります。また、新規事業に積極的に取り組んでいく個人やベンチャー企業の育成、中小企業等への金融対策に重点を置いております。さらに、厳しい雇用情勢、雇用の先行き不安にこ

たえるために、雇用の安定、労働移動の円滑化、中高年齢者や女性の就業意欲にこたえる施策を行うこととしております。

今後、不良債権の本質的な処理を円滑に行うことにより、また構造改革を進めることにより、我が国はその潜在的な力を発揮し、個人と企業が主役となる力強い経済を実現することができると考えております。

金融システムの安定化や不良債権対策についてもお尋ねがございました。

金融安定化二法の活用など、預金者保護と金融システムの安定性確保に万全を期していく中で、今後、金融機関の不良債権問題についてはSEC基準並みのディスクロージャーの強化、不良債権処理の環境整備策などを講じ、断固たる決意でその本格的な処理に取り組んでまいります。

また、金融行政のあり方や金融機関の再編についてお尋ねがありました。

我が国の金融行政については、ディスクロージャー制度の整備拡充や早期是正措置の導入など、現在、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸とした客観的なルールに基づく、公正かつ透明な金融行政を目指しているところであり、この中で、金融機関の再編についても、各行の経営判断により進んでいくものと考えております。

次に、IMFのプログラムはアジア危機への対応としては十分ではないかというお尋ねがございました。

IMFは、各国の直面している経済困難、経済情勢の違いに配慮しプログラムを作成するように努め、また、必要であれば、その後も調整を施してまいっております。我が国としても、IMFフ

プログラムがより各国の実情に即したものとなるよう、今後とも努力をしていきたいと考えております。

社会的弱者に配慮すべきだと主張したが、これはプログラムの内容を変更すべきということか、各国の賛同は得られたのかとの念押しをいただきました。

既に私どもはそうした主張をなし、現にIMFは必要があればプログラムに調整を施してきており、我が国自身、プログラムが各国の実情に即したものであるよう、積極的に発言もいたしております。こうしたプログラムの修正は、サミットにおいても各国の賛同が得られております。

アジア版IMFをつくるべきではないかとのお尋ねもいただきました。

昨年、我が国の積極的な推進のもとに、アジア通貨の安定のために、IMFを中心として各国が協力し支援を行う枠組みとして、マニラ・フレームワークが策定されました。我が国としては、このような枠組みの中で、今後ともアジア通貨の安定のために積極的に貢献していきたいと考えております。

また、雇用情勢の現状と見通し並びに施策についてのお尋ねをいただきました。

雇用情勢は、三月の完全失業率が過去最高の三・九％となるなど、厳しさが増しております。このため、総合経済対策の実施により景気の回復を図るとともに、その一環である緊急雇用開発プログラムを実施してまいります。これらにより、今後の雇用情勢は改善するものと考えております。

また、日本やアジアの地域社会が崩壊し、社会

の一体性や連帯感が薄れていくという御意見をいただきました。

サミットでも議論がございましたように、人々が就労の場などを通じて国の繁栄に貢献し、またこれを共有する機会を享受することが重要だと考えております。このためには、働く意欲のある方々すべてが就労できるよう支援を行っていくことが、社会的一体性を醸成する上で重要であると考えております。

インドネシア情勢についてもお尋ねをいただきました。

本日、スハルト大統領が辞任され、ハビビ副大統領が新大統領に就任されました。早急にインドネシアの状況が安定に向かうよう新たな体制が機能することを期待をいたしております。我が国としても、インドネシアの政治的、社会的混乱が一刻も早く克服され、経済の回復と民生の安定が実現されるよう希望しており、そのために引き続き協力をしてまいります。

次に、インドの核実験に端を発した一連の動きに関する認識についてお尋ねをいただきました。

我が国は、これを、核実験禁止、不拡散体制の強化という国際社会の努力への挑戦であり、また、この点は議員が御指摘されたことに同感でありますけれども、地域及び国際的な平和と安全に悪影響を及ぼすものとして深刻に受けとめております。こうした立場から、インドに対しても、新規円借款の停止などの厳しい措置をとってまいりました。

また、パキスタンに特使を送りましたが、本日、その報告を昼の休憩時間に受けたばかりであり、今後とも努力を続けてまいります。

核廃絶に向けた我が国の対応についてもお尋ねがありました。

我が国としては、核兵器のない世界を一日も早く実現することを目指して、核兵器国による一層の核軍縮を求めるとともに、世界の大多数の国の支持を得ているNPT体制の強化、CTBTの早期発効、カットオフ条約交渉の早期開始のような、現実的かつ具体的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要だと考えております。

インドの核実験に対しての対応を繰り返されたとしても、我が国としては、G8など各国とも協議しながら、インドに対し、核実験及び核開発の即時中止、NPT、CTBTの無条件での締結を粘り強く主張していく考えでございます。

パキスタンについては、今申し上げましたように、登外政審議室長を派遣し、最大限の自制を求めたところですが、引き続き各国とも協力しながらこうした努力に努めていきたいと考えております。

次に、日ロ首脳会談についてのお尋ねがございましたが、今回の首脳会談でエリツイン大統領は、川奈会談で私の行った提案について現在検討中であり、回答は秋の私の訪ロのときに行いたいと述べられました。この提案に大統領の理解が得られて、交渉が進展することを期待をいたしております。

なお、交渉の内容については、私の行った提案を含め、ロシア側との申し合わせもあり、明らかにできないことを御理解いただきたいと思います。

日米首脳会談及び日ロ首脳会談に関し、おまえに出席する資格はないという御指摘をいただきました

したが、私は、例えば日米首脳会談について、日米関係を強化するだけではなく、国際情勢、さらに急展開しつつあるアジア太平洋情勢についての日米間の政策協調を確固たるものとしたいと考えておりますし、日ロ関係においては、首脳レベルを含めた間断なき対話を継続し、政治、経済、文化といった各般の交流を深めていくことは極めて重要だと考えております。(拍手)

○議長(伊藤 一 郎 君) 池坊保子君。

○池坊保子君 新党平和の池坊保子でございます。私は、平和・改革を代表し、ただいま議題となりましたバレーンガム・サミットに関する総理報告に対し、質問させていただきます。

今回のサミットの主要課題は、まさに緊迫したアジア情勢にありました。昨年からアジア全体に波及した経済危機、とりわけ日本経済の深刻な不況が世界に及ぼす悪影響。それに加えて、経済危機から引き起こされたインドネシアの政治、経済社会の混乱。そして、まるでサミット開催の直前のタイミングをはかったようなインドの核実験、インドの核実験が問題を表面化させた隣国パキスタンや中国などとの近隣アジアの安全保障問題、さらには核兵器の不拡散問題。今、多くの問題はアジアに集約されているように感じた中で、サミットでした。

その意味では、今回ほど我が国の存在が大きく問われたことはありませんでしたし、また、アジアの最大の経済大国として、世界第二の経済規模を誇る国として、日本の役割が期待され、その果

たすべき責任、リーダーシップがこれほどまでに求められたサミットは今までなかったと思います。

私は、今回のサミットでは、冷戦崩壊後に日々と目覚ましい発展を遂げておりますグローバルな資本主義、言いかえれば市場万能とでもいふべき現在の国際経済社会がもたらす光と影、そうした諸問題に対して、人類の未来に大きな責任を持たれる方々が十二分に論議を尽くされるのだろうと大きな期待を持って注目しておりました。インドネシアを初めとしたアジアの経済危機、我が国日本の経済不況、そして実はアメリカの経済的な好況も、すべてそうしたグローバル資本主義の進行と深い関連性を持つものと理解したからでございます。

しかしながら、そうした期待に反して、残念ながら私は、サミットがその本来の役割を十分に果たせたとはいえない、むしろ正面から議論することを避けられたのではないかとさえ思っております。少なくとも我が国に関しては、世界に対して鮮明に発信すべきであったメッセージが、経済の問題にしても、インドの核実験に端を発した核廃絶の問題にしても、明確には伝わらなかったと申し上げたいのです。その原因は、橋本内閣のこれまでの政策運営に対して、各国からの信頼が低い、あるいは限りなく薄いということが強く感じられます。

サミットにおける政治指導者としてのアピール度において、さすが橋本総理、さすが日本との局面は報道からはついに伝わりませんでした。一体何のために参加されたのか、国民にはよく理解できなかったのではないかと存じます。総理御自身

は、サミットの成果を強調されたようでございますが、サミットの経緯に関しいかが御認識か、改めて総理の御見解をお伺いしたいと存じます。

次に、緊急の課題であります日本経済に関する議論の経過について伺います。

四月に行われましたG7においても、またプレスサミットでも、日本経済に対する厳しい注文が相次ぎ、バーミンガム・サミットでは最大の中心課題となることが想定されておりました。なぜ世界がアジアの危機並びに日本経済の危機に深い危機感を抱くのか、それぞれなりに大きな事情を抱えているからであることは言うまでもありません。アメリカやヨーロッパが金融、貿易の両面でアジアの経済危機によって経済が直撃されることを考えましたら、世界の各国から日本発、アジア発の世界恐慌が強く懸念されている現状は至極当然のことだと思います。

日本パッシングともいふべき世界のいら立ち、は、そうしたことに對して、これまで余りにも日本政府の認識が甘く、その対応が鈍過ぎて、率直に言って、みんなあきれてしまった結果だと思っております。(拍手)橋本内閣が内外に対する責任よりもみずからの政権維持を優先された、少なくとも各国はそう評価したのです。だからこそ、橋本内閣が切り札といたします総合経済対策に対し、これまで市場は全く評価せず、円安、株安の状況が続く、各国の評価も大変に低いものに終わっているのだと思えます。クリントン大統領も、消費者マインドにどれぐらゐの影響を与えるのだからかと懸念を表明しております。

過去七十九兆に及ぶ景気対策と超低金利政策にもかかわらず、なぜ消費者心理や投資家心理は好転

しなかったのか、金融機関以外の一般企業の不良資産をどう処理するのか、国際競争力が低い産業部門をどうするのかといった日本問題に答えを出せたわけではありません。我が国が世界に対して今なすべき最大の責務は、経済回復に尽きると思っています。アジアと日本の再生、それは我が国の内需回復にかかっていると云わざるを得ないのです。

その意味から、今我が国にとって最も必要なことは、規制の撤廃・緩和など経済の構造改革を断行し、土地の流動化を速やかに図って不良債権を早く処理することだということに申し上げるまでもありません。そして税制面からは、少子・高齢社会への準備、国際的なバランス、経済効果などの点から恒久減税が不可欠だと考えます。その意味からは、サミットにおける指摘は全く正しかったのです。

結論から申し上げれば、今回のサミットにおいて、我が国の対応に期待と注目が集まった割には、持っていた十六兆円という巨額なお土産も、風袋ほどには中身を評価されず、逆に今後のさらなる恒久的な改革を国際公約せざるを得なかったと思えます。お土産を持たなければサミットに出席できないというのも情けない話だと思えます。そもそも十六兆円の対策は、参議院選挙を意識したものであり、支持基盤に配慮したものであつて、内外の希望にこたえるものにならなかったことが大きく影響していると考えます。

バーミンガム・サミットを終えた橋本総理は、金融機関が抱える不良債権の処理に全力を挙げる方針を表明されましたが、十五日、破綻した兵庫銀行を引き継いだみどり銀行の経営が行き詰ま

り、阪神銀行に吸収合併されることになりました。公的な資金導入をする金融機関の破綻処理は、公正でなければなりません。しかし、みどり銀行をめぐる大蔵省を初めとする関係者の対応は、余りにも不透明な上に無責任です。不良債権の処理がその時々事情に左右されれば、これからの破綻処理に大きな混乱を来すことは必至です。

これから総理は、銀行の自己査定によれば七十九兆円にも上ると言われる金融機関の不良債権を、どのように処理されていくおつもりなのか。今回のようなあいまいな処理では、国民は納得がいかないと存じます。大蔵省に金融危機に対応する権限を任せておくわけにはいかないという気持ちです。この吸収合併が、総理が全力を挙げて取り組むこれからの不良債権処理の第一歩であるとしたら、先行きは真つ暗と言わざるを得ません。

私は、総理はおやめになるべきであり、それこそが日本国民の幸せですなどという失礼なことを申し上げるつもりはございませんが、まじめに誠実に生きている国民に納得のいく、希望の持てる施策がありなのか、明快に御見解を伺いたいと存じます。(拍手)

次に、インドネシア情勢について伺います。インドネシアの情勢については、その経済危機には、直接的な引き金の一つとして、我が国の経済的低迷とその対策のおくれが一因をなしていることは事実だと思えます。橋本内閣は、その責任を重く受けとめるべきだと考えます。

と同時に、クリントン大統領が厳しい対応をしているにもかかわらず、総理は、スハルト大統領が本日辞任するという緊迫した状況の中にあつた

にもかかわらず、その認識が全然おありにならなかつたのではないかと思います。新大統領となつたハビビ氏が今後どのような方針で事態の收拾と改革を進められるのか、しばらくインドネシア国内の動向を注視していく必要があると存じます。今後、注意深く混乱の鎮静化の動向を見守り、在留邦人の安全に万全の態勢を確保するとともに、できるだけ速やかに事態收拾を図られ経済危機が回避されるよう、日本としての支援のあり方を早急に検討すべきであると存じますが、総理はどのようにお考えでございましょうか。

また今回も、日本政府の対応の速さにいら立つ邦人の声が聞こえてまいります。日本政府が臨時便運航を発表した十六日の時点で、アメリカ、カナダは既にチャーター便二機を使って第一陣八百人をタイなどにほぼ輸送し終え、北欧諸国並びにシンガポール、タイでも速やかに国民を国外退去させているにもかかわらず、これらの国に比べて日本は後手後手に回っているだけでなく、この緊急のときにもかかわらず、日曜日に閣僚の多くが地元へ帰り東京を留守にしているのは、危機意識が希薄と言われても仕方がないと存じます。

また、情報不足に、大使館に電話するより日本の友人に聞く方がずっと早い、政府に何も期待できないのは日本では当たり前のことかもしれないなどと、情報不足と政府への不信が不安と混乱を倍増させているのは、カンボジアのときと同じと言えます。何ら改善は見られませんが、総理の危機意識をお伺いしたいと存じます。

十八日、自衛隊機を派遣されましたが、政府のなすべき第一の責務は、国民の生命の確保にあると存じます。また、民間機の派遣を遅滞なく実施

し、あわせて政府専用機並びに自衛隊機を派遣すべきであると存じます。自衛隊機派遣に当たっては自衛隊法に基づく正規の派遣とすべきですが、総理はどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか、伺いたいと存じます。

インドの核実験についてお伺いいたします。インドの核実験については、国際社会の核兵器廃絶の流れに逆行する行為であり、まさしく世界の平和建設に対する重大な挑戦だと思っております。しかし一方、サミット参加国の多くは核保有国でもあり、この問題についてはできる限り刺激せずに出て通ろうという姿勢が共同宣言を通してもうかがえました。

しかし、我が国は、言うまでもなく核兵器の悲惨さを身をもって体験した唯一の被爆国であります。いかなる国のいかなる核実験についても強く反対し、断固たる抗議の姿勢を明快にすべきではなかったでしょうか。核兵器廃絶についても積極的にリーダーシップをとって、厳しく非難の声を上げて、核廃絶の流れを広く深くつくっていくべきだったと思ひます。

その点で、サミットでは、インドに対する経済措置、核廃絶を毅然と主張すべきであり、核廃絶に対する総理の熱意と信念はどこにも感じられなかったのが実感です。英仏口は独自の見解を打ち出したのに比べ、ただアメリカにつき合っただけとしか思えません。総理はどのようなメッセージを発信されたのでしょうか、お伺いいたします。日米首脳会談の冒頭、クリントン大統領から橋本総理に対して、七月ごろを期して訪米の招請があったとのこととす。

○議長(伊藤 一郎君) 池坊保子君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○池坊保子君(続) 私は、すぐに二つのことが頭をよぎりました。

一点は、橋本総理個人ではなく、日本の総理への招請なのだとこのことです。二点目は、国内において弱体化している橋本内閣の参議院選挙後における保証を日本側から要請したのではないかとこのことです。どちらにしても、何を言っても、これ以上のもは出てくるはずがない。これ以上の日本パッシングは、かえってアジアの経済にとってもアメリカの経済にとってもよくないということの判断だと思ひます。総理はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、エリツイン・ロシア大統領が二〇〇〇年のサミット開催を日本に譲るよう求めたのに対し、私は、一国民として恥ずかしい思いがいたしました。今回から正式メンバーになったロシアに開催地を変更できる資格が備わっているとは思ひません。北方領土欲しさが総理のお顔にあらわれていたのではないのでしょうか。領土問題を背景に駆け引きが今後も熾烈になる中、総理の確たる外交姿勢が問われることを申し添えます。

そして、最後に、私は、国際社会の中で日本人が生きていくためには、私たちは人の意見を謙虚に聞く、その度量の深さこそが必要だと思ひます。政治家が政治家としての尊厳を保つために、人の品格を損ねるようなやじがなく、野党の質問にもちゃんと耳をかすべきと思ひ、質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 池坊議員にお答えを申し上げます。

まず、バーミンガム・サミットについて、みずからの評価、総括という御質問をいただきました。

私は、今回のサミットは、まさにアジア経済、インドネシアの危機、そして直前に飛び込んだきたインドの核実験というものが大きなテーマになり、アジアからの唯一の参加国として積極的に参加をすることともに、事前に、例えば小淵外務大臣にASEANを回っていただくとか、アジア各国の意見を聞いた上で臨みただけに、議論の方向づけにそれなりに貢献できたと考えております。

次に、金融機関の不良債権処理についてのお尋ねがございました。今回のみどり銀行のようなあいまいな処理は納得がいけない、みずから陣頭指揮をとるつもりかというお尋ねをいただきました。

私は、今回のみどり銀行の処理、これはその設立の特殊な経緯、あるいはその他の要因があった処理策と考えておりますが、現在、金融機関は不良債権の早期処理に積極的に取り組んでおりますし、政府としても、金融機関が不良債権をバランスシートからきちんと落としていくなど、本格的な処理を進めさせるべく、この問題に積極的に取り組んでまいります。

次に、インドネシアについていろいろな角度からのお尋ねをいただきました。

我が国としても、インドネシアの経済危機の克服のために、IMF等と緊密に協調しながら必要な支援を行ってまいりました。同時に、IMFと

平成十年五月二十一日 衆議院會議録第四十二号

第二十四回主要国首脳會議出席等に関する報告に対する池坊保子君の質疑 第二十四回主要国首脳會議出席等に関する報告に対する中村鋭一君の質疑

一〇

インドネシアの間が非常に困難な状況になりましたとき、インドネシアの姿勢をも変え、またIMF自身の姿勢をも変えさせ、その方向づけを定めるなど、必要な協力を続けてまいりましたつもりであります。

本日、スハルト大統領が辞任をされて、ハビビ副大統領が新大統領に就任しました。我が国としては、現在のインドネシアの政治的、社会的混乱が一日も早く克服されて、国民経済の回復と民生の安定が実現されるよう心から期待いたしますが、議員御指摘のように、注意深くこれからの情勢を見守っていかねばならない、それは御指摘のとおりであります。

次に、インドネシアの邦人救出について御意見をいただきました。

政府としては、早い段階から情勢を注視しながら万一の場合に備えた準備を行ってまいりましたが、十五日、事態の深刻化を踏まえ、官邸対策室を設置し、閣僚レベルの関係会議等を開催し、対策について協議してまいりました。現地の各公館も、情報収集、邦人保護に万全を期すために、二十四時間体制で全力を挙げて努力をいたしております。バレーンガムへの外遊中も含め、私自身も常時報告を受け、必要な指示を与えてまいりました。政府として適切な対処をしてまいったと思っております。

次に、自衛隊機の派遣についてもお尋ねをいただきました。

政府は、まず民間航空会社の臨時便と政府のチャーター便の運航の確保に努めてまいりました。さらに、邦人の出国手段の確保に最善を尽くすための措置の一環として、自衛隊機をシンガ

ポールに移動させました。自衛隊機の移動については、自衛隊法第百条の八を根拠とした準備行為として実施したものであります。インドネシアへの派遣は、今後の情勢を見きわめながら対処していきたいと考えております。

次に、今次のサミットにおける、インドの核実験に対するお尋ねがありました。

私は、インドに対するメッセージは強くかつ明確なものであるべきことを主張し、その結果、首脳声明において、インドの核実験を、国際的な平和と安全に悪影響を及ぼす、そうしたことで非難をすることとなりました。唯一の被爆国として、核廃絶の意思を首脳声明に反映できたと考えております。

なお、お言葉に逆らうようでありますけれども、インドの核実験後の我が国の対インド制裁措置、これは米国に先立って独自に決定したものであります。これは時間を調べていただければおわかりいただけることでありまして、米国につき合っただけ云々、この御指摘は私は当たらないと思っております。

次に、潜在的核保有国への働きかけについても御意見をいただきましたが、核兵器のない世界を目指して現実的かつ具体的な措置を着実に積み重ねていく必要性、これは幾ら努力を払っても、それで足りるというものではありません。我が国は、従来から、NPT及びCTBTをいまだ締結していない国に対し、可能な限り早期の締結を働きかけているところであります。これからもそうした働きかけを粘り強く進めてまいりたいと考えております。

次に、クリントン大統領が訪米の招聘をした理

由、意義をどう考えているのか。議員のお考えとは異なりまして、私は、個人的な友情を深め、アジア太平洋地域の平和と安定の基礎としての日米関係を一層強固なものとするために招聘をしていただいたと考えております。

また、エリツイン大統領が二〇〇〇年のサミット開催を日本に求めたのは、北方領土欲しさが顔にあらわれていたのではないかとのお尋ねをいただきました。

日本の総理として、旧ソ連、ロシアの首脳と交渉するときに、北方領土を返してほしいという願いが顔にあらわれていなかったら、私はその方がおかしいと思います。そして、そうしたことは異なり、二〇〇〇年サミットをロシアで開催したいという同大統領の要望に対して、私は、真剣に何うが、開催地は既に決まっている、順番に決まっている、日本だけで決められる話ではない、G8で議論する必要がある話であると答えました。本件の扱いは、当然ながら、他のG8諸国と議論をしながら、慎重に検討されるものと考えます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 中村鋭一君。
〔中村鋭一君登壇〕
○中村鋭一君 私は、自由党を代表いたしましたし、総理のサミット會議出席の件につき質問をいたします。

総理、あなたは日本国民の代表としてバレーンガム・サミットに出席をなさいました。あなたの行動の一つ一つが、すべて日本国民を代表する行為であり、意思表示であり、あなたの発言の一言一言が日本国の国益を左右するのであります。

その意味で、サミットは先進国の首脳同士の実剣勝負の場であり、まさにおのおのの国の最高リーダーとしての資質、力量、實績が問われる場であります。

「外国の交際は国の安危に関し、使節の能否は国の榮辱に係る」とは、明治四年に岩倉具視が特命全權大使として米欧回覧に出發をしたときに、三条実美公がはなむけとして贈った言葉であります。が、橋本総理が一国の総理として国の安危と榮辱を一身に担って、日本の代表たる自覚と気概と矜持を持ってサミットに参加されたとは、私にはとても思えないのであります。

これは今回のサミットだけに当てはまるものではありません。失礼ながら、総理の資質が根本的に問われる問題なのであります。両手を広げて肩をすくめてみたり、他国の首脳に片目をつぶってウインクをしてみせたり、ボリスと私はとか、ピルにこう言ったらリュウと答えたとか、総理独特のパフォーマンスのつもりかもしれませんが、そのような瑣末な態度を見せるのが首脳外交ではないのであります。

去る二月五日の本會議で、私は、あなたは日本の総理としてこの難局を乗り切るにはいかにも軽過ぎると苦言を呈しました。この日の質問に対して、自由民主党から、私を懲罰に付するとの動議が提出されておりますが、たまたまそのままだにっているように承知をいたしますが、あえて、私は総理のその場限りの軽々しさについて、再び同様のことを申し上げねばなりません。

単に、格好をつけてと苦笑いで済ませる問題であればまだ許すこともできましようが、日本国民として看過できない過ちを橋本総理は既に幾つも

犯しているであります。夫のいる中国人女性と交際をし、その夫からそれが離婚の原因だと裁判で指摘をされたり、その女性を通じて特定の病院に二十六億円もの巨額のODAを供与したとの疑惑が持たれたり、英国の大衆紙に簡単に謝罪文を投稿したり、橋本総理の姿勢は日本国の国家としての尊厳、日本人としての誇りを傷つけるものであり、国益を損なうものであると指摘せざるを得ないのであります。いずれこれらの問題につきましては、友党ともども腰を据えて取り組ませていただくことを、この際指摘をいたしておきたいと思ひます。

さて、サミットではロシアのエリツィン大統領が、日本で開催される予定の二〇〇〇年サミットをロシアに譲ってほしいと提案したことについて、総理は真剣に検討する考えを示したと伝えられますが、なぜ総理はその場で明確に拒否の意思表示をしなかったのですか。

考えてもみてください。今回から正式メンバーになったロシアに、開催順を変更できる資格が備わっているはずはないじゃないですか。自分の任期の残るうちにサミットを開催したいという権力を私権するような提案に乗ることは、橋本総理自身が権力を私することにほかなりません。二国間の懸案の解決とサミット議長国の問題は全くこれは別の問題であり、国際的にも説明のつくことではありません。理不尽な要求を断固その場ではねつける気概がなければ、あなたは、そしてあなたに代表される日本国民は、世界からなめられ続けるのであります。

以上の点について、総理の御所見があれば伺います。

この際、北方領土の返還問題についてお尋ねをいたします。

先般の川奈での会談において、北方領土についていかにも光明を見出したように喧伝されておりますが、実は、事態は何も変わっておりません。ロシアの議会も国民も、ロシアの報道もその気配を示していないのであります。これらが政権基盤の軟弱なエリツィン大統領と政権末期の橋本総理との二人だけの演技とするならば、国民にとってこんな不幸なことはございません。

なるほど、九月に回答すると言われたようでありますが、それは問題を先送りし、ニンジンをお下げ、日本の経済協力をかち取るうとする巧妙なロシア外交に乗せられて、総理自身が一方的にいわゆるいいように考えているのにすぎないのであります。

さきの日ロ首脳会談に同席したネツォフ・ロシア第一副首相は、日ロの世論が全く食い違っている現状では妥協を探るのはほとんど不可能だ、このように述べ、また、エリツィン大統領が首相代行に指名したキリエンコ氏も領土返還反対を明言したと言われています。四月初めに全ロシア世論調査センターが行った全国調査によりまして、回答者の七六％が北方領土の日本への返還に反対という結果が出ております。

総理、五十数年前、我が国の敗色が濃厚となり、軍も国民も疲弊のどん底を行進しております。最後に、ソ連は一方的に相互不可侵条約を破棄し、後ろから襲いかかるといふ卑劣な行為によって、多くの日本国民はその犠牲となったのであります。さらに、歴史的にも国際法上も完璧な日本の領土である北方の島々を、ロシアは、理不尽に

も一方的にじゅうりんし、これを奪ったのであります。

このことに対し、ロシアの大統領からきちっとおわびがあったのか。極寒の地でとらわれの身となり、長く強制労働を余儀なくされた同胞の屈辱の涙に対して、あなたは思いをいたされたことがあります。エリツィン大統領と一緒に話をして、着て太鼓をたたいてるあなたの姿を見て、私は、苦しい思いを禁ずることができませんでした。あなたは、これが体を張った外交だと思っておられるかもしれないが、国民の多くは、どんなに情けない思いでこれを見ていることでしょう。

日ソ不可侵条約の一方的な破棄に対し、橋本・エリツィン・プランを進める上でも、このことが最初の出発点でなければならぬのであります。これらについて、総理の見解をお伺いしたい。実際に問題は前進すると考えておられるのか、そうであるならばその根拠は何なのか、明確にお示しをいただきたいと思ひます。

さて、今回のバレーンガム・サミットは、アジアの経済危機、インドの核実験、インドネシア情勢と、アジア問題が中心課題となったにもかかわらず、アジア唯一の参加国である我が国の主張を十分反映させることができなかったことは、まことに遺憾であります。

アジアの経済危機克服の最重要課題は、言うまでもなく、我が国自身の経済再建、景気回復であります。

総理は、G8終了後、日本の経済対策に批判があるかと思つたが、よく思い切つた、できるだけ早く国会の承認を得て実行に移してほしいと応援を受けたと記者会見で語つたようですが、

この対策は規模だけ売り物にしており、それだけを見れば、各国首脳が評価するのはこれは当然であります。それを素直に喜んでる総理大臣に日本経済のかじ取りができるか。答えは否であります。

議長声明には、我が国の不良債権問題の早期解決、金融システムの強化が盛り込まれましたが、政府が金融三法の枠組みによる処理の仕方を改め、経済政策を根本的に転換しない限り、この問題の解決を図ることは不可能であります。

いづれにせよ、市場からの信頼を失った橋本内閣の退陣と経済再建戦略の構築こそが経済再建の第一歩でなくてはなりません。この点について、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、インドの核実験への対応について伺います。

インドが、地下核実験を二十四年ぶりに実施し、さらに、核実験根絶のための呼びかけを各国が行つたにもかかわらず、再度核実験を強行したことは、世界の核軍縮、核管理の流れに逆行した極めて遺憾な行為であると言わざるを得ません。

この見地から自由党は、五月十五日に政府に対し、アジア唯一の参加国として、インドの行為をバレーンガム・サミットの主要議題として率先して取り上げるよう求めたところであります。

しかるに、サミット直前になって、国際社会へ挑戦するかのように行われた今回のインドの核実験に対し、当然、断固たるG8の意思を特別声明に盛り込み、主要国が一致して、これ以上の核開発を断固阻止する構えを打ち出す必要があつたにもかかわらず、インド非難は、地域問題の特別声

明の一項目として扱われ、独立した声明とはなりません。そればかりか、ペナルティーが必要だと總理自身が強調しておられたにもかかわらず、制裁措置についても何の合意も行うことができなかったのではありません。

インドは、早速、この結果に満足を表明いたしました。核実験の正当化に動く姿勢を見せる一方で、パキスタンは、対抗措置をいたしまして、核実験に踏み切る姿勢を一層強めていると言われています。私自身、村岡官房長官にお目にかかっても、しっかりやってくださいと御激励申し上げたにもかかわらず、このような結果には、まさに失望の念を禁じ得ないのであります。

また、私どもがインド大使の召還を申し入れ、官房長官は近々帰国させるとのお話でありましたが、十六日に帰ってきた大使は、五日間滞在しただけでこのまたインドへ帰った、こういうことであります。これではとても召還と言えるものではないです。政府は何のためにインド大使を呼び戻し、また帰したのか。

また、總理は、当初の目的どおり、インド政府に対して断固たる意志を示すことができたとお考えか、また、今後この問題にどのように取り組むのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、インドネシア情勢について伺います。緊迫するインドネシア情勢は、サミットの主要議題の一つとなりました。サミットでは、インドネシアの危機を乗り越えるために政治改革を求める特別声明を採択し、第一に当局と民衆双方に自制を求め、第二にIMFの改革プログラムを実施することが信託と成長回復のための唯一の方法と

し、第三に経済改革だけではなく政治改革もまた求めているところであります。

橋本總理は、スハルト大統領を助けるとか助けないとかではなくてこれは世界経済の問題だとして、改革支援継続の必要性を強調されたと言われますが、折から、本日午前、スハルト大統領は辞任の意思を表明し、ハビビ副大統領が新大統領に就任をされました。こういった状況の急変を踏んで、インドネシアに対する特別声明等をどのように評価されておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

また、インドネシアの邦人の帰国について、政府はまたも、準備行為という法治国家としてあるまじき対応によって自衛隊機を海外に派遣をいたしました。

私も、カンボジアの邦人帰還が問題となり、自衛隊機を準備行為として派遣したときも、このような行動を法律に基づかないで行うのは問題であるとして政府の対応を批判し、この見地から、我が党独自の自衛隊法の改正案を提案をいたしました。しかし、政府・与党はこれを一顧だもせず廃案にしたのであります。そして、今回またも、準備行為というあいまいな形で自衛隊に任務遂行を命じたのであります。

さらにまた、適用法の根拠もあいまいな海上保安庁の巡視艇を既に海域に派遣しております。経済といわず、外交といわず、国民の安全といわす、政府は、いつまでこのような場当たり的な措置を繰り返すのか。継ぎはぎだらけのパッチワークはもういいかげんにしていただきたい。支離滅裂はもうたくさんであります。總理のお考えがあるならば、お聞かせを願いたい。

橋本總理、あなたの政権は、まさに沈まんとするタイタニック号であり、あなたはその船長であります。あなたを支えるべき一部の船員たちは、船長の目を盗んで逃げ出そうとして、ボートに乗るタイミングをうかがっております。あなたの政府の支持率は、今や大きく喫水線を割っているではありませんか。

外交は別もの、政争は水際までいいますが、水際までも何も、沈没寸前の橋本内閣に、政権担当能力は既に失われたというべきであります。いずれ、我々は、心ある議員集団の意思を示す機会はあると思いますが、まず、先立って、一刻も早い橋本總理の辞任を要求いたしまして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

(内閣總理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣總理大臣(橋本龍太郎君) 中村議員に御答弁を申し上げます。

まず、二〇〇〇年のサミットの議長国に関する御質問がありました。

日ロ首脳会談のときにエリツィン大統領から確かにこの提案が出、それは私は真剣に受けとめるけれども、全体のルールの話だから全体で話し合うという必要があるだろうということを示した、それは当たり前のことだと思っております。

次に、日ソ中立条約の破棄についてお尋ねがありました。

ソ連の対日参戦が日ソ中立条約違反であることは申し上げるまでもありません。その上で、五六年の日ソ共同宣言で日ソ間の戦争状態は終結しております。

また、敗戦当時、私は小学校の二年生でしたが、シベリアに抑留された多くの方々が大変苦悶

な労働条件のもとで大変苦勞しておられたこと、それは子供心にもよく記憶をいたしております。成人いたしましたから、そうした方々の何人かにもお目にかかったこともございます。その上で、エリツィン大統領は、九三年の訪日の際、シベリア抑留問題を全体主義のあしき遺産と位置づけると同時に、ロシア政府と国民を代表し、この非人間的な行為に対して謝罪の意を表明されております。

次に、橋本・エリツィン・プランを進める上でもこの問題が出発点というお話であります。今申し上げましたように、一九五六年の日ソ共同宣言により日ソ間の戦争状態は終結しているのです。そして、全般的進展のために平和条約を締結し、日ロ間の完全な正常化を図るとともに、橋本・エリツィン・プランと呼ばれています協力関係を着実に進めることを含めて、さまざまな分野における協力と関係強化を図るべく、鋭意取り組んでおります。

北方領土問題についてロシア国内にさまざまな意見があり、議論があることも承知をいたしておりますが、このような問題をめぐる外交交渉は、静かな雰囲気のもとで両国政府の間で進めることが極めて重要だと考えております。政府間では、平和条約交渉について、いわゆるクラスノヤルスク合意に基づき進めていくことで完全に一致しており、今後とも鋭意交渉を進めていく考えであります。

次に、経済再建策について御指摘がありました。

今般政府が行おうとしている総合経済対策は、当面の景気の回復のための内需拡大と、景気回復

の足かせとなつてゐる不良債権問題の本質的な処理を目指すものであります。同時に、かたくやり遂げようと思つてゐる構造改革を踏まえ、それに沿う内容としたしております。私の責任は、構造改革を推進しながら一刻も早く景気回復を実現することにある、そのように考えておる次第であります。

今次サミットについての議論、何点かにお尋ねがありました。

まず、インド政府に対してどういう意思を示したか。

私は、インドに対し強くかつ明確なメッセージを発するべきこと、またG8以外の諸国にも呼びかけるべき旨を主張しました。その結果、首脳声明において、インドの核実験は国際社会の努力に逆行し、また国際の平和と安全に悪影響を及ぼすものとして非難するとともに、他の諸国にも同様の懸念を示すことを要請することとなりました。

今後の対応についてもお尋ねがありました。我が国としては、引き続きインドに対し、核実験及び核兵器開発の中止、NPT、CTBTの無条件での締結を強く主張してまいります。

駐インド大使は、今後の対応につき協議するため一時帰国をされましたが、我が国の不拡散に向けた強い意思を直接インド政府に伝達させるため、協議終了後速やかに帰任をさせました。

次に、インドネシアの情勢に対するサミット特別声明についてのお尋ねがありました。

本日、既に御承知のように、スハルト大統領が辞任し、ハビビ副大統領が大統領に就任することが決しておりますことが報道されております。そして、このプロセスにおいて、私どもは、インド

ネシアの経済改革への努力を支援していく必要、同時に、政府、軍、学生、一般民衆の間の混乱が拡大しないことを願ひ、当事者間の自制を求めるという二点を特別声明の中に盛り込むべく努力をいたしました。今回混乱がなくなつて参りましたことを、私自身としてはほつとしており、この状態が最後まで続いていくことを願つております。

次に、自衛隊機を準備行為として派遣したという御意見をいただきました。

今般の自衛隊機のシンガポールへの移動は、外務大臣からの依頼を受けた場合にインドネシアの在留邦人などの輸送を速やかに実施し得る体制を確立するため、防衛庁長官が、自衛隊法第百条の八を根拠とする準備行為として実施を命じたものであります。シビリアンコントロールの観点からも全く問題はないと考えております。

最後に、退陣せよという繰り返しの御要求をいただきました。御忠告に心からお礼を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 中島武敏君。

(中島武敏君登壇)

○中島武敏君 私は、日本共産党を代表して、バレーンガム・サミット報告について、総理に質問いたします。

第一に、インドの核実験をめぐる問題であります。

インドが、世界じゅうで強まった批判を無視して二度にわたる核実験を遂行したことに、我が党は断固抗議するものであります。

核不拡散条約の不合理な体制を正しく解決する

には、核兵器の全面禁止を緊急に実現する以外に道はありません。しかし、サミット共同声明は、我々諸国は拡散を防止するための最前線であると述べ、核独占体制の維持を絶対化しました。総理、この立場に立ち続ける限り、新たな核実験と核兵器保有の企てを阻止するためのインシアチフがとれる道理がないではありませんか。五カ国だけが核兵器を持つ権利があり、他国には認められないという主張で本心に相手国が納得すると思ひますか。総理の認識をお聞かしたいと思ひます。

しかも、橋本総理は、核兵器の廃絶要求さえしなかったではありませんか。唯一の被爆国日本の総理が核兵器廃絶という旗印をサミットで掲げられないというのは、どういふ理由からですか。なぜ核兵器を一日も早くなくそうと言えないのか、御所見を伺ひたい。

第二に、インドネシアの邦人輸送に当たつて航空自衛隊の輸送機六機をシンガポールに派遣した問題であります。

経過からいへば、政府の対応は、自衛隊機を派遣することばかり考えてきたと断ぜざるを得ません。

事実経過は、十四日午後、在インドネシア日本大使館が緊急事態対策本部を設置しましたが、この時点では、日本国内の民間航空機、船舶の借り上げ交渉の話は一切出ておりません。一方、アメリカは、同じ十四日に、外交官のうち緊急を要しない者については民間機で出国するよう勧告し、対応いたしました。これに比べて日本の判断と行動には著しいおくれがあったと思ひますが、総理の答弁を求めます。

問題は、十五日になって日本航空と全日空に臨時便の派遣を要請したとはいえ、ガルダ航空やマレーシア航空など外国航空機による輸送確保に万全な手を尽くさず、自衛隊機の派遣準備だけはしっかりやつてきたということでありまふ。事実、防衛庁が自衛隊輸送機や政府専用機の派遣に向け準備を進めていたことが十三日に明らかになりました。なぜ政府は早い段階で内外の民間航空機を確保しなかったのですか。

総理、自衛隊機を派遣させることがどんなにアジア諸国民を警戒させるか、それを承知の上で今回の行動を指示したのですか。昨年七月のカンボジアからの邦人輸送を口実に自衛隊機をタイに派遣したとき、カンボジア政府が不快感を示しただけでなく、韓国や中国などアジア諸国から厳しい批判があつたことをもうお忘れになつたのですか。今回も、インドネシア外務省が十八日に、現段階で軍用機を派遣する必要はないと不快感を表明してあります。

邦人輸送が必要とあれば、内外には調達できる民間航空機がたくさんあり、また、多数を輸送できる民間船舶もあります。自衛隊機の派遣ではなく、こうした民間の航空機や船舶を広く対象にして検討すべきではなかつたかと思ひますが、総理の答弁を求めます。

第三に、総理はサミット終了後の記者会見で、焦点の一つとなつた日本経済の問題について、総合経済対策、不良債権処理や金融システムの強化、構造改革の三つの柱を説明し強い歓迎を受けたと、市場でも景気効果がほとんどないと断定されている総合経済対策を遂行しようとしてゐることあります。

この総合経済対策の最大の問題は、財政法では公共投資関係費も含めて一切の聖域なし、一律カットと言っていたものを、前年度当初予算比でマイナス七・六％からプラス二・五％に伸ばしたことであります。公共投資はもとより聖域扱いにしていたのか、それとも抑制方針を転換したのか、お答えいただきたい。

さらに、社会保障は、今年度八千億円の自然増のうち五千億円がカットされたまま、補正でもそれは復活されておりません。総理、公共投資を二五％ふやしながら、なぜ社会保障は抑えたままなのか。その理由をただした我が党議員に総理は答えていません。明確なる答弁を求めるものであります。この際、国民生活に犠牲ばかり強い財政構造改革法をきっぱりと廃止することを強く求めるものであります。

橋本内閣の九兆円負担増などによって、国民の消費マインドは極端に落ち込んでいます。ところが、政府のやろうとしていることは、二年限りの時限的な所得減税であります。これでは、期限が切れた後は、事実上の増税であります。個人消費を刺激するには、一時的な所得減税より恒久減税の方が効果があることは明らかではありませんか。恒久減税を検討するのにかしないのか、答弁を求めます。

もともと所得減税は、所得税の納税に關係のない高齢者や低所得者には恩恵がありません。また、一定部分を貯蓄に回すことなどの限界があります。これに対して、消費税の減税効果は抜群であります。その効果はすべての国民に及び、消費を直接拡大し、低所得者の購買力を引き上げ、中小企業の営業を助けます。我々は消費税の廃止を

目指していますが、少なくとも、今直ちに消費税を三％に引き下げるべきであります。十八日にまとまった時事通信の世論調査でも、景気対策として何を望むかとの問いに、消費税引き下げが五九・三％でトップ、公共事業の上積みは一〇％台にとどまっています。総理、今こそ景気回復の最大の決め手である消費税の減税を決断すべきではありませんか。(拍手)

不況と失業が日本列島を覆っています。今、政治に光が欲しいという声は満ちあふれております。しかし、総理、各種世論調査でも明らかのように、あなたは国民の支持を失っています。橋本内閣は直ちに退陣すべきであります。さもなくば、衆議院を解散し、国民に信を問うべきであります。

我々は、消費税三％への減税を初め、国民の願いをかなえる内閣をつくることを目指して全力を挙げることを宣言し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣橋本龍太郎君 中島議員にお答えを申し上げます。

まず、核兵器不拡散条約についてお尋ねがありました。

核軍縮促進のためには核兵器の拡散を防ぐことが必要不可欠であり、我が国はこの条約を重視しております。また、核兵器のない世界を一日も早く実現すべきだとの考えには全く異存はありません。そのためにも、核不拡散条約を堅持しながら、現実的かつ具体的な措置を着実に積み重ねていく必要があると考えております。

また、インドネシアの在留邦人救出については、政府は、それまでの検討を踏まえ、十五日か

ら、広く民間航空会社の臨時便、政府のチャーター機等についての手配を開始いたしました。その結果、十七日、最初の臨時便がジャカルタを立っており、各国に比べておくれがあったとは考えておりません。

なお、自衛隊機については、万一の緊急時に際し、邦人の出国手段を確保するための措置の一環として移動させたものであります。

次に、今回の補正予算について、公共投資を聖域扱いとし、社会保障を抑制したままとなつていくという御指摘であります。

今回の総合経済対策及び補正予算におきましては、内需拡大を図るとともに、二十一世紀を見据え、豊かで活力のある経済社会の構築に向け、真に必要な社会資本等を整備しようとするものであり、その際にも、少子・高齢化の進展等に対応するための福祉、医療、教育などの国民生活に密接に関連する分野等に事業費を重点的に配分することとしたしております。

財政構造改革法を廃止せよという御意見であります。私が、私はその点には賛成ができません。このため、御審議をいただいております改正法案につきましては、財政構造改革法の基本的な骨格である主要な経費に係る量的縮減目標の仕組みと財政健全化目標を堅持しつつ、その時々状況に応じ、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するために、必要最小限の修正にとどめております。

次に、所得課税及び消費税減税についてのお尋ねがございました。

個人所得課税につきましては、諸外国と比較して低い個人所得課税負担の水準、税率構造、各種

の控除のあり方あるいは資産性所得課税や年金課税など、さまざまな論点について幅広くきちんとした検討を行い、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指してまいります。

また、消費税率五％への引き上げを含む税制改革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものとして、我が国の将来にとって極めて重要な改革だったと考えております。消費税率の引き下げは考えておりません。最後に、退陣あるいは解散せよという御批判がありました。御意見としてちょうだいいたします。(拍手)

○議員(伊藤繁一郎君) 島山健治郎君。

(島山健治郎君登壇)

○島山健治郎君 私は、社会民主党・市民連合を代表し、先般バーミンガムで開催されましたサミットに関するたゞいまの総理の報告に関連し、今後のサミットのあり方並びに日米関係、インドの核実験、インドネシア問題を中心に幾つか御質問を申し上げたいと思います。

先進五カ国で出発したサミットも、今やロシアも正式な一員となつて八カ国に拡大しました。このようなグローバル化したサミットにもかかわらず、インドでは核実験が行われ、さらにインドネシアでは、スハルト体制に対する国民の不満が爆発し、本日辞任するなど、世界の政治経済に対する危機は拡大する様相を呈しております。先進八カ国の協調が誇示される一方で、こうした危機に有効な対策を提示できないことは、サミットが果たす国際的役割に一つの黄信号をともしていると言え、果たして言い過ぎではありませんか。

ただいまの総理報告を伺っても、我が国の経済対策に対する国際的理解を得たと自費するばかりでは、国際経済危機の発信源であるアジアを代表する我が国としては、いささか重厚さに欠け、アジア諸国はもちろん、世界の発展途上国の賛同は得られないのではないだろうか。石油危機を背景に開催された第一回のランブイエ・サミットからロシアの加入によってグローバル化した今日、今後のサミットに求められる課題は、国際的な経済不安の解消に先進国が自国の利害をどれほど従属させるか、そのために八カ国がどれほど協調するかの、ここに最大の課題があると考えます。今後のサミットのあり方について、総理の御見解をお伺いいたします。

インドネシアの民主化、経済安定にどのように寄与するか、最大のODA援助国である我が国の行動に世界は注目しております。我が党は、スハルト大統領の退陣と民主化を求める市民、学生を支持するとともに、大衆の基本的人権を無視する権力は必ず腐朽、荒廃することは歴史の示すところであることを重視して強調しておきたいと存じます。

先ほどの報道によれば、スハルト大統領はみずから辞任することを表明いたしました。大規模な流血に至る前に辞任を決断したことについては、これを心から歓迎したいと思えます。

しかし、副大統領に権限が委譲することとワンセットの辞任は、依然、今回の辞任がスハルトなきスハルト体制の温存とも言えなくもありません。そうした側面を持つ今回の辞任のもので、果たしてインドネシアの政治的不安定が解消され、民主国家として新たな出発を保障するものとなるか、予断を許しません。

いずれにしても、政治的安定と経済の回復、安定とは表裏一体であります。こうした視点から、政府は、今後も、慎重かつ重大な決意を持ってインドネシア政府に当たる必要があると考えますが、新たな情勢を踏まえた総理の決意のほどをお伺いしたいと存じます。

これとあわせて、IMFによるインドネシア資金援助の問題についてお尋ねいたします。資金援助に当たって、IMFは極めて厳しい経済構造改革をインドネシアに求め、総理もまた、それを遵守するよう、先般インドネシアを訪問し、スハルト大統領に要請しておりました。しかし、開発独裁体制によってごく一部の特権層が富の大半を握り、貧富の差が著しい同国において、厳しい経済構造改革を突きつけるときそのし寄せはどのくらいでありましょうか。総理は、さきの訪問に当たって、果たして考えたことがありでしょうか。経済構造改革を促す政治的、社会的主体性が同国にないにもかかわらず、厳しい援助条件を突きつけたことが、今回の市民、学生のスハルト大統領退陣要求の契機となっておることは明らかであります。この点からも、民主化を基本とする政治改革を促すこととセットにならないければ、いかなる援助も意味がないと思えます。

その点で、今回のサミットはもとより、さきの総理のインドネシア訪問も肝心の点が欠けていると考えますが、総理の御見解を承りたいと存じます。

冷戦体制が崩壊し、国際関係に、国家中心の力の論理から道義的要素を中心とする新たな行動原理が生まれかろうとしているやさきに、インドが再び国家中心の力の論理に逆戻りするかのよう

な核実験を行ったことに対し、我が党は、この場をおかりして強く抗議をするものであります。

そこでまずお伺いいたしますが、一九九五年十一月、村山内閣において閣議決定された「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」において、我が党が強く主張して、「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割」を果たすことが明文化されております。

一方、軍縮・不拡散のための条約としては、まずインド、パキスタン、イスラエルを除く百八十六カ国が加盟するNPT、CTBT、カットオフ条約あるいはIAEA等の条約やレジームがありますが、それら条約において、唯一の被爆国である我が国が、さきに示した大綱方針に沿って、これまでどのようなイニシアチブを払ってきたのか、また今後どのように取り組むつもりなのか、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

総理は、サミットにおいてインドに対する制裁措置を主張し、新規円借款停止などの措置を講ずることを決定しておりますが、果たしてこれが核軍縮に対して我が国の果たすべき課題のすべてでありましょうか。

最も大切なことは、CTBTが示す核クラブ国の核兵器廃絶をいかに現実化するかという国際的な道義を確立すること、これがまず第一に求められているのであり、CTBTを裏で支えているのはこの論理ではないでしょうか。この論理を国際的に現実化する我が国のイニシアチブこそ、唯一の被爆国たる我が国の課題ではないでしょうか。この認識とそれに基づく具体的行動のいまま、新たな援助停止を叫んで恒唱しても、新たな

核保有国あるいは願望国の力の論理への逆戻りはとめられません。

この点で総理の御見解をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 島山議員にお答えを申し上げます。

まず、今後のサミットのあり方についての御意見をいただきました。

主要国首脳会議は、議員が御指摘になりましたような自国の利害をどれほど国際的な経済不安の解消に従属させていくか、そのための協調ができるかといった御指摘の点も含めまして、そのときそのときに世界が直面する重要な問題についての意見を交わし、政策調整を行う場として有効に機能してまいりました。

今回のサミットにおきましても、例えば、ロシアが入っていない状況でインドの核実験の議論をする、G8化した場面で議論を行う、私は、やはりG8化したことにそのメリットはあったと考えております。今後の国際社会の進むべき方向を議論する上でも、私は、G8化したサミット、それはまたそれなりのよさを発揮し、能力を発揮することができると、そのように考えます。

次に、インドネシアの民主化についてのお尋ねがございました。

本日、スハルト大統領が辞任し、ハビビ副大統領が新大統領に就任をいたしました。これは、インドネシア憲法に定められた手続によったものであります。そして、そのもとで、私も、インドネシアの状況が早急に安定に向かうよう期待をいたしております。

我が国としては、現在のインドネシアの政治的な、経済的な混乱が一刻も早く克服をされ、国民経済の回復と民生の安定が実現されることを心から期待をいたしております、そのために引き続き努力もしてまいりたい、協力もしてまいりたいと考えております。

また、インドネシア経済についてお尋ねがございましたが、現在インドネシアの実施しておりますIMFプログラムは、与党三党の政調会長に御同行いただきながら、私が三月中旬、スハルト大統領と会談をいたしましたその論議などを通じて、社会的弱者に配慮すべく修正、強化をされました。そして、その社会的弱者に配慮すべく修正、強化されましたプログラムが、実行に移されている状況であります。

本日、大統領の交代ということがあったわけですが、やはり私は、政治、経済改革いずれもがきちんとして進められる、インドネシア社会が安定を取り戻すことを強く期待しております次第であります。

次に、我が国の核軍縮努力についてお尋ねがありました。

我が国は、現実的かつ具体的な措置を積み重ねるための努力として、NPT体制の強化、CTBTの早期発効、カットオフ条約の早期交渉開始、IAEAの保障措置体制の強化などに尽力をいたしております。このような努力の一環として、カットオフ条約に関する専門家会合を開催をいた

しましたが、今後も、防衛計画の大綱なども踏まえながら、核軍縮のための努力を継続していきたくと考えております。

また、核廃絶に向けた課題について、そのインシアチブこそ、唯一の被爆国である日本の課題だという御指摘をいただきました。

核兵器のない世界を実現するには、現実的かつ具体的な措置を着実に積み重ねていく努力が必要であります。我が国は、昨年七月に率先してCTBTを批准いたしましたほか、国連総会に、究極的核廃絶に向けた核軍縮決議案を提出するなどのインシアチブを発揮しております。

今申し上げましたカットオフ条約の専門家会合、これは、五月の十一、十二の両日、ジュネーブで技術的な問題を含む議論をする会合を主催したばかりであります。こうした努力を地道に積み重ね、今後とも、核兵器のない世界に向けた努力を進めてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(内閣提出、参議院送付)及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○副議長(渡部恒三君) この際、内閣提出、参議院送付、感染症の予防及び感染症の患者に対する

院送付、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣小泉純一郎君。

〔国務大臣小泉純一郎君登壇〕

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案について申し上げます。

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の医学・医療の進歩、衛生水準の向上及び国民の健康・衛生意識の向上に伴い、コレラによる死者が年間十万人を超えるといった事態を見ることはなくなりました。その一方で、国内においては、一昨年にいわゆるO157感染症の流行が社会問題となり、また、世界に目を向ければ、エボラ出血熱等これまで知られなかったいわゆる新興感染症が出現し、国際交流の活発化に伴い国内に持ち込まれる危険性が高まっております。さらには、近い将来克服されようと考えられてきたマラリア等が再興感染症として再び問題化するなど、感染症が新しい形で人類に脅威を与えてきております。

また、伝染病予防法は、強制的な予防措置が既に不要となっている感染症を法定伝染病として法

律に位置づけられている一方で、エボラ出血熱等の世界的に問題視されている危険な感染症が法の対象とされていないこと、感染症の予防措置に関し、感染症が発生した事後の対応に偏っていること、患者に対する行動制限に際し、人権尊重の観点からの体系的な手続保障規定が設けられていないこと等の点で、時代の要請にこたえることができないものとなっております。

こうした状況を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進と、これに伴う医療の充実を図るために、今般、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、感染症の予防のための施策は、感染症の患者等の人権に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とするともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等を国及び地方公共団体の責務とし、また、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにならなければならないこと等を国民の責務とすることとしております。

第二に、国は感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針及び特に施策を推進する必要がある感染症についての特定感染症予防指針を定め、都道府県は感染症の予防のための施策の実施に関する予防計画を定めることとするともに、

所要の感染症に関する情報の収集及び公表に関する規定を整備することとしております。

第三に、この法律案による措置の対象となる感染症について、その感染力、感染した場合の重篤性等による危険性に応じて類型化することとしております。

第四に、感染症の類型に応じて、健康診断、就業制限及び入院の制度を設け、患者の人権の保護を図るための手続規定を整備するとともに、この法律案に基づく入院医療の提供体制を整備し、その入院費用について、医療保険各法による医療給付と公費の組み合わせにより負担するための規定を定めることとしております。

第五に、感染症の類型に応じて、その発生及び蔓延の防止のために感染症の病原体に汚染された場所や物件の消毒、狼その他の動物に係る輸入検査等の必要な措置について定めることとしております。

第六に、未知の感染症であつて、その感染力、感染した場合の重篤性等に基づき危険性が極めて高いと判断されるものを新感染症と位置づけ、これに迅速かつ的確に対応できるよう、国と都道府県の密接な連携のもとに、蔓延の防止のための入院等の措置を定めることとしております。

なお、性病及び後天性免疫不全症候群については、おのおのこれまで個別の法律に基づき対応してまいりましたが、これらの法律の制定以降の医学・医療の進歩、これらの感染症に関する正しい

知識の普及等の状況の変化を踏まえ、今後は、この法律案の中で必要な対応を図ることとし、性病の予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律についても、伝染病予防法とあわせて廃止することとしております。

次に、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、海外においてはエボラ出血熱等のこれまでに知られなかった感染症が出現し、国内においては生活様式の多様化に伴い感染機会が増大しており、感染症を取り巻く環境は大きく変化しております。

さらに、国際間の人や物の移動の活発化や、航空機による輸送の迅速化に伴い、外国から新たな感染症が持ち込まれる危険性が著しく増大しており、国内への感染症の侵入防止のための施策の充実及び国内における感染症対策と連携した対応が求められております。

こうした状況を踏まえ、総合的な感染症の予防対策の推進の一環として、国内に常在しない感染症の侵入を防止するため、検疫の対象となる感染症や狂犬病対策における対象動物の追加等所要の見直しを行うこととし、今般、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、検疫法の一部改正につきましては、検疫業務について、国内の新たな感染症対策との整合

性を図り、検疫の対象となる感染症として特に危険な感染症を追加し、また、検疫所長が厚生大臣の指示に従って新感染症に対する検疫を行うことができるようにするとともに、隔離及び停留について所要の見直しを行うこととしております。

さらに、検疫所において、出入国者の求めに応じて診察や予防接種を実施するとともに、外国における感染症情報を出入国者に対し提供することとし、さらに検疫所と都道府県との連携を図ることとしております。

狂犬病予防法の一部改正につきましては、狂犬病の予防のため、輸出入検疫、狂犬病の発生時における獣医師の届け出措置の対象動物として、現行の犬に加え、猫等を追加することとしております。

これら二法の施行日につきましては、一部の事項を除き、平成十一年四月一日としております。政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。

参議院におきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案に対して、次のとおり修正が行われております。

第一に、国及び地方公共団体の責務として、感染症の病原体等の検査能力の向上を加えるとともに、必要な施策を講ずる場合においては感染症の患者等の人権に配慮しなければならないこととし、国の責務として、感染症の病原体等の検査の実施を図るための体制の整備を加えることとされております。

第二に、四類感染症及び指定感染症の範囲について、既に知られている感染性の疾病に限定されることを明確にすることとされております。

第三に、国が定める基本指針に定める事項として、感染症の病原体等の検査に関する事項及び感染症の患者等の人権の配慮に関する事項を位置づけることとされております。

第四に、この法律の規定について、この法律の施行後五年を目途として、感染症の流行の状況、医学・医療の進歩の推移、国際交流の進展、感染症に関する知識の普及の状況その他この法律の施行の状況等を勘案しつつ検討し、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする

こととされております。

以上が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(拍手)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(内閣提出、参議院送付)及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(渡部恒三君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。家西悟君。

〔家西悟君登壇〕

○家西悟君 ただいま上程されました法律案につきまして、民主党を代表し、総理並びに厚生大臣に質問いたします。

伝染病予防法が制定されて以来、百一年の歳月が経過いたしました。伝染病予防法は、抗生物質など積極的な治療手段がない時代に、患者を隔離することによって感染防止と社会防衛を図ろうとしたものであります。医学の進歩や衛生水準の向上など感染症を取り巻く現状が大きく変化した今日においては、既に対応することができないものとなりました。

また一方、エイズ予防法は、多くの血友病患者や市民団体がその制定に反対したにもかかわらず、いわゆるエイズパニックの中で強行に、私たちの思いとは全く逆の法律として施行されました。当時の厚生省の担当者は、この法律は患者さんのためになる法律ですと説明しました。しかし、私たちは、この法律は差別や偏見を生む法律だと懸念を持っていました。現実には、HIV、エイズの差別を引き起こした大きな要因になり、患者団体から、この間、法律の廃止もしくは医療、福祉を保障する法体系への転換を強く求めてきました。

また、性病予防法においても多くの差別的条項が含まれており、患者のケアという視点を欠いているなど問題を抱えております。

そこで、これら三法が今日においては機能しな

くなった現状をどのようにとらえ、法案を制定されようとしているのか、まず総理に質問いたします。

私自身、血友病患者であり、輸入血液製剤によりHIV、B型肝炎、C型肝炎に感染しております。身をもってこの国の貧困な医療実態と今日まで闘ってきた一人として、少し話をさせていただきます。(拍手)

歯科診療を受けたくて大学病院から紹介された歯科医院において診療拒否に遭った経験も私自身にあります。また、仲間の中には、通院は許されるが入院は断られたり、外来で点滴をしているとまぐら元で、エイズの人間が来たら困ると医療従事者に言われるなど、いわれなき差別と偏見の中で、満足な医療も施されることなく亡くなっている、その上、死亡診断書には別の病名が記載され、ひっそりと葬儀を済ませ、人目を避け、暮らしてきた家族たちの気持ちを知らせていただきたいと思っております。

こうした医療忌避は、実際に行われてきた事実です。いかに医療法において良質かつ適切な医療を提供する医師の責務が明記されようとも、現場においてはその内容が伴っていないと言っても決して言い過ぎではありません。

社会防衛と称して患者を強制隔離し、患者、家族の尊厳を踏みにじってきたらい予防法が二年前に廃止されました。その際、ハンセン病患者やその家族に多くの苦しみを与えてきたことについ

て、当時の政府が陳謝の念と深い反省の意をあらわしたことは記憶に新しいところです。

今更で、重篤な感染症の患者に対しては、人権の尊重のウエイトが多少軽くなっても危険性回避を優先的に考えなければならないという発想が先行してきましたが、結果として、偏見や差別を助長してきたことも事実であります。そして、本法案によってエイズ予防法は廃止されようとしていますが、これからの感染症予防医療法においては、らい予防法、エイズ予防法のようなことがあってはならないと思っております。過去に対する反省があつてこそ、新たなものが生まれるものと考えます。

HIVに関して具体的に言うと、一九八三年の段階でウイルスは同定され、一九八五年には検査もできるようになり、感染源は血液、体液、母乳によって感染すると知られていたにもかかわらず、まるで空気感染や接触感染するかのようになつて、一九八八年、エイズ予防法は制定されました。こういった事実を踏まえ、エイズ予防法の制定は現在でも適切であつたと考えているのか、端的に御答弁いただきたいと思っております。

そして、私たちHIV感染者の気持ちを知らせていただきたいと思っております。

感染の拡大を一番恐れているのは、当事者である私たちです。自分たちのような思いを二度と繰り返してはいけないうです。ただ単にエイズ予防法が廃止になるというだけでは、私たちは納得が

できません。さきに申し上げましたように、差別、偏見の中、無念の死を遂げた多くのエイズ患者、現在苦難の闘病生活を続けている患者に対して、総理から反省と謝罪の言葉を述べていただきたいと思っております。

その上で、その旨を法文に明記することを強く求めるものであります。

以上の点について、総理の明快な答弁を求めます。(拍手)

次に、厚生大臣にお伺いいたします。

さきに報告された公衆衛生審議会の意見と法案のそこについて質問いたします。

上程された本法律案には、らい予防法やエイズ予防法の制定に関する過去についての反省が全く見られません。また、良質かつ適切な医療を提供するという医師の責務について、審議会の基本的方向性が全く抜け落ちております。医療法に明記されているから必要ないなどということは、私の経験から全く言えないと思っております。

これらの答申が示した精神を意図的に削除したのはなぜか、厚生大臣にお伺いいたします。

また、政府は良質かつ適切な医療は一体何であると考えておられるのか、お尋ねいたします。

例えば、私もHIV感染者は、内科治療のみならず口腔外科、眼科、皮膚科等多岐にわたる治療を必要としています。それと患者の精神的ケアも必要であります。それは他の感染症患者も同じことが言えると思っております。

医療体制の整備について、具体的にどのように考えておられるのか明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、患者の権利とインフォームド・コンセントに關しお伺ひいたします。

条文中、入院勧告に際し、地方公共団体の職員が厚生省令で定める事項を書面で通知することとされていますが、これは医師が行うインフォームド・コンセントとは全く別のものだと思ひます。

また、新感染症の診断に際し、医師に都道府県知事に対する届け出義務を課しておりますが、肝心な患者本人に対しては、個人の情報を管理する権利を明記してありません。

HIVのことでは、告知されなかったために配偶者に感染させてしまい、告知しなかった医師に対し、一言本当のことを言ってくれたならば配偶者への感染は防げたのにと亡くなるまで言い続けた患者がいたことを知っていただかと思ひます。

丁寧な説明と説得、そして同意に基づいた治療が求められる時代において、この法律は甚だ適切を欠いていると言わざるを得ません。

医師の責務と患者の知る権利について厚生大臣はどのようにお考えになつてゐるのか、御答弁をお願いいたします。(拍手)

次に、新感染症と指定感染症についてお伺ひいたします。

まず、新感染症について、厚生大臣の権限が明

確でなく、発生した地域により知事の判断がまちまちになる可能性が大いに考えられます。強制入院を伴う措置であり、一歩間違えれば患者の権利侵害にもつながりかねない問題ですので、国の責務を明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、参議院での審議において、感染力が弱い疾病を新感染症にすることはないと答弁されていますが、条文においては全く明確ではありません。HIVのような病気が新感染症に当たらないと確信できるかどうか、御答弁いただきたいと思ひます。

一方、指定感染症については、公衆衛生審議会の意見では全く触れられていない概念でしたが、本法律案で唐突に要件を出されたのはどのような理由に基づくのか、納得のいく御答弁をお願いしたいと思ひます。

最後に、法の適正手続という観点から見解をお伺ひいたします。

憲法は、何人にも法定手続を保障しており、それが感染症の患者であることを理由に例外とされたり、人権をないがしろにされることは許されません。

入院勧告や強制入院の措置に対する不服申し立ての制度について、正当な第三者機関へ審査請求できず、手続保障が全く不十分であることに對してどうお考えになるのでしょうか。

また、感染症協議会の位置づけも不明確のところが見られます。憲法が国民に保障する権利を満

たしていると厚生大臣は考えておられるのでしょうか。

国民の命と健康を守るということは、患者を隔離し、社会防衛を責めることではありません。WHOからも、人権とコミュニティーの利益とは対立しない、人権の保護と公衆衛生の目標は対立するものでなく、お互いに補完するものであるとのメッセージが発せられております。このことについて厚生大臣はどのように受けとめておられるのか、お伺ひしたいと思います。

どうか、私たち感染者の気持ちを理解していただきたいし、私たちの声に耳を傾けていただきたい。私たちも社会の一員として社会の中とともに暮らせるような法律に制定されることを願ひます。

以上、本法律案の主な問題点を当事者である私の目線から指摘させていただき、明快な答弁を求め、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 家西議員にお答えを申し上げます。

御自身の体験を踏まえながら、今真剣に述べられた御質問、御意見、感染症患者の皆さんの人権に対する配慮の重要性、改めてさまざまなことを考えさせられました。

私の郷里、岡山県には、ハンセン病の療養所がございます。長い間島と本土との間は、わずかな

距離でありましたが、船の行き来しかありませんでした。これが橋でつながりましたとき、入園者の方々が泣いておられたのを、今思い起こしております。

現行の伝染病予防法、エイズ予防法等を廃止して新法をつくるその考え方、これは、近年の、新興・再興感染症の出現や、患者等の方々の人権に配慮する、そうした社会的な要請に的確に対応するために新法を制定しようとしております。

特に、患者の方々への人権の配慮については、新法の基本理念、国及び地方公共団体の責務等の規定として明記をいたしております。

また、エイズ予防法の制定は現在でも適切であったと考えているか、反省、謝罪すべきかどうか御意見をいただきました。

エイズ予防法、昭和六十三年に制定されました当時、日本の国内においてこの病気の特性その他十分な知識が、我々を含めて存在したとは思っておりません。そして……(発言する者あり)いや、ですから、ちょっと聞いてください。そして、治療法がない、あるいは急速な拡大が懸念される、そうした声の確かに社会の中に大きく存在をしておりました。今となって、専門家がいたことを私どもも承知をしております。その検査の方法があったということも、後に我々には知る機会を得ました。しかし、当時、一般的には、私は十分に知られていたとは思いません。それだけに、当時としてはやむを得なかったと思ひますけれども、今

平成十年五月二十一日 衆議院會議録第四十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案外一案の趣旨説明に対する家西梧君の質疑 感染症の予防

二〇

振り返れば、私たちが後悔すること、反省すべきこと、その上でおわびを申し上げることは、振り返って、あったと思います。そして、その気持ちを率直に私は、議員を通じて申し上げたいと思います。

その上で、今回の法案は、人権の配慮、あるいは良質かつ適切な医療の提供、この言葉の定義についても議員から御質問がありましたけれども、国の責務等を盛り込むこと、さらにこれらの趣旨を、入院の手続や感染症指定医療機関制度、さらにはエイズ等を対象とした特定感染症予防指針において具体化し、御指摘のような御意見を生かしたのものになっていると考えています。

良質かつ適切な医療と医療体制の整備に関するお尋ねですが、良質かつ適切な医療とは、医師等と患者の間の信頼関係を前提として、患者の心身の状況を十分考慮しながら、総合的な医療サービスを提供することであると考えております。また、医療体制の整備については、専門の医療機関を感染症指定医療機関として指定し、その際の指定要件を定めることによって、質の確保を図っていくこととしております。

○国務大臣(小泉純一郎君) 家西議員にお答えいたします。

患者の知る権利についてですが、病名を含めて診療内容等を患者に知らせることは当然と考えており、患者と医師との関係については、医療に関する基本原則を定める医療法に、医師等の責務として、医療の提供に際し適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めるべきことを規定しております。また、御指摘のとおり、本法案においては、都道府県知事が入院措置等を行う場合には、書面で通知を行うことになっております。

公衆衛生審議会が示した意見と法案の内容の相違についてですが、まず、らい予防法については、廃止に当たっての反省等の経緯について十分に考慮し、新法案においては、患者の人権への配慮を条文中に盛り込み、入院の手続規定の整備等を行っております。また、良質かつ適切な医療を提供するという医師の責務については、医療法にも規定しているほか、新法案において、国及び地方公共団体が医師等の協力を得ながら、良質かつ適切な医療の提供を図っていくこととしております。

新感染症に対する国の責任についてですが、新感染症が発生した場合には、現地の実情に即して措置等をとる必要があることから、一次的な判断を都道府県知事が行うこととしております。この場合、厚生大臣は都道府県知事に対し技術的指導、助言を行うことにより、国の責任を果たしてまいりたいと考えております。

から判断した危険性が極めて高い感染症が対象となると考えております。したがって、エイズのようないものと考えております。

指定感染症についてですが、公衆衛生審議会における検討の中で、その法的取り扱いについて具体的な審議が行われています。また、審議会の意見書においても、予想されない感染症に関してその都度所要の措置を的確に講ずる必要性が指摘されておられ、指定感染症は、これを制度化したものであります。

不服申し立て制度についてですが、この法案に基づき行政処分については、一般の行政不服審査法が適用されるほか、三十日を超える長期入院患者からの不服申し立てに厚生大臣が五日以内に裁決を行う特例規定を認めるなど、より患者の人権に配慮した特例的な手続を設けております。また、感染症の診査に関する協議会は、学問的、専門的な意見を述べる諮問機関として今回新設したものであります。これらにより、より客観的で公正な判断が行われるものと考えております。

終わりに、世界保健機構のメッセージに関連してですが、公衆衛生の目標と感染症の患者等の人権への配慮を両立させることが重要と認識しております。この法案の基本理念等において、その旨明記しているところであります。

○副議長(渡部恒三君) 西博義君。

〔西博義君登壇〕

○西博義君 私は、自由党を代表しまして、ただいま趣旨説明のありました感染症の予防と患者の医療に関する法案等二法案について、橋本総理大臣、小泉厚生大臣に質問をいたします。

まず初めに、感染症対策における危機管理の観点から質問をしたいと思っております。

我々は、阪神・淡路大震災、日本海重油流出事故等、引き続き起こった大きな災害から多くのことを学ぶことができました。我が国では、災害・事故対策上、準備の基準となるべき被害及び規模の想定が非常に低く設定され、対応のための資機材の不足やシステムの未整備が明らかになるとともに、大きな災害等に関しても基本的には地方自治体に対処することとなっているため、国が主導的に対応できず、初動体制のおくれが問題となつてまいりました。

私は、新進党時代、自衛隊など国の持つ人的、物的資源を利用して取り組まなければならないような大災害や大事故、防疫など、国民の生命や財産、健康に多大な悪影響を及ぼすとき、国がリーダーシップをとれるように災害対策基本法を抜本的に改正するとともに、首相の権限強化や、内閣が安全保障の観点から危機を管理するだけではなく、災害、緊急事態に即応できる体制づくりを提案してまいりました。

さて、本法案において、感染症への対応は、現

在の災害への対応と同じで、地方自治体が行うという仕組みとなっております。今申し上げましたように、これでは大規模な緊急事態には再び問題を生ずることは明らかであります。そこで、この法案で想定されている体制で、重大な感染症が発生した場合、国はリーダーシップを十分に発揮できるとお考えか、総理にお伺いいたします。

感染症が発生した場合、それに感染した物件への対処、処理につきましては、消毒、封鎖、焼却という方法が考えられます。大部分の感染症の病原体は、これら消毒、封鎖、焼却によって蔓延の防止が図れると考えられております。問題は、感染力が非常に強く、対応に緊急性を要する感染症が発生し、感染した物件を焼却した方がよいと判断された場合、その運搬や焼却施設など、対応する施設、体制が整っているのかどうかということになります。

例えば、現在、産業廃棄物の一種として、血液や使用済み注射針など、感染性病原体を含むものは含むと思われる産業廃棄物を扱う業者がいまですが、重大な感染症にかかわる物件の処理についてもそうした業者に委託するということをお考えなのか、厚生大臣にお伺いいたします。

私は、こうした作業を初め、感染症患者の速やかな移送などを考えると、国の指示のもとに動く、感染症にかからないよう専門的に訓練され、整備の整った組織がぜひとも必要ではないかと考えます。この点については、ここでは指摘にとど

めたいと思います。

次に、感染症情報に対する正しい知識の認識とその施策についてお聞きしたいと思います。

新種の感染症が流行したときの国民の一種のパニック的な反応は、患者の人権問題に発展するおそれのある問題であります。HIVやエボラ出血熱発生時の国民の反応、O157や新型インフルエンザなどは記憶に新しいところであります。患者の人権侵害を防ぐ観点からも、法案に盛り込まれた国、地方公共団体の責務としての感染症に関する正しい知識の普及などのための必要な措置、国民の責務としての、感染症に対する正しい知識を持ち、感染症の予防に努め、感染症の患者等の人権を損なわないようにすることの規定は、実効ある施策として展開されねばならないと思われま

す。しかしながら、エイズ予防法にも見られたように、国民の責務としての正しいエイズへの理解と、人権の配慮といった政府の啓発活動は必ずしも十分ではなく、薬害エイズ患者への対応は常に後手後手に回る始末でございました。実際に、先日我々が要求したエイズ予防法に関する予備的調査では、エイズ報道が「エイズパニック的な現象をもたらした」と報告をしております。そうした中で、厚生省の具体的な対応は大変鈍かったのではないのでしょうか。

これらの点から、法案に記されている責務としての正しい知識の普及に関してはその実効性が疑

われますが、政府の責任は重大であります。パニックをおおる可能性もあるこの情報伝達に關して、どのように対応をしようと考えているのでしょうか。既に具体的な指針は用意されているのでしょうか。小泉厚生大臣に質問をいたします。

次に、今までの厚生行政と人権の考え方について質問いたします。

現代の感染症対策は、近年のHIV、O157のほか、かつて知られていない新しい感染症の出現、撲滅可能とされていた結核やマラリアなどの疾病の再興、さらに、薬剤に耐えられるMRSAといった薬剤耐性菌に代表される、医療技術革新ゆえに発生したともいえる新たな感染症への対策が必要とされております。また、国際交流の活性化、交通機関の発達等により、感染症が拡大する速さは格段に増し、機動的な感染症対策も求められるようになりました。

また、現行の伝染病予防法は、制定後、実に百年以上が経過しており、医学、医療の進歩、公衆衛生対策の向上や人権の配慮の高まりから見ても、実態に合わないものとなり、本法案がこれからの感染症対策に関する我が国としての基本的なあり方を示すものと位置づけられ、提案されております。しかし、実情と乖離する伝染病予防法等の法律や、また、これらに基づく強制隔離や就業制限といった厚生行政により人権が侵害され、患者の皆さんに耐えがたい苦痛を与えた事実を変えることはできません。

二年前廃止されたい予防法に關しましても、戦後普及した治療薬によって既に隔離の必要性はなくなっていたにもかかわらず、法律を長い間変えなかったため、患者や家族への偏見、差別を助長してきました。法律が廃止され、強制隔離の呪縛から解放されたといいたしましても、長い間患者さんたちが味わった苦痛はそう簡単に消えるものではありませんし、患者は高齢化し、偏見を恐れ、社会に踏み出すことが難しくなっています。また、このような厚生行政による被害は、エイズやO157でも繰り返されてきました。

昨年の公衆衛生審議会の基本問題検討小委員会の報告でも、過去におけるハンセン病患者などへの差別や、らい予防法の存続などで患者、家族の尊厳を傷つけたことに対する深い反省が必要であると記されております。新しい感染症対策の基本フレームを構築する新法の基本理念において、過去の感染症対策に対する率直な反省と謝罪の文言を明確に盛り込むことが必要ではないでしょうか。(拍手)過去のものととして葬り去ることをせず、新法ではこの教訓を明確に反映させなければなりません。明確な答弁をお願いいたします。

また、入院や就業制限を行うことに際して重要なことは、患者、家族に対して、なぜ入院や就業制限を行うのか、具体的にはどのような措置をとるのかといった説明を十分に行い、納得が得られるインフォームド・コンセントの確立を強く要請しておきたいと思っております。

次に、感染症指定医療機関の選定のあり方と医療提供体制等についてお聞きいたします。

特定感染症指定医療機関については厚生大臣が、一種、二種感染症指定医療機関については都道府県知事が指定することになっていますが、それに伴い施設の整備など財政上の課題があります。

また、拠点病院として指定されることで、感染症を取り扱う病院として一般患者から嫌がられる可能性もあり得ます。この問題は、本来はきちんとした安全管理によって払拭されるものですが、残念ながら、イメージとして常につきまとう問題であります。実際、平成九年に総務庁行政監察局が発表した調査結果報告によりますと、エイズ拠点病院として県からの選定要請に医療機関が同意しない例があるとされています。その理由としては、診察にかかる経費の高さのほか、拠点病院として公表されるに伴う一般患者減少の懸念があるのではないかとされています。

これらの前例を踏まえ、新法の指定医療機関の決定の手續に關しても、医療機関の同意が得にくい場合が考えられますが、お答えをいただきました。また、指定医療機関とすることで、施設整備に關する支援などはどのようになるのでしょうか。あわせて小泉厚生大臣に質問いたします。

最後に、これから感染症対策は、国内だけでなく、国際的な取り組みが必要との認識で、政府は国際的な協力体制をつくられようとして努力しております。

れるようです。

そこで、感染症の研究、治療、教育を担う機関として、必ずしも日本に置く必要はないと思いますが、アジア地域に感染症の研究センターを日本が出資して、世界各国からの研究者が利用できる機関の設立を提案したいと思ひます。総理に御意見を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 西議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、重大な感染症の発生した場合の国の対応についてお尋ねでありました。

本法案におきましては、感染症の発生に對して、国のリーダーシップのもと、都道府県知事が対応するものとしております。具体的には、国があらかじめ基本方針を示すとともに、未知の感染症等重大な感染症の発生に際しては、原因究明や機動的対応につき、都道府県に對し、積極的に指導助言を行つていくこととしております。

次に、過去の感染症対策に對する反省と謝罪に對してのお尋ねをいただきました。

先刻家西議員にもお答えしたところでありますが、らい予防法の廃止に際し、反省、謝罪を表明した経緯、これまでの感染症対策についてのさまざまな御意見を十分考慮し、新法案の基本理念に患者の人權への配慮を規定するとともに、人權保障の観点から、患者の入院等につきまして各般の手續規定を明文化いたしました。

最後に、感染症に關する国際協力に對しての御

提言をいただきました。

私としてもその重要性を認識しており、先般バーミンガムで開催されました主要国首脳會議におきまして、感染症の重要な分野であります国際寄生病対策のための研究と人づくりの拠点に關する提言をしたばかりであります。今後、御提言の趣旨も踏まえながら、感染症分野での国際協力の推進に努めていきたいと思ひます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇)

○国務大臣(小泉純一郎君) 西議員にお答えいたします。

物件の焼却等の措置に關してですが、物件の処理としては消毒が基本であります。焼却を要するような事態は極めて限られていると思ひます。しかし、今後新法の施行に向けて、御指摘の産業廃棄物業者への委託を含め、厚生省令等に対応方法を規定するなど、都道府県を指導してまいりたいと思ひます。

感染症に關する知識の普及のあり方についてですが、国民が不安に陥らないように的確な情報を提供していくことが極めて重要であります。正しい知識の普及、情報の収集、提供等を行つていくこととしております。特に、大規模な感染症の発生時には関係機関の連携等により正確な情報を的確に国民に提供できるよう、国が策定する基本指針等に盛り込んでいきたいと考えております。

感染症指定医療機関に關するお尋ねであります

が、良質かつ適切な医療を提供できる医療機関を確保していくことは極めて重要な問題であると認識しております。そのため、医療従事者の研修の充実、関係機関の連携体制の構築に努め、感染症指定医療機関の理解が得られるよう努めるとともに、その設備、運営等に要する経費を国が補助するなど支援をしていくこととしております。

以上であります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 下堀義耕吉君
外務大臣 小淵 恵三君
厚生大臣 小泉純一郎君
建設大臣 瓦 力君

出席政府委員

外務省欧亚局長 西村 六善君
厚生省保健医療局長 小林 秀資君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律

郵便振替法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法

道路運送車両法の一部を改正する法律

航空法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

た。

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく防災に關してとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく平成十年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

(政府委員承認)

一、去る十九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房長 溝口善兵衛

大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎

一、昨二十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議官 登 誠一郎

兼内閣総理大臣官房外政審議官

科学技術庁科学技術政策局長 近藤 隆彦

(政府委員任命)

一、去る十九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十九日議長において承認した溝口善兵衛外一名を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十日議長において承認した登誠一郎外一名を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎 大蔵大臣官房総務審議官 平二〇・五・元

大蔵大臣官房総務審議官 溝口善兵衛 大蔵大臣官房長 同

一、昨二十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

内閣官房内閣外政審議官 門司健次郎 (解職) 平二〇・五・三

兼内閣総理大臣官房外政審議官 兼内閣総理大臣官房外政審議官 兼内閣総理大臣官房外政審議官

科学技術庁科学技術政策局長 間宮 馨 (同) 同

科学技術庁科学技術政策局長 間宮 馨 (同) 同

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

渡辺 喜美君 奥山 茂彦君

奥山 茂彦君 渡辺 喜美君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 補欠

奥野 誠亮君 河井 克行君

加藤 紘一君 小林 多門君

古賀 誠君 遠藤 利明君

谷畑 孝君 安倍 晋三君

中川 秀直君 野田 実君

安倍 晋三君 谷畑 孝君

遠藤 利明君 古賀 誠君

河井 克行君 奥野 誠亮君

小林 多門君 加藤 紘一君

野田 実君 中川 秀直君

外務委員 辞任 補欠

科学技術委員

辞任

補欠

決算行政監視委員

辞任

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
緊急経済対策に関する特別委員

辞任

補欠

緊急経済対策に関する特別委員

辞任

補欠

建設委員

辞任

補欠

文教委員

辞任

補欠

松本 善明君	平賀 高成君	家西 悟君	島津 尚純君	田中 甲君	藤田 幸久君	小此木八郎君	櫻内 義雄君	河井 克行君	八代 英太君	園田 修光君	下地 幹郎君	戸井田 徹君	野呂田芳成君	渡辺 博道君	阪上 善秀君	島津 尚純君	島 聡君	久保 哲司君	権藤 恒夫君	平賀 高成君	松本 善明君
飯島 忠義君	田中 昭一君	岩永 峯一君	桜田 義孝君	玉沢徳一郎君	河野 太郎君	榊床 伸二君	山本 孝史君	石井 敏基君	石井 敏基君	河野 太郎君	玉沢徳一郎君	岩永 峯一君	飯島 忠義君	榊床 伸二君	山本 孝史君	石井 敏基君	河野 太郎君	玉沢徳一郎君	岩永 峯一君	飯島 忠義君	榊床 伸二君

木村 隆秀君	戸井田 徹君	望月 義夫君	渡辺 博道君	鳩山由紀夫君	川内 博史君	中西 啓介君	戸井田 徹君	渡辺 博道君	川内 博史君	中西 啓介君	西田 猛君	西田 猛君	熊谷 市雄君	田中 昭一君	滝 実君	河井 克行君	安倍 晋三君	田端 正広君	若松 謙維君	中林よし子君	村山 富市君	安倍 晋三君	河井 克行君	田中 昭一君	橋 康太郎君	池坊 保子君	河合 正智君	保坂 展人君	村山 富市君
望月 義夫君	渡辺 博道君	川内 博史君	中西 啓介君	戸井田 徹君	望月 義夫君	渡辺 博道君	川内 博史君	中西 啓介君	西田 猛君	戸井田 徹君	望月 義夫君	渡辺 博道君	川内 博史君	中西 啓介君	西田 猛君	戸井田 徹君	望月 義夫君	渡辺 博道君	川内 博史君	中西 啓介君	西田 猛君	戸井田 徹君	望月 義夫君	渡辺 博道君	川内 博史君	中西 啓介君	西田 猛君	戸井田 徹君	望月 義夫君

遠藤 利明君	森 英介君	桜井 郁三君	倉成 正和君	西川 公也君	大石 秀政君	山口 泰明君	砂田 圭佑君	池田 元久君	藤田 幸久君	金田 誠一君	家西 悟君	矢島 恒夫君	辻 第一君	渡辺 具能君	阪上 善秀君	中川 正春君	春名 真章君	坂上 善秀君	山口 泰明君	西川 公也君	金田 誠一君	池田 元久君	矢島 恒夫君	春名 真章君	坂上 善秀君	山口 泰明君	西川 公也君	金田 誠一君	池田 元久君	矢島 恒夫君
遠藤 利明君	森 英介君	桜井 郁三君	倉成 正和君	西川 公也君	大石 秀政君	山口 泰明君	砂田 圭佑君	池田 元久君	藤田 幸久君	金田 誠一君	家西 悟君	矢島 恒夫君	辻 第一君	渡辺 具能君	阪上 善秀君	中川 正春君	春名 真章君	坂上 善秀君	山口 泰明君	西川 公也君	金田 誠一君	池田 元久君	矢島 恒夫君	春名 真章君	坂上 善秀君	山口 泰明君	西川 公也君	金田 誠一君	池田 元久君	矢島 恒夫君

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
緊急経済対策に関する特別委員

田中 昭一君 能勢 和子君
吉田六左門君 渡辺 具能君

小野 晋也君 今村 雅弘君
目片 信君 奥山 茂彦君
山口 泰明君 大石 秀政君
島 聡君 中川 正春君
樹屋 敬悟君 大石 善徳君
鈴木 淑夫君 西川 太一郎君
今村 雅弘君 小野 晋也君
大石 秀政君 山口 泰明君
奥山 茂彦君 目片 信君
中川 正春君 島 聡君
大石 善徳君 樹屋 敬悟君
西川 太一郎君 鈴木 淑夫君

(議案提出)
一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。
財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案
(議案付託)
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第七〇号)(参議院送付)

建設委員会 付託

地球温暖化対策の推進に関する法律案内閣提出第二一一号
環境委員会 付託

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出、衆法第二五号)

緊急経済対策に関する特別委員会 付託

一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一八号)

外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)

(議案通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案

一、昨二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

徳山ダム建設予定地域の河川管理に関する質問主意書(石井基基君提出)

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案

平成十年二月六日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
国会に提出する。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、法人がする債権の譲渡の対抗要件に関し民法明治二十九年法律第八十九号の特例等を定めるものとする。

(債権の譲渡の対抗要件の特例等)

第二条 法人が債権(指名債権であつて金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。)を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。

この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする。

2 前項に規定する登記(以下「債権譲渡登記」と

いう。)がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第八条第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする。

3 前項の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に對抗することができず。

4 前三項の規定は、第七条第二項に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消の登記について準用する。この場合において、前項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替へるものとする。

(登記所)

第三条 債権譲渡登記に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(次条において「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第四条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局

平成十年五月二十一日 衆議院会議録第四十一号 議長報告 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案及び同報告書

二五

の長が指定した者が、登記官として取り扱う。
(債權譲渡登記)

第五条 債權譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む)をもつて調製する債權譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

二 譲受人の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

四 登記原因及びその日付

五 譲渡に係る債權の総額

六 譲渡に係る債權の債務者その他の譲渡に係る債權を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

七 債權譲渡登記の存続期間

八 登記番号

九 登記の年月日

2 前項第七号の存続期間は、五十年を超えることができない。ただし、五十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

3 債權譲渡登記(以下この項において「旧登記」

という)がされた譲渡に係る債權につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に債權譲渡登記(以下この項において「新登記」という)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該債權については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

4 債權譲渡登記がされた譲渡に係る債權につき譲受人が更に譲渡をし、当該債權譲渡登記の存続期間の満了前に民法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合(第二項第一項の規定により通知があったものとみなされる場合を除く)には、当該債權については、当該債權譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。
(延長登記)

第六条 譲渡人及び譲受人は、債權譲渡登記の存続期間の延長の登記を申請することができる。ただし、延長により前条第二項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 前項の規定による存続期間の延長の登記(以下「延長登記」という)は、当該債權譲渡登記に係る債權譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 当該債權譲渡登記の存続期間を延長する旨

二 延長後の存続期間

三 登記番号

四 登記の年月日

第七条 譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、債權譲渡登記の抹消を申請することができる。

一 債權の譲渡が効力を生じないこと。

二 債權の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと。

三 譲渡に係る債權が消滅したこと。

2 前項の規定による抹消の登記(以下「抹消登記」という)は、当該債權譲渡登記に係る債權譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 当該債權譲渡登記を抹消する旨

二 登記原因及びその日付

三 登記番号

四 登記の年月日

3 譲渡に係る債權が数個記録されている債權譲渡登記について、その一部の債權に係る部分につき抹消登記をするときは、前項第二号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

一 当該債權譲渡登記の一部を抹消する旨

二 抹消登記に係る債權を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

三 抹消後の譲渡に係る債權の総額

第八条 何人も、登記官に対し、債權譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要(債

權譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第五条第一項第六号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第一項において「登記事項の概要」というを証明した書面(以下「登記事項概要証明書」という)の交付を請求することができる。

2 譲渡に係る債權の譲渡人若しくは譲受人又は当該債權の債務者その他の当該債權の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるものは、登記官に対し、当該債權の譲渡について、債權譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という)の交付を請求することができる。

(商業登記簿等への記載)

第九条 債權譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、譲渡人の本店又は主たる事務所(外国に本店又は主たる事務所があるときは、日本における営業所又は事務所)の所在地の登記所に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、通知を受けた事項のうち法務省令で定めるものを譲渡人の商業登記簿その他の譲渡人の登記簿に記載又は記録しなければならない。

(債權質への準用)

第十条 第二条から前条までの規定は、法人が債

權譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第五条第一項第六号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第一項において「登記事項の概要」というを証明した書面(以下「登記事項概要証明書」という)の交付を請求することができる。

2 譲渡に係る債權の譲渡人若しくは譲受人又は当該債權の債務者その他の当該債權の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるものは、登記官に対し、当該債權の譲渡について、債權譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という)の交付を請求することができる。

(商業登記簿等への記載)

第九条 債權譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、譲渡人の本店又は主たる事務所(外国に本店又は主たる事務所があるときは、日本における営業所又は事務所)の所在地の登記所に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、通知を受けた事項のうち法務省令で定めるものを譲渡人の商業登記簿その他の譲渡人の登記簿に記載又は記録しなければならない。

(債權質への準用)

第十条 第二条から前条までの規定は、法人が債

権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記について準用する。この場合において、第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項、第七條第一項第一号及び第二号並びに第八條第二項中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第二条第一項中「譲渡の登記」とあり、同条第二項及び第四項、第三條第一項、第五條の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項、第六條、第七條並びに前条第一項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第二条第一項から第三項まで及び第八條第二項中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、第二条

第一項及び第五條第四項中「民法第四百六十七條」とあるのは「民法第三百六十四條第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條」と、第二条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から第四項まで、第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項、第八條第二項及び前条中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第二条第一項から第四項まで、第五條第一項、第三項及び第四項、第六條第一項、第七條第一項並びに第八條第二項中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五條第一項第四号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第五号及び第六号、第三項

及び第四項、第七條第一項第三号及び第三項並びに第八條第二項中「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第五條第三項及び第四項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と読み替えるものとする。

2 第五條第三項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四條第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條の規定による通知又は承諾がされた場合（前項の規定により準用される第二条第一項の規定により通知があったものとみなされる場合を除く。）における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

(破産法等の適用除外)

第十一条 債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び前条第一項に規定する質権の設定の登記がされている質権については、破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十条後段（同法第百二十条ノ二及び第百二十一條又は他の法律において準用する場合を含む。）及び会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第十八條第一項（同条第二項、同法第十八條の二第三項及び

第十九條又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第六十四條その他の例による場合を含む。）並びに民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百五十條（他の法律において準用する場合を含む。）及び第百六十四條第一項の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第十二條 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第一章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第十三條 登記官の処分を不当とする者は、監督

法務局又は地方方法務局長に審査請求をすることができ、

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方方法務局長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第十四條 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四條、第十七條、第二十四條、第二十五條第一項ただし書、第三十四條第二項から第六項まで、第三十七條第六項、第四十條第三項から第六項まで及び第四十三條の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

(手数料の納付)

第十五條 次に掲げる者は、物価の状況、債権の個数及び債権譲渡登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一 債権譲渡登記、質権設定登記、延長登記又は抹消登記を申請する者

二 登記事項概要証明書又は登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

(政令への委任)

第十六條 この法律に定めるもののほか、この法律に定める登記に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成十年五月二十一日 衆議院會議録第四十一号

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案及び同報告書

二七

平成十年五月二十一日 衆議院會議録第四十一号

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案及び同報告書 建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

二八

(印紙をもつてする蔵入金納付に関する法律の一部改正)

第二条 印紙をもつてする蔵入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「若しくは電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)第三條第一項を」と、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)第三條第一項若しくは債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第五号)第十五條第一項に改め、同条第二項中「及び電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律を」と、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律及び債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律に改める。

理 由

法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、債権流動化をはじめとする法人の資金調達手段の多様化の状況にかんがみ、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等について、登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 債権譲渡の對抗要件の特例

(一) 法人が金銭債権を譲渡した場合には、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記をすることによって、債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備することを認めること。

(二) 債務者を保護するため、債権譲渡登記の効力を債務者に及ぼすためには、個別に債務者に対する通知又は債務者の承諾を要すること。

2 債権譲渡登記制度

債権譲渡登記の手続や登記事項の開示方法等新たな債権譲渡登記制度に関する規定を設けること。

3 債権質への準用

法人が金銭債権を目的として質権を設定した場合には、金銭債権の譲渡がされた場合と

同様の手続によって対抗要件が具備することを認めること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十年五月二十日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律案に基づく債権譲渡の對抗要件制度の導入に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

一 債権譲渡の對抗要件に関し、この法律案に基づく制度のほか、特定債権等に係る事業の規制に関する法律その他の法律に基づく公告による

制度等の運用状況を常時注視し、必要に応じ、対抗要件制度全体の在り方について取引の安全の一層の確保を図るといふ見地から、更なる検討を行うこと。

二 この法律案の規定に基づく登記が譲渡に係る債権の存在を公示するものではないことの周知徹底を図るための適切な方策を講ずること。

建築基準法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年三月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

建築基準法の一部を改正する法律

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければ」と「証明書を携帯し、関係者に提示しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第四項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十条の二を第三十条とする。

第四十一条中「から第三十条まで」を、「第二十九條」に改める。

第八十六条の二中「第三十条の二」を「第三十条」に改める。

第八十七条第三項中「から第三十条の二まで」

第二条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第四章の二 建築協定(第六十九条)第七十
第一章の二 指定資格検定機関等
第二章の三 指定資格検定機関(第七十七
第三章の三 指定確認検査機関(第七十七
第四章の三 建築基準適合判定資格者

第五條の見出しを「建築基準適合判定資格者
検定」に改め、同条第一項を次のように改め
る。

で、二年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。

4 建築基準適合判定資格者検定に関する事務をつかさどらせるために、建設省に、建築基準適合判定資格者検定委員を置く。ただし、次条第一項の指定資格検定機関が同項の資格検定事務を行う場合においては、この限りでない。

第五条第五項中「建築主事資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員」に改め、同

「建築基準適合判定資格者検定委員」に改め、同
第五條第五項中「建築主事資格検定委員」を
「建築基準適合判定資格者検定委員」に改め、同
條第六項中「除く外」を「除くほか」に、「建築主
事の資格検定」を「建築基準適合判定資格者検
定」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五

6 建設大臣は、不正の手段によつて建築基準適合判定資格者検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、

7 建設大臣は、前項又は次条第二項の規定に
ることを禁止することができる。

第五條の二を第五條の四とし、第五條の次に次の二條を加える。

第五條の二 建設大臣は、第七十七條の二から

第七十七條の五までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定資格検定機関」という。)に、建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務(以下「資格検定事務」という。)を行わせることができる。

2 指定資格検定機関は、前条第六項に規定する建設大臣の職権を行うことができる。

建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、資格検定事務を行わないものとする。

第五条の三 建築基準適合判定資格者検定を受

けようとする者(市町村又は都道府県の吏員である者を除く)は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受検手数料を、国(指定資格検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者

ればならない。

の収入とする。

第六條第一項中、当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を、建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定）

建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並にこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。に改め、「確認済証の交付を」を加え、その下に「受け、確認済証の交付を」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

当該確認を受けた建築物の計画の変更（建設省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合）においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

第六條第一項第四号中「前各号」を「前三号」に
 改め、同条第八項中「並びに第三項及び第四項

の規定による通知書」を、「同項の確認済証及び第五項の通知書」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「規定による確認を受けない」を「確認済証の交付を受けた後でなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「これらの規定」を「建築基準関係規定」に、「その理由をつけてその旨を文書をもって前項」を「その旨及びその理由を記載した通知書を同項」に、「通知しなければ」を「交付しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」及び「これらの規定」を「建築基準関係規定」に、「その旨を文書をもって当該申請者に通知しなければ」を「当該申請者に確認済証を交付しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。

第六条の二 第一項中「第七条の二」を「第七条の五」に、「前条」を「前二条」に、「同条第一項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」

とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(第二章の規定並びにこれに基づく命令及び条例の規定のうち政令で定める規定を除く。）」と、同条第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(第一項の政令で定める規定を除く。）」を「第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいう。建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前条第一項第四号」を「第六条第一項第二号」に改め、同条第二項中「前条第一項に規定する政令」を「第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるもの」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(建設大臣等の指定を受けた者による確認)

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画(建築士法第三条から第三条の三までの規定に違反するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより建設大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、建設省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定

による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては建設大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証の交付をしたときは、建設省令で定めるところにより、その交付に係る建築物の計画に関する建設省令で定める書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。

4 特定行政庁は、前項の規定による報告を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。

5 前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第九条第一項又は第十項の命令その他の措置を講ずるものとする。

第七条の見出しを「(建築物に関する完了検査)」に改め、同条第一項中「場合においては、

その旨を工事が完了した日から四日以内に到達するように、建築主事に文書をもって届け出なければ」とときは、建設省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければ」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員を「建築主事等」に、「第六条第一項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」に改め、「ときは」の下に、「建設省令で定めるところにより」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「届出を」を「申請を」に改め、「吏員」の下に「(以下この章において「建築主事等」という。)を加え、「届出を」を「当該工事に」、「第六条第一項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて建設省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

第七條に次の一項を加える。

6 第六條第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による申請をしようとする者について準用する。この場合において、同條第七項及び第八項中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額(当該申請が第七條の三第一項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合にあつては、特定行政庁が当該政令で定める額から政令で定めるところにより減額して定める額)」と読み替へるものとする。

第七條の三第一項中「第十八條第八項を」第十八條第十三項に、「第七條第三項を」第七條第五項に改め、同項第一号中「届出があつた」を「申請が受理された」に、「又はを」及び「に改め、同項第二号中「届出をした日」を「申請が受理された日(第七條の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日)」に改め、同條を第七條の六とする。

第七條の二中「第六條の二第一項各号」を「第六條の三第一項各号」に、「前條を」第七條から前條までに、「同條第二項及び第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは、「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(前條第一項の規定により読み替へて

適用される第六條第一項の政令で定める規定を除く。）」を「第七條第四項及び第五項中「建築基準関係規定」とあるのは「前條第一項の規定により読み替へて適用される第六條第一項に規定する建築基準関係規定」と、第七條の二第一項、第五項及び第七項、第七條の三第一項、第四項、第五項及び第七項並びに前條第一項、第三項及び第七項中「建築基準関係規定」とあるのは「第六條の三第一項の規定により読み替へて適用される第六條第一項に規定する建築基準関係規定」に改め、同條を第七條の五とする。

第七條の次に次の三條を加える。
(建設大臣等の指定を受けた者による完了検査)

第七條の二 第七十七條の十八から第七十七條の二十一までの規定の定めるところにより建設大臣又は都道府県知事が指定した者が、第六條第一項の規定による工事の完了の日から四日を経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前條第一項から第三項までの規定は、適用しない。
2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては建設大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査

の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第六條第一項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から七日以内に、第一項の検査をしなければならない。

5 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、建設省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前條第五項の検査済証とみなす。

6 第一項の規定による指定を受けた者は、建設省令で定めるところにより、同項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。

7 特定行政庁は、前項の規定により第一項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係

係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九條第一項又は第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に関する中間検査)

第七條の三 特定行政庁は、その地方の建築物の建築の動向又は工事に關する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に關する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。

2 建築主は、第六條第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その日から四日以内に建築主事に到達するように、建設省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて建設省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

4 建築主事が第二項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等は、その申

請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等(建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。)が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

5 建築主等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたとときは、建設省令で定めるところにより、当該建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

6 特定行政庁が第一項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

7 建築主等は、前条第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第七條第四項、前条第一項、第四項又は次条第一項の規定による検査をするときは、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

8 第六條第七項及び第八項の規定は、第二項の規定による申請をしようとする者について

準用する。

9 特定行政庁は、第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに当該指定を解除するものとする。

10 第一項の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、建設省令で定める。

(建設大臣等の指定を受けた者による中間検査)

第七條の四 第六條第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、第七條の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日を経過する日までに引き受けたときについては、前条第二項の規定は、適用しない。

2 第七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、建設省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。

3 第七條の二第二項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたとときは、建設省令で定めるところにより、当該建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

い。

4 前項の規定により交付された中間検査合格証は、前条第五項の中間検査合格証とみなす。

5 前条第七項の規定の適用については、第三項の規定により中間検査合格証が交付された第一項の検査は、同条第五項の規定により中間検査合格証が交付された同条第四項の規定による検査とみなす。

6 第七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、建設省令で定めるところにより、第一項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。

7 特定行政庁は、前項の規定により工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九條第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

第九條第一項及び第十項中「この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定を」建築基準法令の規定に改める。

第十二條第三項中「建築物の設計者」を「設計者」に、「又は建築物に関する工事の施工者」を「若しくは工事施工者又は第七十七條の二十一第一項の指定確認検査機関」に改め、同条第四項中「第六條第三項、第七條第二項を」第六條第四項、第六條の二第四項、第七條第四項、第七條の三第四項に改め、「確認」の下に、「通

知」を加え、「建築物の設計者」を「設計者」に、「建築物に関する工事の施工者」を「工事施工者」に改め、同条第五項中「必要に応じ、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を」建築基準法令の規定に、「の整備その他の措置を講ずる」を「を整備する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項の台帳の記載事項その他その整備に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第十八條第一項中「第七條の三」を「第七條の六」に、「第二項から第九項を」次項から第十四項に改め、同条第二項中「受けた者」の下に「(以下この条において「国の機関の長等」という。)を加え、同条第三項中「第六條第三項を」第六條第四項に、「当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(第六條の二第一項各号)を」建築基準関係規定(第六條の三第一項各号)に、「においては、同項を」あつては、同項に、「の政令で定める規定を除く。次項を」に規定する建築基準関係規定。以下この項に、「その結果を前項の機関の長又はその委任を受けた者に通知しなければ」を「審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあつては当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付し、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができ

ない正当な理由があるときにあつてはその旨及び理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して交付しなければに改め、同条第四項中「規定によつて当該建築物の計画が同項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の通知」を「確認済証の交付」に改め、同条第五項中「第二項の機関の長又はその委任を受けた者」を「国の機関の長等」に改め、同条第六項中「建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員」を「建築主事等」に、「第三項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定第七條の二」を「建築基準関係規定(第七條の五)」に、「おいては、第六條の二第一項を」あつては、第六條の三第一項に、「の政令で定める規定を除く。次項を」に規定する建築基準関係規定。以下この条に改め、同条第七項中「建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員」を「建築主事等」に、「第三項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」に、「第二項の機関の長又はその委任を受けた者」を「国の機関の長等」に改め、同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項の次に次の五項を加える。

8 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その旨を、その日から四日

以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

9 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から四日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

10 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたときは、建設省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

11 第七條の三第六項の規定により特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

12 建築主事等は、第九項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第六項又は第九項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

第二十七條第一項ただし書中「及び準防火地域」を削り、「事項について」の下に、「準防火地

域の内外の別に依じて」を加え、同項第二号中「(五項)を(同表(五項))に改める。

第四十三條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建設省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

第四十四條第一項第二号中「通行上支障がないもの」を「特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に改める。

第五十二條第二項中「第八十六條第十項」を「第八十六條の六第一項」に改め、同条第四項中「第八十六條第九項」を「第八十六條の六第一項」に改める。

第五十三條第四項第三号中「安全上、防火上及び衛生上支障がないもの」を「特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に改める。

第五十四條第一項中「第八十六條第十項」を「第八十六條の六第一項」に改める。

第六十八條の三第一項第一号イ中「第八十六條第二項第一号」を「第八十六條第四項第一号」に改める。

第六十八條の六中「第八十六條第三項第二号」を「第八十六條第五項第二号」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 指定資格検定機関等

第一節 指定資格検定機関

(指定)

第七十七條の二 第五條の二第二項の規定による指定は、一を限り、資格検定事務を行おうとする者の申請により行つう。

(欠格事項)

第七十七條の三 次の各号の一に該当する者は、第五條の二第二項の規定による指定を受けることができない。

一 民法明治二十九年法律第八十九号(第三十四條の規定により設立された法人以外の者

二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第七十七條の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

四 その役員のうちに、イ又はロのいずれかに該当する者がある者

イ 第二号に該当する者

ロ 第七十七條の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起

算して二年を経過しない者

(指定の基準)

第七十七條の四 建設大臣は、第五條の二第一項の規定による指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員(第七十七條の七第一項の資格検定委員を含む)、設備、資格検定事務の実施の方法その他の事項についての資格検定事務の実施に関する計画が、資格検定事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の資格検定事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 資格検定事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて資格検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(指定の公示等)

第七十七條の五 建設大臣は、第五條の二第一項の規定による指定をしたときは、指定資格検定機関の名称及び住所、資格検定事務を行う事務所の所在地並びに資格検定事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定資格検定機関は、その名称若しくは住所又は資格検定事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする

日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第七十七條の六 指定資格検定機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定資格検定機関の役員が、第七十七條の九第一項の認可を受けた資格検定事務規程に違反したとき、又は資格検定事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定資格検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(資格検定委員)

第七十七條の七 指定資格検定機関は、資格検定の問題の作成及び採点を資格検定委員に行わせなければならない。

2 資格検定委員は、建築及び行政に關し學識経験のある者のうちから選任しなければならない。

3 指定資格検定機関は、資格検定委員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、資格検定委員が、第七十七條の九第一項の認可を受けた資格検定事務規程

に違反したとき、又は資格検定事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定資格検定機関に対し、その資格検定委員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七條の八 指定資格検定機関の役員及び職員(資格検定委員を含む。第三項において同じ。)並びにこれらの職にあつた者は、資格検定事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、資格検定委員は、資格検定の問題の作成及び採点到當たつて、厳正を保持し不正な行為のないようにしなければならない。

3 資格検定事務に従事する指定資格検定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(資格検定事務規程)

第七十七條の九 指定資格検定機関は、資格検定事務の実施に關する規程(以下この節において「資格検定事務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資格検定事務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした資格検定

事務規程が資格検定事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その資格検定事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十七條の十 指定資格検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定資格検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十七條の十一 指定資格検定機関は、建設省令で定めるところにより、資格検定事務に關する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第七十七條の十二 建設大臣は、資格検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定資格検定機関に対し、資格検定事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告、検査等)

第七十七条の十三 建設大臣は、資格検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定資格検定機関に対し資格検定事務に必要の報告を求め、又はその職員に、指定資格検定機関の事務所に立ち入り、資格検定事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資格検定事務の休廃止等)

第七十七条の十四 指定資格検定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、資格検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣が前項の規定により資格検定事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条の十五 建設大臣は、指定資格検定機関が第七十七条の三第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったときは、

その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定資格検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて資格検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の五第二項、第七十七条の七第一項から第三項まで、第七十七条の十、第七十七条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の九第一項の認可を受けた資格検定事務規程によらないで資格検定事務を行ったとき。

三 第七十七条の六第二項、第七十七条の七第四項、第七十七条の九第三項又は第七十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 その役員又は資格検定委員が、資格検定事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により資格検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による資格検定の実施)

第七十七条の十六 建設大臣は、指定資格検定

機関が第七十七条の十四第一項の規定により資格検定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定資格検定機関に対し資格検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定資格検定機関が天災その他の事由により資格検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五条の二第三項の規定にかかわらず、資格検定事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により資格検定事務を行い、又は同項の規定により行つてゐる資格検定事務を行わないことしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により資格検定事務を行うこととし、第七十七条の十四第一項の規定により資格検定事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における資格検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(審査請求)

第七十七条の十七 指定資格検定機関が行う資格検定事務に係る処分又はその不作為(行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第二十条第二項に規定する不作為をいう。以下同

じ。)については、建設大臣に対し、同法による審査請求をすることができる。

第二節 指定確認検査機関

(指定)

第七十七条の十八 第六条の二第一項(第八十七条第一項、第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第七十七条の二第二項(第八十七条の二第二項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、第六条の二第一項の規定による確認又は第七十七条の二第一項及び第七十七条の四第一項(第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の検査(以下この節、第七十七条の四第二項及び第七章において「確認検査」という。)の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める区分に従い、確認検査の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号の一に該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 五 第七十七条の四十第二項の規定により第七十七条の三十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して二年を経過しない者 六 建築士法第七條第三号又は第二十三條の四第一項第二号に該当する者 七 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者 八 法人であつて、その役員のうちの前各号の一に該当する者があるもの (指定の基準) 第七十七条の二十 建設大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 一 第七十七条の二十四第一項の確認検査員(職員である者に限る。)の数が、確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて建設省令で定める数以上であること。		と。 二 前号に規定するほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。 三 前号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。 四 法人にあつては役員、法人の種類に応じた建設省令で定める構成員又は職員(第七十七条の二十四第一項の確認検査員を含む。以下この号において同じ。)の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 五 確認検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 六 前各号に定めるもののほか、確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。 (指定の公示等) 第七十七条の二十一 建設大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下「指定確認検査機関」という。)の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。 2 指定確認検査機関は、その名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした建設大臣又は都道府県知事(以下この節において「建設大臣等」という。)にその旨を届け出なければならない。 3 建設大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。 (業務区域の変更) 第七十七条の二十二 指定確認検査機関は、業務区域を増加しようとするときは、建設大臣等の認可を受けなければならない。 2 指定確認検査機関は、業務区域を減少したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣等に届け出なければならない。 3 第七十七条の二十第一号から第三号までの規定は、第一項の認可について準用する。 4 建設大臣等は、第一項の認可をしたときは、第二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。 (指定の更新) 第七十七条の二十三 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 第七十七条の十八から第七十七条の二十までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。 (確認検査員) 第七十七条の二十四 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、建設省令で定める方法に従い、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。 2 確認検査員は、第七十七条の三十六第一項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない。 3 指定確認検査機関は、確認検査員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣等に届け出なければならない。 4 建設大臣等は、確認検査員の在任により指定確認検査機関が第七十七条の二十四第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定確認検査機関に対し、その確認検査員を解任すべきことを命ずることができる。 (秘密保持義務等) 第七十七条の二十五 指定確認検査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ。)及びその職員(確認検査員を含む。次項において同じ。)並びにこれら
---	--	--

の者であつた者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定確認検査機関及びその職員で確認検査の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(確認検査の義務)

第七十七條の二十六 指定確認検査機関は、確認検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認検査を行わなければならない。

(確認検査業務規程)

第七十七條の二十七 指定確認検査機関は、確認検査の業務に関する規程(以下この節において「確認検査業務規程」という。)を定め、建設大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 確認検査業務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣等は、第一項の認可をした確認検査業務規程が確認検査の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定区分等の揭示)

第七十七條の二十八 指定確認検査機関は、建設省令で定めるところにより、指定の区分、

業務区域その他建設省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十七條の二十九 指定確認検査機関は、建設省令で定めるところにより、確認検査の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定確認検査機関は、建設省令で定めるところにより、確認検査の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第七十七條の三十 建設大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関する監督上必要な命令をすることができ、

(報告、検査等)

第七十七條の三十一 建設大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し確認検査の業務に関する必要な報告を求め、又はその職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる

ことができる。

2 第七十七條の十三第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(照会及び指示)

第七十七條の三十二 指定確認検査機関は、確認検査の適正な実施のために必要な事項について、特定行政庁に照会することができる。この場合において、当該特定行政庁は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 特定行政庁は、その指揮監督の下にある建築主事が第六條第一項の規定による確認をする権限を有する建築物について、指定確認検査機関に対し、その確認検査の適正な実施のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定確認検査機関に対する配慮)

第七十七條の三十三 建設大臣及び地方公共団体は、指定確認検査機関に対して、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(確認検査の業務の休廃止等)

第七十七條の三十四 指定確認検査機関は、確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣等に届け出なければならない。

2 前項の規定により確認検査の業務の全部を

廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣等は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七條の三十五 建設大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が第七十七條の十九各号(第四号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六條の二第三項(第八十七條第一項、第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の二第三項から第六項まで(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七條の四第二項、第三項若しくは第六項(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七十七條の二十一第二項、第七十七條の二十二第一項若しくは第二項、第七十七條の二

十四第一項から第三項まで、第七十七條の二十六、第七十七條の二十八、第七十七條の二十九又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七條の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき。

三 第七十七條の二十四第四項、第七十七條の二十七第三項又は第七十七條の三十の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七條の二十各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員若しくは法人にあつてはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣等は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章の三 建築基準適合判定資格者の登録

(登録)
第七十七條の三十六 建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、建設大臣の登録を受け

ることができ、

2 前項の登録は、建設大臣が建築基準適合判定資格者登録簿に、氏名、生年月日、住所その他の建設省令で定める事項を記載してするものとする。

(欠格条項)

第七十七條の三十七 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七條の四十第二項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

五 建築士法第七條第三号に該当する者

六 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者
(変更の登録)
第七十七條の三十八 第七十七條の三十六第一項の登録を受けている者(次条及び第七十七條の四十第二項において「建築基準適合判定資格者」という。)は、当該登録を受けている事項で建設省令で定めるものに変更があつたときは、建設省令で定めるところにより、変更の登録を申請しなければならない。

(死亡等の届出)
第七十七條の三十九 建築基準適合判定資格者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

一 死亡したとき。 相続人

二 第七十七條の三十七第二号に該当するに至つたとき。 後見人又は保佐人

三 第七十七條の三十七第三号、第五号又は第六号に該当するに至つたとき。 本人

(登録の消除等)

第七十七條の四十 建設大臣は、次の各号の一に掲げる場合は、第七十七條の三十六第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四 不正な手段により登録を受けたとき。

五 第五條第六項又は第五條の二第二項の規定により、建築基準適合判定資格者検定の合格の決定を取り消されたとき。

2 建設大臣は、建築基準適合判定資格者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができる。

一 第七十七條の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程に違反したとき。

二 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

(省令への委任)

第七十七條の四十一 第七十七條の三十六から前条までに規定するもののほか、第七十七條の三十六第一項の登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納その他の同項の登録に関する事項は、建設省令で定める。

(手数料)

第七十七條の四十二 第七十七條の三十六第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者(市町村又は都道府県の吏員である者を除く。)は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第八十五條第一項中「災害に因り」を「災害により」に、「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定を」を「建築基準法令の規定」に改め、同条第二項中「第七條の三」を「第七條の六」に、「第九項を」を「第十四項」に改める。

第八十六條の見出しを「(一定の複数建築物に対する制限の特例)」に改め、同条第一項中「一

団地」の下に「その内に第六項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。」「を加え、「建築物を」「建築物で」「建築する場合において」「を建築されるもののうち、建設省令で定めるところにより」「については」「を」「に対する」「に改め、「第五十三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「規定を適用する場合においては」「を」「規定(次項において「特例対象規定」という。))の適用については」「に改め、同条第五項から第十一項までを削り、同条第四項中「の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物(以下この条において「総合的設計による同一敷地内建築物」という。))について建築主事が第六条第三項又は第十八条第三項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、これらの建築物について」「を、又は第二項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る第三項の計画に関して、対象区域その他に改め、「公告するとともに、」の下に「対象区域、各建築物の位置その他を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 一定の一定の土地の区域(その内に第六項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。))内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な建設省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、建設省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

3 第一項又は前項の規定による認定を申請しようとする者は、建設省令で定めるところにより、対象区域(第一項の一定の土地の区域又は前項の一定の一定の土地の区域をいう。以下同じ。))内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内に所有土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

7 第一項又は第二項の規定による認定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

8 第六項の規定により公告された対象区域(以下「公告対象区域」という。))の全部を含む土地の区域内の各建築物の位置及び構造につ

いて第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第一項又は第二項の規定による認定(以下この項において「新規認定」という。))をしたときは、当該公告対象区域内の各建築物の位置及び構造についての第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定による従前の認定は、新規認定に係る第六項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

第八十六條の二を第八十六條の七とし、第八十六條の次に次の五條を加える。

(公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定)

第八十六條の二 公告対象区域内において、前条第一項又は第二項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。))以外の建築物を建築しようとする者は、建設省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、前条第六項の圖書の表示する事項について所要の変更をしな

ければならない。

3 前条第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

4 前条第一項又は第二項の規定は、公告対象区域内の第一項の規定による認定を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物について準用する。

5 公告対象区域内に第一項の規定による認定を受けた建築物がある場合における同項の規定の適用については、当該建築物を同一敷地内建築物とみなす。

(一定の複数建築物に対する高度利用地区内における制限の特例)

第八十六條の三 第八十六條第一項又は第二項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物は、第五十九條第一項の規定を適用する場合においては、これを一の建築物とみなす。

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第八十六條の四 次の各号の一に該当する建築物について第二十七條、第六十二條第一項又は第六十四條の規定を適用する場合においては、第一号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

一 第八十六條第一項の規定による認定を受

第九十三条第一項中「又は建築主事」を、建

築主事又は指定確認検査機関に改め、「消防長」の下に「(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)」を、「である場合」の下に「又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第八十七条の二第一項において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合」を加え、同条第二項中「建築主事が第六条の二第一項各号」を「建築主事又は指定確認検査機関が第六条の三第一項各号」に、「定める規定」を「定める建築基準法令の規定」に改め、「又は第八十七条の二」を削り、「又は建築主事」を、建築主事又は指定確認検査機関に改め、同条第三項中「建築主事」の下に「又は指定確認検査機関」を、「第六条第一項」の下に「(第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。)」を、「受理したとき」の下に「若しくは第六条の二第一項(第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。)」の規定による確認の申請を受けたとき」を加え、同条第四項中「建築主事」の下に「又は指定確認検査機関」を加え、「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に、「第六条第一項」を、「第六条第一項」に、「確認申請書」を「確認の申請書」を受理した場合、第六条の二第二項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)」の規定による確認の申請を受けた場合」に改め、同条第五項中「又は建築主事」を、建築主事又は指定確認検査機関に改める。

第九十三条の二を次のように改める。

(書類の閲覧)

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類のうち、当該処分に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であつて建設省令で定めるものについては、建設省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

第九十三条の二の次に次の一条を加える。

(建設省令への委任)

第九十三条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に關する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、建設省令で定める。

第九十四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定」を「建築基準法令の規定」に、「又は建築監視員」を「若しくは建築監視員又は指定確認検査機関」に改め、「(行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第二十一条第二項に規定する不作為をいう。第九十七条の二第五項において同じ。)」を削り、「当該市町村又は都道府県」を「同法第三十三条第二項に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事又は建築監視員である場合にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項(第八十七条第一項、第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)」の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「建築監視員」の下に「指定確認検査機関」を加え、「行なわなければ」を「行わなければならない」に改める。

第九十七条の二第五項中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による」を削り、「建築監視員」の下に「建築基準法令の規定による」を加える。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第十項前段(第八十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者
- 二 第七十七条の八第一項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者又は同条第二項の規定に違反して事前に資格検定の問題を漏らした者
- 三 第七十七条の八第二項の規定に違反して、不正の採点をした者

四 第七十七条の二十五第一項の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第七十七条の十五第二項又は第七十七条の三十五第二項の規定による資格検定事務又は確認検査の業務の停止の命令に違反した者

六 第七十七条の四十第二項の規定による禁止に違反して、確認検査の業務を行つた者

第九十九条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「第五条の二第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第七条の三第一項(第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項を第七十七条の六第一項(第八十七条の二第一項又は第八十八条第二項)に改め、同項第四号中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、「含む。)」の下に「又は第七十七条の三第六項(第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))」を加え、「又は工作物」を、工作物又は建築設備に改める。

第一百条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第八十七条第一項」を削り、「第十五条第一項」を「第七条の三第二項(第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))」に、「届出をせず、又は虚偽の届出をした者」を「申請をせず、又は虚偽の申請をした者」に改め、同条第五号中「含む。)」の下

に、「第七十七条の十三第一項又は第七十七条の三十一第一項を加え、同号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 第七十七条の十三第一項又は第七十七条の三十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百条第四号中「立入」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「又は第十二条第三項を」、「第十二条第三項に」、「の規定による」を、「第七十七条の十三第一項又は第七十七条の三十一第一項の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第八十九条を」改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十五条第一項の規定又は第八十七条第一項において読み替えて準用する第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百条に次の三号を加える。

八 第七十七条の十一又は第七十七条の二十九第一項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第七十七条の十四第一項の許可を受けな

い資格検定事務の全部を廃止した者

十 第七十七条の三十四第一項の規定による届出をしないで確認検査の業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第百一条中「法人の代表者」を「法人指定資格検定機関を除く。以下この条において同じ。」の代表者」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

第百一条を第百二条とし、第百一条の次に次の一条を加える。

第百二条 第七十七条の三十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第三条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第二条第七号から第九号の二までを次のように改める。

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十七条第一項において同じ。)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、建設大臣が定めた構造方

法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に關して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開閉部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火災を有効に遮るために防

火設備に必要とされる性能をいう。に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限る。を有すること。

第二条第九号の三中「政令で定める構造の防火戸その他の」を「前号に規定する」に改め、同号イ中「又は準耐火構造及び耐火構造を削り、同号ロ中「耐火性能」を「準耐火性能」に改める。

第四条第六項中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に改める。

第六条の三第一項中「次に掲げる建築物の建築（第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。第七号の五、第十八条第三項及び第六項並びに第九十三条第二項において同じ。）を「第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 第六十八條の十第一項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物
- 第六條の三第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 認定型式に適合する建築物の部分に有する建築物
- 第七條の五中「第六條の三第一項各号」を「第

六條の三第一項第一号若しくは第二号に、「の工事」を、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事（同号に掲げる建築物の建築の工事にあつては、「ものに對する」を「ものに限る。」に對する」に改める。

第十八條第三項中「第六條の三第一項各号」を「第六條の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号」に改め、同条第六項中「の工事」を、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に改める。

第二十条第一項中「構造でなければ」を「構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 建築物の安全上必要な構造方法に關して政令で定める技術的基準に適合すること。
- 二 次に掲げる建築物にあつては、前号に定めるもののほか、政令で定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- イ 第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物
- ロ イに掲げるもののほか、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、

コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの

第二十條第二項を削る。

第二十一条本文を次のように改める。

高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二條第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

第二十一条第一項ただし書中「安全上及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二條第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

第二十一条第三項を削る。

第二十一条第一項本文を次のように改める。

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に關して建築物

の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

第二十三条を次のように改める。

（外壁）

第二十三条 前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第二十五条及び第六十二条第二項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を發揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に關して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

第二十四条の見出し中「木造の」を「木造建築物等である」に改め、同条中「木造の」を「木造建築物等である」に改め、「（準耐火建築物を除く。）」を削り、同条第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改める。

第二十五条の見出し中「木造建築物」を「木造建築物等」に改め、同条中「の木造の建築物」を「の木造建築物等」に、「こえる木造の建築物」を

「超える木造建築物等」に、「を不燃材料で造り、又はふかなければ」を「の構造を第二十二条第一項に規定する構造としなければ」に改める。

第二十七条第一項中「耐火性能を」準耐火性能に改める。

第二十八条第一項中「居室には」を「居室（居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）には」、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（地階における住宅等の居室）

第二十九条 住宅の居室、学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寝室で地階に設けるものは、壁及び床の防湿の措置その他の事項について衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

（長屋又は共同住宅の各戸の界壁）

第三十条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能（隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

第三十一条第二項中「衛生上支障がない構造の尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限る。）に改める。

第三十六条中「建築物の安全上必要な構造方法及び構造計算の方法、を削る。

第三十七条中「鋼材、セメント」を「木材、鋼材、コンクリート」に、「の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するものでなければ」として建設大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければ「に改め、同条に次の各号を加える。

一 その品質が、指定建築材料として建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料として建設大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて建設大臣の認定を受けたもの

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十一条中「第二十一条第一項及び第二項」

を「第二十一条に」、「並びに」を「及び」に改める。

第六十二条第二項中「木造の建築物」を「木造建築物等」に、「こえる」を「超える」に、「へい」を「塀」に改める。

第六十三条及び第六十四条を次のように改める。

（屋根）

第六十三条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（外壁の開口部の防火戸）

第六十四条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

第六十七条の二を削る。
第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 型式適合認定等

（型式適合認定）

第六十八条の十 建設大臣は、申請により、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、前三章の規定又はこれに基づく命令の規定（第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定の内容を含む。）のうち当該建築材料又は建築物の部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであることの認定（以下「型式適合認定」という。）を行うことができる。

2 型式適合認定の申請の手続その他型式適合認定に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（型式部材等製造者の認証）

第六十八条の十一 建設大臣は、申請により、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、建設省令で定めるもの（以下この章において「型式部材等」という。）の製造又は新築（以下この章において単に「製造」という。）をする者について、当該型式部材等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わ

なければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による認証をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第六十八條の十二 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の規定による認証を受けることができない。

一 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第六十八條の二十二第一項若しくは第二項又は第六十八條の二十四第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前一号の一に該当する者があるもの

(認証の基準)

第六十八條の十三 建設大臣は、第六十八條の十一第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の規定による認証をしなければならない。

一 申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに建設省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式部材等の製造設備、検査

設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が建設省令で定める技術的基準に適合していると認められること。

(認証の更新)

第六十八條の十四 第六十八條の十一第一項の規定による認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第六十八條の十一第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(承継)

第六十八條の十五 第六十八條の十一第一項の認証を受けた者(以下この章において「認証型式部材等製造者」という。)が当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式部材等製造者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式部材等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続す

る法人若しくは合併により設立した法人が第六十八條の十二各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第六十八條の十六 認証型式部材等製造者は、第六十八條の十一第二項の建設省令で定める事項に変更(建設省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第六十八條の十七 認証型式部材等製造者は、当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第六十八條の十一第一項の規定による認証は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(型式適合義務等)

第六十八條の十八 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をするときは、当該型式部材等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該型式部材等の製造をする

場合、試験的に当該型式部材等の製造をする場合その他の建設省令で定める場合は、この限りでない。

2 認証型式部材等製造者は、建設省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式部材等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示等)

第六十八條の十九 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をしたときは、これに当該型式部材等が認証型式部材等製造者が製造した型式部材等であることを示す建設省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築材料、建築物の部分又は建築物に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認証型式部材等に関する確認及び検査の特例)

第六十八條の二十 認証型式部材等製造者が製造をするその認証に係る型式部材等(以下この章において「認証型式部材等」という。)は、第六條第四項に規定する審査、第六條の二第一項の規定による確認のための審査又は第十八條第三項に規定する審査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

2 建築物以外の認証型式部材等で前条第一項の表示を付したものと及び建築物である認証型式部材等でその新築の工事が建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、第七條第四項、第七條の第二項、第七條の三第四項、第七條の四第一項又は第十八條第六項若しくは第九項の規定による検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第六十八條の二十一 建設大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証型式部材等製造者に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式部材等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式部材等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認証の取消し)

第六十八條の二十二 建設大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号の一に該当するとき

は、その認証を取り消さなければならない。

一 第六十八條の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

2 建設大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 第六十八條の十六、第六十八條の十八又は第六十八條の十九第二項の規定に違反したとき。

二 認証型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、第六十八條の十三第二号の建設省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により認証を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(外国型式部材等製造者の認証)

第六十八條の二十三 建設大臣は、申請により、外国において本邦に輸出される型式部材等の製造をする者について、当該型式部材等の外国製造者としての認証を行う。

2 第六十八條の十一第二項及び第三項並びに第六十八條の十二から第六十八條の十四までの規定は前項の認証に、第六十八條の十五から第六十八條の十九まで及び第六十八條の二十一の規定は同項の認証を受けた者(以下この章において「認証外国型式部材等製造者」という。)に、第六十八條の二十の規定は認証外国型式部材等製造者が製造をする型式部材等に準用する。この場合において、第六十八條の十九第二項中「何人も」とあるのは「認証外国型式部材等製造者は」と、「建築材料」とあるのは「本邦に輸出される建築材料」と読み替えるものとする。

(認証の取消し)

第六十八條の二十四 建設大臣は、認証外国型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 前条第二項において準用する第六十八條の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

2 建設大臣は、認証外国型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第六十八條の十六、第六十八條の十八又は第六十八條の十九第二項の規定に違反したとき。

二 認証に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第六十八條の十三第二号の建設省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第六十八條の十三第二号の建設省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

四 前条第二項において準用する第六十八條の二十一第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前条第二項において準用する第六十八條の二十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により認証を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 前条第二項において準用する第六十八條の二十一第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける認証外国型式部材等製造者の負担とする。

(指定認定機関等による認定等の実施)

第六十八條の二十五 建設大臣は、第七十七條の三十六から第七十七條の三十九までの規定の定めるところにより指定する者に、型式適合認定又は第六十八條の十一第一項若しくは

第六十八條の二十三第一項の規定による認定、第六十八條の十四第一項(第六十八條の二十三第二項において準用する場合を含む。)の認定の更新及び第六十八條の十一第三項(第六十八條の二十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示(以下「認定等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う認定等を行わないものとする。

3 建設大臣は、第七十七條の五十四の規定の定めるところにより承認する者に、認定等(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

(構造方法等の認定)

第六十八條の二十六 構造方法等の認定(前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき建設大臣がする構造方法又は建築材料に係る認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を建設大臣に提出して、これを行わなければならない。

2 建設大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たつては、審査に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価(以下この条において単に「評価」という。)に基づきこれを行うものとする。

3 建設大臣は、第七十七條の五十六の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

4 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとする。

5 建設大臣が第三項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、第七項の規定により申請する場合を除き、第三項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価書(以下この条において「性能評価書」という。)を第一項の申請書に添えて、これを行わなければならない。この場合において、建設大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

6 建設大臣は、第七十七條の五十七の規定の定めるところにより承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

7 外国において事業を行う者は、前項の承認を受けた者が作成した性能評価書を第一項の申請書に添えて構造方法等の認定を申請することができる。この場合において、建設大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

2 第六十八條の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十七條の十三第三項を削る。

第七十七條の十八第一項中「第七十七條の四十二第二項を」第七十七條の六十二第二項に改める。

第七十七條の十九第五号中「第七十七條の四十二第二項を」第七十七條の六十二第二項に、「第七十七條の三十八第一項を」第七十七條の五十八第一項に改める。

第七十七條の二十四第二項中「第七十七條の三十八第一項を」第七十七條の五十八第一項に改める。

第七十七條の三十一第二項中「第七十七條の十三第二項を」第六十八條の二十一第二項に改める。

第七十七條の四十二中「第七十七條の三十六第一項を」第七十七條の五十八第一項に改め、第四章の三中同条を第七十七條の六十四とする。

第七十七條の四十一中「第七十七條の三十六

から」を「第七十七條の五十八から」に、「第七十七條の三十八第一項を」第七十七條の五十八第一項に改め、同条を第七十七條の六十三とする。

第七十七條の四十第一項中「第七十七條の三十六第一項を」第七十七條の五十八第一項に改め、同条を第七十七條の六十一とする。

第七十七條の三十九第二号中「第七十七條の三十七第二号」を「第七十七條の五十九第二号」に改め、同条第三号中「第七十七條の三十七第三号」を「第七十七條の五十九第三号」に改め、同条を第七十七條の六十一とする。

第七十七條の三十八中「第七十七條の三十六第一項を」第七十七條の五十八第一項に、「第七十七條の四十第二項を」第七十七條の六十二第二項に改め、同条を第七十七條の六十とする。

第七十七條の三十七第四号中「第七十七條の四十第二項を」第七十七條の六十二第二項に改め、同条を第七十七條の五十九とし、第七十七條の三十八を第七十七條の五十八とする。

第四章の二に次の二節を加える。

第三節 指定認定機関等

(指定)

第七十七條の三十六 第六十八條の二十五第一項(第六十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、認定等を行おう

とする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く)の申請により行つ。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める区分に従ひ、認定等の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

(欠格事項)

第七十七条の三十七 次の各号の一に該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者
二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十七条の五十五第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちの前各号の一に該当する者があるもの

(指定の基準)

第七十七条の三十八 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(第七十七条の四十二第一項の認定

員を含む。第三号において同じ。)、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第七十七条の二十四号の建設省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)
第七十七条の三十九 建設大臣は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節及び第九十七条の四において「指定認定機関」という。)の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日を公示しなければならない。

ならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務区域の変更)

第七十七条の四十 指定認定機関は、業務区域を増加し、又は減少しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

2 第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定は、前項の許可について準用する。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第七十七条の四十一 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七十七条の三十六から第七十七条の三十八までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(認定員)

第七十七条の四十二 指定認定機関は、認定等を行うときは、建設省令で定める方法に従

い、認定員に認定等を実施させなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、認定員が、第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定認定機関が第七十七条の三十八第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七条の四十三 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ。)及びその職員(認定員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定等の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(認定等の義務)

第七十七條の四十四 指定認定機関は、認定等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならない。

(認定等業務規程)

第七十七條の四十五 指定認定機関は、認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定等業務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした認定等業務規程が認定等の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることができ

(建設大臣への報告等)

第七十七條の四十六 指定認定機関は、認定等を行つたときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、指定認定機関が行つた型式適合認定を受けた型式が第一章、第二章(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三章の規定又はこれに基づく

命令の規定に適合しないと認めるときは、当該型式適合認定を受けた者及び当該型式適合認定を行つた指定認定機関にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該型式適合認定は、その効力を失う。

(帳簿の備付け等)

第七十七條の四十七 指定認定機関は、建設省令で定めるところにより、認定等の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定認定機関は、建設省令で定めるところにより、認定等の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第七十七條の四十八 建設大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるとき、指定認定機関に対し、認定等の業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告、検査等)

第七十七條の四十九 建設大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるとき、指定認定機関に対し認定等の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、認定等の業務の状況若しくは設備、帳

簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第六十八條の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(認定等の業務の休廃止等)

第七十七條の五十 指定認定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七條の五十一 建設大臣は、指定認定機関が第七十七條の三十七各号(第四号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七條の三十九第二項、第七十七條の四十第一項、第七十七條の四十二第一項から第三項まで、第七十七條の四十四、第七十七條の四十六第一項、第七十七條の四十七又は前条第一項の規定に違反したと

き。

二 第七十七條の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等を行つたとき。

三 第七十七條の四十二第四項、第七十七條の四十五第三項又は第七十七條の四十八の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七條の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定による認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による認定等の実施)

第七十七條の五十二 建設大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、第六十八條の二十五第二項の規定にかかわらず、当該指定認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた認定等の業務のうち他の指定認定機関によつて行われな

定等の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部を停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において建設大臣が必要があると認めるとき。

2 建設大臣は、前項の規定により認定等の業務を行い、又は同項の規定により行つてゐる認定等の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により認定等の業務を行うこととし、第七十七条の四十第一項の規定により業務区域の減少を許可し、第七十七条の五十第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(審査請求)
第七十七条の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行う処分又はその不作為について、建設大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることが出来る。

(承認)
第七十七条の五十四 第七十八条の二十五第三

項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による承認は、認定等を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による承認に、第七十七条の三十二、第七十七条の三十四、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十二、第七十七条の四十四、第七十七条の四十五、第七十七条の四十六第一項並びに第七十七条の四十七から第七十七条の四十九までの規定は第六十八條の二十五第三項の規定による承認を受けた者(以下この条、次条及び第九十七條の四において「承認認定機関」という。)に、第七十七条の四十六第二項の規定は承認認定機関が行つた認定等について準用する。この場合において、第七十七条の二十二第一項、第二項及び第四項並びに第七十七条の三十四第一項及び第三項中「建設大臣等」とあるのは「建設大臣」と、第七十七条の二十二第三項中「第七十七条の二十第一号から第三号までの規定」とあるのは「第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七条の四十二第四項及び第七十七条の四十五第三

項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十七条の四十八中「命令」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。

(承認の取消し等)

第七十七条の五十五 建設大臣は、承認認定機関が前条第二項において準用する第七十七条の三十七各号(第四号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認認定機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第七十七条の二十二第一項若しくは第二項、第七十七条の三十四第一項、第七十七条の三十九第二項、第七十七条の四十二第一項から第三項まで、第七十七条の四十四、第七十七条の四十六第一項又は第七十七条の四十七の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等を行つたとき。

三 前条第二項において準用する第七十七条の四十二第四項、第七十七条の四十五第三項又は第七十七条の四十八の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第二項において準用する第七十七条の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

七 建設大臣が、承認認定機関が前各号の一に該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

八 前条第二項において準用する第七十七条の四十九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 前条第二項において準用する第七十七条の四十九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前条第二項において準用する第七十七条の四十九第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認認定機関の負担とする。

第四節 指定性能評価機関等
(指定性能評価機関)

第七十七条の五十六 第六十八条の二十六第三

2 第七十七条の二十六第二項の規定は前項の

る。

第七十七條の五十七 第六十八條の二十六第六項(第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による承認は、性能評価を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第七十七條の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七條の三十七、第七十七條の三十八、第七十七條の三十九第一項及び第七十七條の四十一の規定は第六十八條の二十六第六項の規定による承認に、第七十七條の三十二、第七十七條の三十四、第七十七條の三十九第二項及び第三項、第七十七條の四十二、第七十七條の四十四、第七十七條の四十五、第七十七條の四十七から第七十七條の四十九まで並びに第七十七條の五十五の規定は第六十八條の二十六第六項の規定による承認を受けた者(第九十七條の四において「承認性能評価機関」という。)について準用する。この場合において、第七十七條の二十二第二項、第二項及び第四項並びに第七十七條の三十四第一項及び第三項中「建設大臣等」とあるのは「建設大臣」と、第七十七條の二十二第三項中「第七十七條の二十第一号から第三号までの規定」とあるのは「第七十七條の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七條の三

第八十六条の四中、第六十二条第一項又は第六十四条を「又は第六十二条第一項」に改め、同条第一号イを次のように改める。

2 前項各号の一に該当する建築物については、第六十四条の規定は、適用しない。

第八十七條第一項中「第六條の二」の下に「第六條の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）」を加える。

第八十七条の二第二項中「第六条の二」の下に「第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)」を、「第七条の四」の下に、「第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)」を加へる。

第八十八條第一項中「第六條の二」の下に「第六條の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）を」、「第七條の四」の下

第九十三條第二項中「第六條の三第一項各号」

を「第六条の第三項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次の一項を加える。

3 第六十八條の二十第一項(第六十八條の二十三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

第六章中第九十七条の四を第九十七条の五とし、第九十七条の三の次に次の一条を加える。
(手数料)

第九十七條の四 建設大臣が行う次に掲げる処分の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を国に納めなければならぬ。

一 構造方法等の認定

二 型式適合認定

三 第六十八條の十一第一項の認証又はその更新

四 第六十八條の二十三第一項の認証又はその更新

2 指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関が行う前項第二号から第四号までに掲げる処分又は性能評価の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を当該指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納められた手数料は、当該指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関の収入とする。

第九十八條第四号中「第七十七條の二十五第一項の下に」又は第七十七條の四十三第一項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五号中「又は第七十七條の三十五第二項を、第七十七條の三十五第二項又は第七十七條の五十二第二項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）に改め、」に改め、同条第六号中「第七十七條の四十二第二項を、第七十七條の六十二第二項に改める。

第七條の四十第二項を「第七十七條の六十二第二項に改める。

第九十九條第一項第二号中「又は第九十條第一項を、第六十八條の十九第二項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第九十條第二項に改め、同項第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第六十八條の十八第二項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

第百零三條第三号中「第七十七條の二十九第二項の下に、第七十七條の四十七第二項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第四号、第六号及び第七号中「第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項を」第六十八條の二十一第一項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）に改め、第七十七條の三十一第一項又は第七十七條の四十九第一項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条第八号中「又は第七十七條の二十九第一項を、第七十七條の二十九第一項又は第七十七條の四十七第一項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条第九号中「第七十七條の十

四第一項の下に」又は第七十七條の五十一第一項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）を、「資格検定事務」の下に」又は認定等若しくは性能評価の業務」を加える。

第百一条中「指定資格検定機関の下に」、指定認定機関及び指定性能評価機関を加える。

第百二條中「第七十七條の三十九」を「第六十八條の十六若しくは第六十八條の十七第一項（第六十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第七十七條の六十一」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条並びに次条から附則第六条まで、第八條から第十二條まで、第十四條及び第十五條の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建築主事の登録等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建築基準法（以下この条から附則第六条までにおいて「旧法」という。）の規定に則し、市町村の長又は都道府県知事により命じられていた建築主事である者は、第二条の規定による改正後の建築基準法（以下この条から附則第六条まで及び第十條において「新法」という。）の規定により市町村の長又は都道府県知事により命じられていた建築主事とみなす。

2 第二条の規定の施行前に旧法第五條第一項の建築主事の資格検定に合格した者は、新法第五條第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者とみなす。

（完了検査の手数料に関する経過措置）

第三条 第二条の規定の施行前に旧法第六條第一項の規定による確認の申請がされた建築物に係る新法第七條第一項の検査の申請については、同条第八項において準用する新法第六條第七項及び第八項の規定は、適用しない。

2 第二条の規定の施行前に旧法第八十七條の二第一項において準用する旧法第六條第一項の規定による確認の申請がされた旧法第八十七條の二第一項に規定する昇降機その他の建築設備に係る新法第八十七條の二第二項において準用する新法第七條第一項の検査の申請については、新法第八十七條の二第二項の規定は、適用しない。

3 第二条の規定の施行前に旧法第八十八條第一項又は第二項において準用する旧法第六條第一項の規定による確認の申請がされた旧法第八十八條第一項又は第二項に規定する工作物に係る新法第八十八條第一項又は第二項において準用する新法第七條第一項の検査の申請については、新法第八十八條第三項において準用する新法第八十七條の二第二項の規定は、適用しない。

(中間検査に関する経過措置)

第四条 第二条の規定の施行前に旧法第六條第一項(旧法第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。の)の規定による確認の申請又は旧法第十八條第二項(旧法第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。の)の規定による通知がされた建築物又は工作物については、新法第七條の三、第七條の四又は第十八條第八項から第十二項まで(新法第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。の)の規定は、適用しない。

(総合的設計による一団地の建築物の取扱いに関する経過措置)

第五条 特定行政庁(建築基準法第二條第三十六号の特定行政庁をいう。は、第二條の規定の施行の際旧法第八十六條第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされている二以上の構えを成す建築物で第二條の規定の施行前に建築主事が旧法第六條第三項又は第十八條第三項の規定による通知をしたものについて、第二條の規定の施行の日から起算して六月以内に、新法第八十六條第六項の対象区域、各建築物の位置その他建設省令で定める事項を表示した書類をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

(書類の縦覧に関する経過措置)

第六条 第二條の規定の施行前にされた旧法又は

これに基づく命令若しくは条例の規定による確認以外の処分に関する書類については、新法第九十三條の二(新法第八十八條第二項において準用する場合を含む。の)の規定は、適用しない。

(旧法第三十八條の認定に係る建築物等に関する経過措置)

第七条 第三條の規定の施行前に第三條の規定による改正前の建築基準法(以下この条において「旧法」という。第三十八條(旧法第六十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)の規定により建設大臣が旧法第二章(旧法第八十八條第一項において準用する場合を含む。又は第三章第五節の規定によるものと同等以上の効力があると認めた建築材料又は構造方法を用いる建築物又は工作物については、第三條の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、当該建築材料又は構造方法を用いる建築物又は工作物について旧法第三十八條の規定により適用しないこととされた旧法の規定に相当する新法の規定は、適用しない。

(処分又は手続に関する経過措置)

第八条 この法律(第二條の規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。の)施行前にこの法律による改正前の建築基準法の規定によりされた認定、申請等の処分又は手続は、この附則に別段の定めがあるものを除き、それぞれこの法律による改正後の建築基準法の

相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十条 政府は、第二條の規定の施行後十年を経過した場合において、新法第七條の三の規定の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(百二十)中「により」の下に「指定確認検査機関の指定等を行い」を加える。

(消防法の一部改正)

第十二条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「用途の変更又はその用途の変更若しくは」に、「又は確認をする権限を」若しくは確認をする権限に、「又はその委任を受けた者」を若しくはその委任を受けた者又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條の二第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の)の規定による確認を行う指定確認検査機関(同法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同

じ。に、「当該許可、認可又は確認に」を「当該許可、認可若しくは確認又は同法第六條の二第一項の規定による確認に」に、「当該許可、認可又は確認を」を「当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認を」に改め、同項ただし書中「確認」の下に「同項の規定による確認を含む。」を、「場合」の下に「又は建築主事が建築基準法第八十七條の二第一項において準用する同法第六條第一項の規定による確認をする場合」を加え、同条第二項中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條の二第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の)の規定による確認を行う指定確認検査機関(同法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同

じ。に、「当該許可、認可又は確認に」を「当該許可、認可若しくは確認又は同法第六條の二第一項の規定による確認に」に、「当該許可、認可又は確認を」を「当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認を」に改め、同項ただし書中「確認」の下に「同項の規定による確認を含む。」を、「場合」の下に「又は建築主事が建築基準法第八十七條の二第一項において準用する同法第六條第一項の規定による確認をする場合」を加え、同条第二項中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條の二第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の)の規定による確認を行う指定確認検査機関(同法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同

第十三條 消防法の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第六條の二第一項」の下に「同法第八十七條第一項の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。」を加え、「同法第六條の三第一項各号に掲げる建築物の建築(同項第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。を」を「同法第六條の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕(同法第二十四條の大規模の修繕をいう。を、

大規模の模様替(同法第二十五条第十五号の大規模の模様替をいう。)若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築に改め、同条に次の一項を加える。

建築基準法第六十八条の二十第一項(同法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定を」同法第六条第一項の建築基準関係規定に改め、同条第八項中「第九十三条を」第十二条第五項、第九十三条に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)を次のように改正する。

第五条第三項中「当該建築物の敷地、構造及

び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(建築基準法第六条の二第一項を「建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定(同法第六条の三第一項に、「の政令で定める規定を除く。」を「に規定する建築基準関係規定」に改める。

理 由

最近における規制緩和、国際調和、建築物の安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請にかんがみ、建設大臣等の指定を受けた機関による建築確認及び検査等の実施、建築物が満たすべき性能基準の明示とこれを確保するために必要な建築規制の弾力化、社会経済情勢の変化を踏まえた衛生及び防火に関する規制の合理化、建築物に関する型式が建築基準へ適合することをあらかじめ認定することによる建築確認等の審査の簡略化、施工中の一定の建築物についての中間検査の導入、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築する

ため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 民間機関による建築確認・検査制度の創設

建設大臣又は都道府県知事の指定を受けた民間機関が建築主事と同様に建築確認及び検査を行うことができるものとするとともに、当該民間機関において建築確認及び検査を実施する者の資格検定及び登録の制度を設けることとする。

2 建築基準への性能規定の導入

建築物の構造規制等について満たすべき性能基準を明示し、これに適合することが一定の検証方式により確かめられるか、又は建設大臣があらかじめ定めた仕様に適合するものでなければならぬものとする新たな方式を導入するとともに、住宅の居室の日照に係る規制の廃止等の単体規制の見直しを行うこととする。

3 中間検査制度の創設

建築物の安全性を確保するため、工事の施工中に検査を行う中間検査制度を創設することとする。

4 一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化

既存の建築物と連担して建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造について安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認定したときは、これらの複数の建築物

を同一の敷地内にあるものとみなして容積率制限や建ぺい率制限等の建築規制を適用することとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、前記2の単体規制の見直しのうち住宅の居室の日照に係る規制の廃止は公布の日から、前記1、3及び4に係る規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年五月二十日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきで

ある。

一 建築確認・検査を行う民間機関の指定に当たっては、その業務の公正・中立性の確保に特段の配慮をすることとし、建築物の安全性が低下することのないよう適切な指導をすること。

二 地方公共団体に対し、本法の施行に伴う建築行政の執行に適切な指導、支援を行うこと。また、建築行政の執行体制の充実と民間機関の育成により、建築工事の中間検査の導入、違反建築物に対する是正措置の強化等の建築規制の実効性の確保に積極的に取組むよう指導すること。さらに、中間検査制度については、できるだけ早期に、中間検査の実施状況を勘案して、その充実強化のために必要な措置を検討すること。

三 型式適合認定、型式部材等製造者の認証を行う認定機関、特定の仕様が性能基準に適合することの評価を行う評価機関及び建築基準適合判定資格者検定の実施事務を行う検定機関の指定、承認に当たっては、その業務の公正・中立性の確保に特段の配慮をすること。

四 今回の法改正の内容及び今後整備される関係基準の内容について、建築主事、建築士、建築業者等の関係者に対し、説明会の実施等により十分な周知徹底を図ること。

五 違反建築物の発生を未然に防止するため、建築士、建築業者等に対して適切な指導を行うこと。特に、住宅については、消費者保護の観点

から、住宅の性能保証制度の普及の促進を図ること。

六 連担建築物設計制度については、その適用に当たり、採光、通風、開放性など市街地環境が的確に確保されるよう適切な指導をすること。

七 地球規模での環境問題に対処するため、建築・住宅行政において、省エネルギーに配慮した建築物や環境と共生する住宅の建設の推進に努めること。

八 性能規定化の措置により、従来の仕様規定によって建築する中小建設業者が不利にならないよう特段の配慮を行うこと。特に、性能規定に関する情報を速やかに開示するなどの必要な措置を講ずること。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月十三日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤 一郎殿

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

の間の協定の締結について、日本国憲法第七十二条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定

日本国及びドイツ連邦共和国は、社会保障の分野における西国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

(1) この協定の適用上、

(a) 「領域」とは、日本国については、日本国の領域をいい、ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国の領域をいう。

(b) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国基本法にいうドイツ人をいう。

(c) 「法令」とは、次条(1)に掲げる年金保険制度に関する一方の締約国の法律及び規則をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、日本国については、次条(1)(a)に掲げる年金保険制度を管轄する政府機関をいい、ドイツ連邦共和国については、連邦労働社会省をいう。

(e) 「行政当局」とは、権限のある当局及びこの協定の実施に関係するその他の行政当局をいう。

う。

(f) 「保険者」とは、次条(1)に掲げる年金保険制度の実施に責任を有する保険機関をいう。

(g) 「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立又は給付の額の計算に際して考慮されるその他の期間をいう。

(h) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金給付その他の現金給付をいう。

(2) この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条

(1) この協定は、次の年金保険制度について適用する。

(a) 日本国については、

- 1 国民年金
 - 2 厚生年金保険
 - 3 国家公務員共済年金
 - 4 地方公務員等共済年金
 - 5 私立学校教職員共済年金
 - 6 農林漁業団体職員共済年金
- (2から6までに掲げる年金保険制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。)
- (b) ドイツ連邦共和国については、
- 1 法定年金保険
 - 2 製鉄従業者付加保険
 - 3 農業者老齢保障

(2) 一方の締約国の法令の規定するところによりこの協定を適用するための要件及びこの協定と同種の社会保障に関する他の協定又は欧州連合の取極を適用するための要件の双方が満たされる場合、この協定の適用に際して当該他の協定又は欧州連合の取極を考慮しない。

第三条

この協定は、次の個人について適用する。

- (a) いずれかの締約国の国民
- (b) 千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する条約第一条又は千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する議定書第一条にいう難民
- (c) その他の者

第四条

(1) 前条(a)又は(b)に掲げる者であつていずれかの締約国の領域内に通常居住するものは、一方の締約国の法令の適用に際して当該一方の締約国の国民に対して与えられる待遇と同等の待遇を受ける。この(1)の規定は、同条(a)又は(b)に掲げる者に由来する権利に関し、同条(c)に掲げる者であつていずれかの締約国の領域内に通常居住するものについても適用する。

(2) 一方の締約国の法令による給付は、両締約国の領域外の地域に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、当該地域に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第五条

一方の締約国の領域内に通常居住することを給付を受ける権利の取得又は給付の支払のための要件として定めた当該一方の締約国の法令の規定は、第三条(a)又は(b)に掲げる者であつて他方の締約国の領域内に通常居住するものについては適用せず、同条(a)又は(b)に掲げる者に由来する権利に関し、同条(c)に掲げる者であつて当該他方の締約国の領域内に通常居住するものについても適用しない。

第六条

第二条(1)に掲げる年金保険制度への強制加入に関しては、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。

第七条

(1) 強制加入に関しては、一方の締約国の領域内で雇用されている者が雇用者によりその雇用関係に基づいて他方の締約国の領域に派遣され、当該雇用者のために役務を提供する場合には、当該他方の締約国への派遣の開始から六十暦月目の月の末日までの期間は、その被用者がなお当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして、当該一方の締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。当該派遣が前記の期間を超えて継続される場合には、当該他

方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該被用者に対して引き続き当該一方の締約国の強制加入に関する法令が適用されることを条件として、引き続き当該他方の締約国の強制加入に関する法令の適用を免除することができ。免除に関する決定に先立ち、当該一方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該被用者に対して引き続き当該一方の締約国の強制加入に関する法令が適用されるかどうかを明らかにする機会を与えられるものとする。

(2)(a) 通常ドイツ連邦共和国の領域内において就労する自営業者が一時的に日本国の領域内において就労する場合には、(1)の規定は、当該自営業者について準用する。

(b) 通常日本国の領域内において就労する自営業者がその自営活動の枠内で一時的にドイツ連邦共和国の領域内において就労する場合には、ドイツ連邦共和国の領域内における就労の開始から六十暦月目の月の末日までの期間は、当該自営業者に対して日本国の国民年金に関する法令が適用され得ることを条件として、強制加入に関するドイツの法令を適用しない。当該就労が前記の期間を超えて継続される場合には、ドイツ連邦共和国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該自営業者の申請に基づき、当該自営業者に対して日本

国の国民年金に関する法令が適用され得ることを条件として、引き続き強制加入に関するドイツの法令の適用を免除することができ。免除に関する決定に先立ち、日本国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該自営業者に対して日本国の国民年金に関する法令が適用され得るかどうかを明らかにする機会を与えられるものとする。

第八条

(1) 一方の締約国を旗国とする海上航行船舶において被用者として就労する者の強制加入に関しては、

(a) 当該者に対していずれか一方の締約国の強制加入に関する法令のみが適用される場合には、当該法令のみの適用が維持される。

(b) 当該者に対して両締約国の強制加入に関する法令が適用される場合には、雇用者がその領域内に所在するか又は通常居住する締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。

(2) 一方の締約国を旗国とする海上航行船舶において就労する自営業者の強制加入に関しては、当該自営業者がその領域内に通常居住する締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。

第九条

この協定のいかなる規定も、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

第十条

強制加入に関しては、一方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、第六条から前条までの規定によれば被用者又は自営業者に対して当該一方の締約国の強制加入に関する法令が適用されることとなる場合であっても、当該被用者及び雇用者の共同の申請又は当該自営業者の申請に基づき、当該一方の締約国の法令の適用を免除することが出来る。ただし、当該被用者又は自営業者に対して他方の締約国の強制加入に関する法令が適用されることを条件とする。免除に関する決定に先立ち、当該他方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該被用者又は自営業者に対して当該他方の締約国の強制加入に関する法令が適用されるかを明らかにする機会を与えられるものとする。当該決定を行うに当たっては、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮する。

第十一条

(1) 一方の締約国の法令による個々の給付を受ける権利の確立に当たっては、(2)の規定に従うことを条件として、当該給付を受ける権利の確立のために算入される当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令において給付を受ける権利の確立のために算入される保険期間は、当該一方の締約国の法令による当該保険期間と通算する。

(2)

一方の締約国の法令による特定の給付を受ける権利が特定の保険期間を満たすことを要件とする場合には、(1)の規定の適用に当たっては、他方の締約国の法令による同種の保険期間のみを考慮する。

(3) (1)の規定の適用に当たっては、一方の締約国の法令による保険期間と通算される他方の締約国の法令による保険期間は、当該他方の締約国の法令に従って計算する。ただし、実際に経過していない期間であって加算されたものは、考慮しない。

(4) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、給付の額は、各々の締約国の適用すべき法令に従って計算する。

第十二条

ドイツ連邦共和国については、次の規定を適用する。

(1) 個人報酬点数は、ドイツの法令の下で取得される報酬点数に基づいて決定する。

(2) 前条(1)から(3)までの規定は、ドイツの法令の下で保険者の裁量により支給される給付について適用する。

(3) 日本国の法令による保険期間は、鉱山事業所の坑内作業によるものである場合には、前条の規定により鉱山労働者年金保険において考慮する。ドイツの法令において、常時の坑内作業又はこれと同等の作業に従事したことが給付を受ける権利のための要件とされる場合、日本国の法令による保険期間中に同種の活動が行われた限りにおいてのみ、ドイツの保険者によって考慮される。

(4)

ドイツの法令が、定められた期間内に一定の強制保険料納付期間を満たすことを給付を受ける権利のための要件とする旨を規定し、かつ、当該定められた期間を特定の保険期間その他の期間がある場合において当該期間分延長する旨を規定している場合には、日本国の法令による同種の保険期間及び日本国における期間で次に掲げるものも、その延長のために考慮する。

(a) 疾病、妊娠、失業又は労働に係る災害を理由とするドイツの法律及び規則に基づく手当金(年金給付を除く)に相当する手当金が日本国の法律及び規則に基づいて支払われている期間

(b) 日本国において育児を行っている期間

(5) ドイツの法令上一定の期間の保険料が納付されていることを要件として強制加入が免除される場合においては、日本国の法令による保険料納付期間も考慮する。

第十三条

日本国については、次の規定を適用する。

(1) 第十一条(1)及び(2)の規定の適用に当たっては、ドイツの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する

国民年金の保険期間として考慮する。

(2) 第十一条(1)及び(2)の規定の適用に当たっては、ドイツ連邦共和国の鉱山労働者年金保険において鉱山での常時の坑内作業に従事した期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険において同種の作業に従事した期間として考慮する。

(3) 日本国の法令が、障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がドイツの法令による同種の保険期間中にあるときは、これらの年金を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下でこれらの年金のうちのいずれかのものである権利がこの(3)の規定を適用せずとも確立される場合には、この(3)の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の事由によるこれらの年金を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(4) 日本国の法令による次に掲げる給付に關しては、当該給付を受けるための要件がこの協定により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の法令による保険期間及びドイツの法令による同種の保険期間を合算した期間に対する当該日本国の法令による保険期間の比率に基づき計算する。

(a) 障害基礎年金その他の記録された保険期間にかかわらず一定額が支給される給付

(b) 日本国の被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金(日本国の法令による実際の保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであってその額が当該定められた期間に基づき計算されるものに限る。)

(5) 日本国の法令による次に掲げる給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十一条(1)及び(2)の規定に従ってドイツの法令による保険期間を通算することによって満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付を受ける権利の確立のために必要とされる期間に対する日本国の法令による保険期間の比率に基づき計算する。

(a) 老齢厚生年金の配偶者加給その他の保険期間が日本国の法令上定められた期間を満たした場合に一定額が支給される給付

(b) 日本国の被用者年金制度の下での日本国民以外の者に対する脱退一時金その他の一時金

(6) (4)及び(5)の規定の適用上、日本国の法令による保険期間は、保険料納付期間及び保険料免除期間をいい、当該給付が支給される年金制度における保険期間に限るものとする。

第十四条

この協定及び両締約国の法令の実施に際して、両締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当

局は、自国内のこれらの機関の間で行われる援助と同様の方法で相互に援助を行う。この援助は、無償で行う。ただし、当該援助を行うために必要とされる追加的な経費については、通信のための経費を除き、当該援助を要請した機関が負担する。

第十五条

(1) 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則が当該一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減についての規定を含む場合、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき文書についても適用する。

(2) この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書については、認証その他これに類する手続を要しない。

第十六条

(1) この協定及び両締約国の法令の実施に際して、両締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、各々の言語により相互に連絡することができ。

(2) この協定及び両締約国の法令の実施に際して、一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、関係者又はその代理人に対して書面により又は適当な場合には口頭により、当該一方の締約国の言語で直接連絡することができ。ただし、一方の締約国による強制執行に直接結び付き得る文書を他方の締約国の領域

内に通常居住する関係者又はその代理人に対して送付する場合には、当該他方の締約国の言語による翻訳を添付する。

(3) この協定及び両締約国の法令の実施に際して、一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十七条

(1) 一方の締約国の法令による給付の申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による類似の申請、不服申立て又は申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の保険者、保険者の連合組織又は行政当局に対して提出された場合、当該給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、その提出の日これを受理する権限を有する当該一方の締約国の保険者、保険者の連合組織又は行政当局に対して提出されたものとみなす。

(2) 一方の締約国の保険者、保険者の連合組織又は行政当局は、(1)の規定に従って提出された申請、不服申立て又は申告を遅滞なく他方の締約国の関係する保険者、保険者の連合組織又は行政当局に送付する。

第十八条

(1) 一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の実施

のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国のこれらの機関に伝達する。

(2) 一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、他方の締約国のこれらの機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該他方の締約国のこれらの機関に伝達することができる。

(3) (1)及び(2)の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a) 受領機関は、伝達される個人に関する情報をこの協定及び両締約国の法令を実施する目的並びに受領国の他の社会保障の目的(関連する司法手続を含む。)のためにのみ使用する。ことができる。また、これらの情報は、前記の目的のためにのみ他の関係機関に対して提供することができる。ただし、この(a)の規定は、刑事法上の法益の保護のため又は課税の目的のために受領国の法律及び規則により提供が義務付けられている場合には、これらの情報の提供を妨げるものではない。

(b) 個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する

情報の使用及びそれにより得られた結果について伝達機関に対し通報する。

(c) 伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に対し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正又は廃棄する。

(d) 伝達機関及び受領機関は、関係者の申出に基づき、伝達された個人に関する情報の内容及びその伝達の目的を当該関係者に対し通報する。

(e) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従って廃棄される。

(f) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。

(g) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報が許可なく使用され、修正され及び開示されることのないよう効果的に保護する。

第十九条

(1) 両締約国の政府は、この協定の実施のために必要な取極を締結する。

(2) 両締約国の権限のある当局は、この協定の実

施のために必要な行政上の措置について合意することができる。

(3) 両締約国の政府は、(1)の規定に基づく取極において、この協定の実施のための連絡機関を指定する。

(4) 両締約国の権限のある当局は、各々の法令の改正又は補正について相互に通報する。

第二十条

一方の締約国の保険者は、他方の締約国の領域内にいる者に対して現金給付をいずれの締約国の通貨によっても有効なものとして支払うことができる。当該現金給付が当該他方の締約国の通貨で支払われる場合、換算率は、送金が行われる日の為替相場によるものとする。

第二十一条

(1) この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生ずる場合には、両締約国は、交渉により友好的に当該紛争を解決するよう努める。

(2) 両締約国が交渉により紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、仲裁裁判所に決定のため付託する。仲裁裁判所は、個々の事案ごとに設置され、各締約国が任命した各一人の仲裁人と、このように選定された二人の仲裁人が議長とすることで合意し、かつ、両締約国によって任命される一人の第三国の国民の三人の仲裁人により構成される。最初の二人の仲裁人につい

ては、一方の締約国が他方の締約国に対し紛争を仲裁裁判所に付託する旨の外交上の経路を通じて通告した日から六十日の期間内に、議長については、その後の三十日の期間内に任命される。

(3) (2)に規定する各々の期間内に、いずれかの締約国が仲裁人を任命できない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人による合意が得られない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長が一方の締約国の国民である場合又はその他の理由により任命を行えない場合には、国際司法裁判所次長(同次長も任命を行えない場合には、国際司法裁判所における先任の裁判官で任命を行うことができるもの)に対して任命を行うよう要請することができる。

(4) 仲裁裁判所は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

(5) 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。ただし、仲裁裁判所は、費用の分担に関し、異なる定めを行うことができる。

(6) 仲裁裁判所は、自らの手続に関する規則を定める。

第二十二條

(1) この協定は、その効力発生前には給付を受ける権利を確立させるものではない。

(2) この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間その他法的に関連する事実も考慮する。

(3) この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

(4) この協定の効力発生前に決定が行われた年金給付についてこの協定の規定によってその給付の額に変更がある場合には、申請に基づいて新たに決定が行われる。

第二十三條

この協定に附属する議定書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十四條

(1) この協定は、批准されるものとする。批准書は、できる限り速やかにボンにおいて交換される。

(2) この協定は、批准書の交換が行われた月の翌々月の初日に効力を生ずる。

第二十五條

(1) この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇

月目の月の末日まで効力を有する。

(2) この協定が(1)の規定に従って終了する場合においても、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は維持される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百九十八年四月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により、本書一通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小淵恵三

ドイツ連邦共和国のために

フランク・エルベ

議定書

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

(1) 協定第一条(1)の規定に関し、

(a) ドイツ連邦共和国については、「法令」に

は、保険者及び保険者の連合組織の規則を含める。

(b) ドイツの法令については、「給付」には、現物給付を含める。

(2) 協定第一条(1)及び第二条(2)の規定に関し、日本国については、「法令」には、協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために制定された法律及び規則を含めない。

(3) 協定第一条の規定に関し、

(a) 日本国については、次のことが了解される。

1 国民年金は、国民年金基金を含まない。

2 厚生年金保険は、厚生年金基金を含まない。

3 地方公務員等共済年金は、地方議会議員の年金制度を含まない。

(b) 日本国については、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

(c) ドイツ連邦共和国については、協定第十条から第十三条までの規定は、製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障には適用しない。

(4) 協定第二条(2)の規定に関し、

ドイツ連邦共和国が第三国と締結した社会保障に関する協定又は社会保障に関する欧州連合

の取極が保険制度間の負担の配分に関する規定を含む場合には、これらの規定は、協定の適用に際して考慮する。

(5) 協定第三条の規定に関し、

ドイツの法令の適用に当たっては、同条(b)は、千九百五十四年九月二十八日の無国籍者の地位に関する条約第一条にいう無国籍者を含める。

(6) 協定第四条(1)の規定に関し、

(a) 同条(1)の規定は、ドイツ連邦共和国が第三国と締結した社会保障に関する協定又は社会保障に関する欧州連合の取極に含まれる保険制度間の負担の配分に関する規定に影響を及ぼすものではない。

(b) 同条(1)の規定は、被保険者及び雇用者が保険者及び保険者の連合組織の運営機関に参加すること並びに社会保障に係る裁判に参加することを保証するいずれの締約国の法令にも影響を及ぼすものではない。

(c) 日本国の領域内に通常居住する日本国民は、ドイツの法定年金保険に少なくとも六十箇月の期間有効な保険料拠出を行っている場合、当該保険に任意に加入する権利を有する。ただし、ドイツの法令の下での任意加入の権利に関するより有利な規定は影響を受けない。この(c)の規定は、協定第三条にいう難民及びこの議定書の(5)にいう無国籍者であつて日本国の領域内に通常居住するものについて

でも適用する。

(d) ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住するドイツ国民は、協定第二条(1)(a)に掲げる年金保険制度に少なくとも六十箇月の期間有効な保険料拠出を行っている場合、日本国の国民年金に任意に加入する権利を有する。この(d)の規定は、協定第三条にいう難民であつてドイツ連邦共和国の領域内に通常居住するものについても適用する。

(e) 同条(1)の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定及び日本国民以外の者に対する脱退一時金に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

(7) 協定第五条の規定に関し、

(a) 日本国については、同条の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定には、影響を及ぼすものではない。

(b) ドイツ連邦共和国については、

1 所得能力の減退を理由とするドイツの法令による年金に関し、同条の規定は、日本国の領域内に通常居住する者に対しては、労働市場の状況のいかんにかかわらず当該

年金を受ける権利が存在する場合にのみ適用する。

2 同条の規定は、次のものに影響を及ぼすものではない。

(aa) ドイツ連邦共和国の領域外で経過した保険期間に基づく給付に関するドイツの法令

(bb) リハビリテーション給付に関するドイツの法令

(cc) 刑事訴訟手続を回避するために国外に逃亡する者の給付の請求権の停止を定めたドイツの法令

(8) 協定第六条から第八条まで及び第十条の規定に關し、

(a) 強制加入に関するドイツの法令が適用される者には、ドイツの法令の規定するところにより実際には強制加入とならない者も含む。

(b) これらの条の規定のうち被用者の強制加入に関するものは、被用者ではないが強制加入に関するドイツの法令の下で被用者として取り扱われる者についても適用する。

(9) 協定第四条、第七条及び第十条の規定に關し、

日本国の領域内において就労する者であつて協定第七条又は第十条の規定に基づいて強制加入に関するドイツの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、強制加入に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、強制加入に関する日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

(10) 協定第七条、第八条及び第十条の規定に關し、

(a) これらの条の規定により、強制加入に関するドイツの法令が日本国の領域内にいる者に対して適用される場合には、当該者及びその雇用者については失業保険への強制加入に関するドイツの法律及び規則を同様に適用する。

(b) これらの条の規定により、強制加入に関する日本国の法令がドイツ連邦共和国の領域内又はドイツ連邦共和国を旗国とする海上航行船舶上で就労する者に対して適用される場合には、当該者及びその雇用者については失業保険への強制加入に関するドイツの法律及び規則は、適用しない。

(11) 協定第七条の規定に關し、協定の効力発生前に派遣が開始されていた場合には、派遣期間は、協定の効力発生の日に開始したものとす。

(12) 協定第七条(1)及び第十条の規定に關し、日本国の被用者年金制度に加入していない者については、これらの条の規定による強制加入に関するドイツの法令の適用の免除は、当該者に対して日本国の国民年金に関する法令が適用され得ることを条件とする。

(13) 協定第十条の規定に關し、同条の規定により、日本国の領域内において強制加入に関するドイツの法令が適用される者については、当該者がドイツ連邦共和国の領域内で直前に就労していた場所において就労しているものとみなす。当該者が過去においてドイツ連邦共和国の領域内で就労したことがない場合には、当該者は、ドイツの権限のある当局が所在する場所であつて就労しているものとみなす。

(14) 協定第十一条(1)及び第十三条の規定に關し、これらの規定は、日本国の法令による給付であつて次に掲げるものについては適用しない。

(a) 厚生年金保険の障害手当金

(b) 共済年金の障害一時金

(c) 共済年金の職域加算年金

(d) 協定の効力発生後に導入されるその他の給付であつて協定第十九条(1)の規定に基づく取極において合意されるもの

(15) 協定第十三条の規定に關し、同条(3)の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間

を有する者については、同条(3)にいう要件は、日本国の法令に従つて、一の被用者年金制度につき満たされたものとみなす。

(b) 同条(4)の規定に従つて日本国の被用者年金制度の給付の額を計算するに際して、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、同条(4)にいう日本国の法令による保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が同条(4)にいう日本国の法令上定められた期間を超える場合には、この(b)の規定及び同条(4)に規定される計算方法は、適用しない。

(16) 協定第十五条(1)の規定に關し、日本国については、同条(1)の規定は、戸籍の証明に係る手数料の免除又は軽減を定める市町村の条例には影響を及ぼすものではないことが了解される。

(17) 協定第十六条(2)の規定に關し、ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(17)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に関するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

(18) 協定第十六条(2)の規定に關し、ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(18)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に関するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

(19) 協定第十六条(2)の規定に關し、ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(19)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に関するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

(20) 協定第十六条(2)の規定に關し、ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(20)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に関するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

(21) 協定第十六条(2)の規定に關し、ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(21)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に関するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

108 協定第十七条の規定に関し、

(a) 日本国の法令による給付の申請を行う者がドイツの法令による保険期間を有していることを表明する場合には、当該給付の申請をもって、ドイツの法令による相当する給付の申請がその日に提出されたものとみなす。ただし、この(a)の規定は、当該者がドイツの法令による老齢給付を受ける権利に関する決定が延期されるべきことを表明する場合には適用しない。

(b) 日本国に関しては、同条の規定の適用上、ドイツの法令による給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、日本国の被用者年金制度における類似の申請、不服申立て又は申告を受理する権限を有する保険者、保険者の連合組織又は行政当局に対して提出されなければならない。

109 協定第十九条の規定に関し、

協定の下でドイツ連邦共和国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局から日本国のこれらの機関に対して行われる連絡及び伝達は、日本国の権限のある当局に対して行われる場合を除き、日本国の連絡機関を通じて行われるものとする。

110 協定第二十一条の規定に関し、

(a) ドイツの法令の適用に際して、同条(4)に基づく新たな決定により、年金給付を受ける権利が消滅し、又は年金給付の額が協定の効力

発生前の最後の期間に対して支払われた額よりも少なくなる場合には、当該最後の期間に支払われた年金給付の額と同じ額が引き続き支払われるものとする。

(b) ドイツの法令において、協定によって給付を受ける権利が存在することとなる年金給付の決定の申請が、協定の効力発生後十二箇月以内に行われる場合、当該年金給付は、月初において資格要件が初めて満たされた暦月から支給する。ただし、最も早い場合であっても協定の効力発生の時点からとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百九十八年四月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により、本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小淵恵三

ドイツ連邦共和国のために

フランク・エルベ

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

日独両国間においては、緊密な経済関係を背景として人的交流が活発であるが、企業により一時的に相手国に派遣される者等については、両国の公的年金保険制度に二重に加入することが義務付けられることがある上、短期間の加入の場合には、年金給付を受けるための要件となつていて資格期間を満たすことができず相手国の年金を受けられないことがあるというような問題が生じている。

我が国政府は、従来からドイツ政府との間でこの問題の解決を図るための協議を行つてきたが、問題解決を図るための協定を締結することによってドイツ政府と一致し、平成七年九月以来このための政府間交渉を行つてきた。その結果、合意に至つたので、平成十年四月二十日東京において本協定の署名が行われた。

本協定は、日独両国間における公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定が適用される年金保険制度は、日本については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金及び農林漁業団体職

員共済年金とし、ドイツについては、法定年金保険、製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障とすること。

2 就労者の年金保険制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる国の関係法令のみを適用すること。

3 被用者等が一時的に相手国に派遣される場合には、原則として、五年間は派遣元国の法令のみを適用し、当該派遣が五年を超えて継続される場合には、申請に基づき、派遣元国の法令が適用されることを条件に、派遣先国の法令適用を免除できること。

4 一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際しては、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算すること。

5 年金額の計算に際しては、原則として、相手国の保険期間は考慮せず、それぞれの国内法の規定に従つて自国の保険期間に応じた額を支給すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、本協定に定める規定に関し、いずれか一方の締約国にのみ適用される詳細な事項について規定している。

本協定は、批准書の交換が行われた月の翌々月の初日に効力を生ずることになっている。よつて政府は、本協定の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日独間の年金保険制度への二重加入等の問題の解決が図られ、雇用者及び被用者双方の保険料負担が軽減されること等により、日独間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含めた西国間の関係がより一層緊密化されることが期待されとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年五月二十日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十年五月二十一日 衆議院会議録第四十一号

六四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京一〇五八四四五
二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定価

送料 本号一部
二〇〇円
送料別